



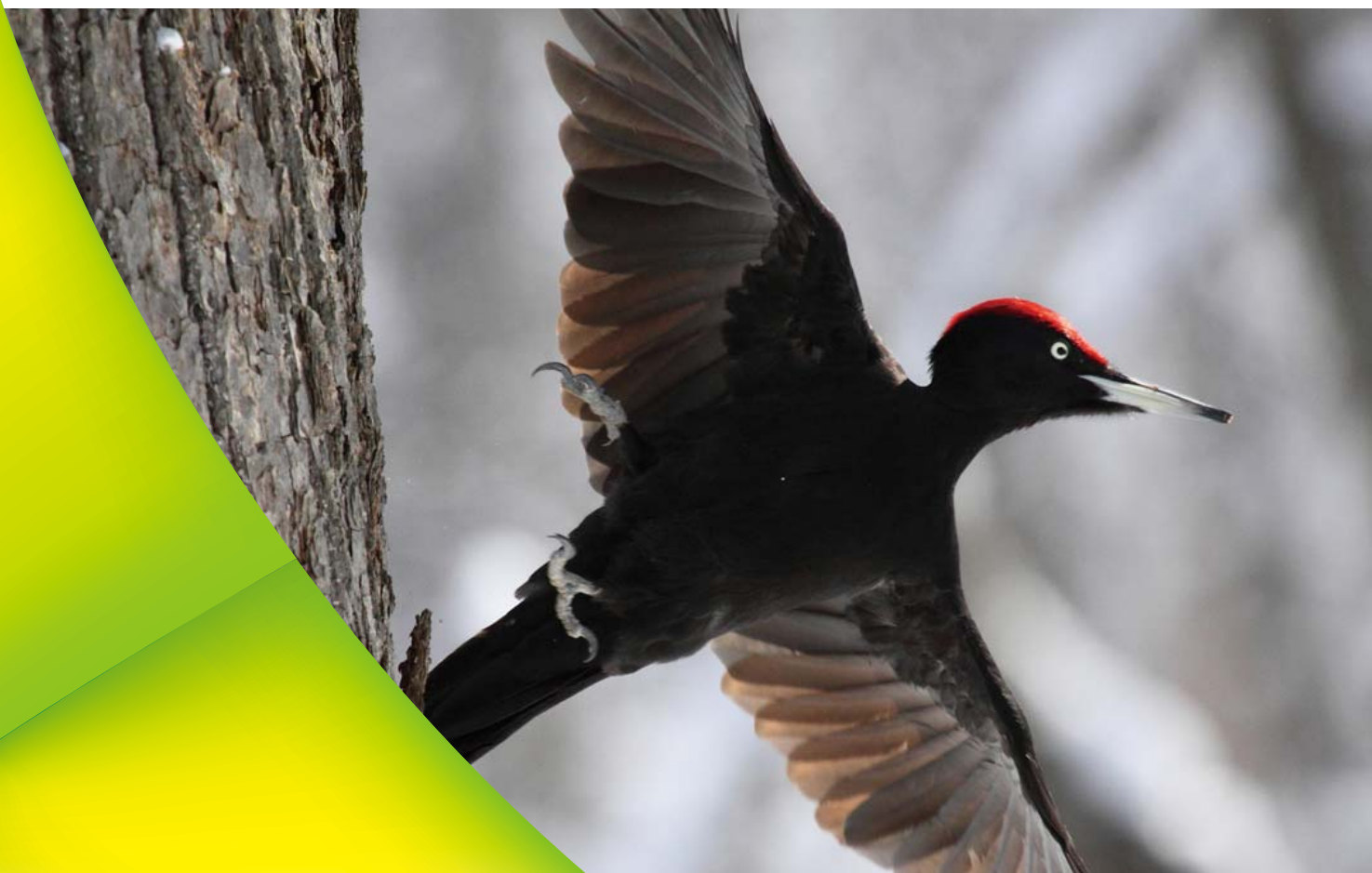
三井住友トラスト・ホールディングス

SuMi TRUST

SUMITOMO MITSUI TRUST HOLDINGS

CSR REPORT

2013



経営理念(ミッション)

- (1) 高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまにとってトータルなソリューションを迅速に提供してまいります。
- (2) 信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立してまいります。
- (3) 信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出し、株主の期待に応えてまいります。
- (4) 個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供してまいります。

目指す姿(ビジョン)

—「The Trust Bank」の実現を目指して—

三井住友トラスト・グループは、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出する、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、グローバルに飛躍してまいります。

行動規範(バリュー)

私たち、三井住友トラスト・グループの役員・社員は、グループ経営理念を実践するため、以下の6つの行動規範を遵守してまいります。

お客さま本位の徹底 —信義誠実—

私たちは、最善至高の信義誠実と信用を重んじ確実を旨とする精神をもって、お客さまの安心と満足のために行動してまいります。

社会への貢献 —奉仕開拓—

私たちは、奉仕と創意工夫による開拓の精神をもって、社会に貢献してまいります。

組織能力の発揮 —信頼創造—

私たちは、信託への熱意を共有する多様な人材の切磋琢磨と弛まぬ自己変革で、相互信頼と創造性にあふれる組織の力を発揮してまいります。

個の確立 —自助自律—

私たちは、自助自律の精神と高い当事者意識をもって、責務を全うしてまいります。

法令等の厳格な遵守

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない企業活動を推進してまいります。

反社会的勢力への毅然とした対応

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫いてまいります。



シンボルマーク

シンボルマークは、「未来の開花(Future Bloom)」をテーマに、「高い専門性と総合力によって、新たな価値を創造し、お客さまや社会の未来を花開かせる」という三井住友トラスト・グループのビジョンを象徴しています。

透明感のある4つの花弁は、お客さま・社会・株主・社員の各ステークホルダーに対する私たちのミッションを表すとともに、それぞれの色彩は、私たちのバリュー(行動規範)である「信義誠実」(ナチュラルグリーン)、「奉仕開拓」(ゴールデンオレンジ)、「信頼創造」(ブルーグリーン)、「自助自律」(スカイブルー)を表しています。

コーポレートカラー

コーポレートカラーは、シンボルマークが表現する価値観を統合し、親しみやすさとともに未来を感じさせる「フューチャーブルー」としました。

三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針 (サステナビリティ方針)

私たち三井住友トラスト・グループは、経営理念(ミッション)、目指す姿(ビジョン)、行動規範(バリュー)に基づき、お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等のすべてのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たします。

1. 事業を通じた社会・環境問題の解決への貢献

- ・ 私たちは、グローバルな視点に立ち、本業を通じて社会・環境問題の解決に取り組みます。
- ・ 私たちは、社会・環境問題の解決に向けて、信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルや革新的な商品・サービスの開発に取り組みます。

2. お客さまへの誠実な対応

- ・ 私たちは、お客さまに商品・サービスの内容を十分にご理解いただけるよう、丁寧なご説明やご提案に努めるとともに、いただいたお客さまの声を迅速に業務改善や商品・サービス向上につなげます。
- ・ 私たちは、お客さまの情報について、万全の管理に努めます。
- ・ 私たちは、お客さまが主体的かつ合理的に金融商品を選択し健全な資産形成ができるよう、教育機関や行政、NPO等とも連携しながら教育・啓発活動に取り組みます。

3. 社会からの信頼の確立

- ・ 私たちは、あらゆる法令等やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
- ・ 私たちは、ステークホルダーとの健全かつ正常な関係を構築するとともに、公正な競争、企業情報の適切な開示等、社会の構成員としての責任を全うします。
- ・ 私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を貫き、また、組織的犯罪による金融機能の不正利用の防止に取り組みます。

4. 環境問題への取り組み

- ・ 私たちは、低炭素社会や生物多様性を育む自然共生社会、循環型社会の構築を目指し、さまざまなステークホルダーとの連携を図り、本業を通じてこれらを阻害する問題の解決に取り組みます。
- ・ 私たちは、省エネルギー・省資源等、自らの企業活動によって生じる直接的な環境負荷の低減に取り組みます。

5. 個人の尊重

- ・ 私たちは、あらゆる企業活動において、個人の人權、多様な価値観を尊重し、不当な差別行為を排除します。
- ・ 私たちは、安全で快適な職場環境を実現するとともに、社員それぞれの多様な働き方を尊重し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。
- ・ 私たちは、社員の能力開発に取り組むとともに、心とからだの健康づくりに努めます。

6. 地域社会への参画・貢献

- ・ 私たちは、企業活動を行うあらゆる地域において、さまざまなパートナーと協力し合い、事業活動や教育・文化事業等の社会貢献活動を通じて、地域社会の活性化や豊かな生活環境づくりを目指します。

編集方針

CSR(企業の社会的責任)レポート編集方針

本CSRレポートは、2011、2012年版に引き続き、ハーバード大学のマイケル・E・ポーター教授が唱えた「共通価値の創造」(CSV: Creating Shared Value)のコンセプトの視点に立つとともに、2013年5月に公表されたグローバル・レポート・イニシアティブG4版ガイドラインを参考に編集しています。

なお、CSVのコンセプトにおけるマテリアリティとG4版ガイドラインのマテリアリティの混同を避けるため、CSVのマテリアリティをプロセス(共通価値創造につながるプロセス)という表現に置き換え、当該レポート内で表現するマテリアリティは、全てG4版のマテリアリティとしました。

また、さまざまな読者ニーズに対応するため、2013年版はフルレポート(当該冊子)、ダイジェスト版、各特集冊子(「気候変動」、「自然資本」、「責任投資」、「環境不動産」)の3形態とさせていただきます。また、当グループのその他のCSR活動への取り組みについては、ウェブサイトに掲載致します。

※ 本レポートおよび当グループのCSR活動に関する皆さまからの率直なご意見をいただくため、巻末にアンケート用紙をご用意しました。皆さまの忌憚のないご意見・ご感想をお寄せいただければ幸いです。

報告対象範囲:

三井住友トラスト・グループ(三井住友トラスト・ホールディングス、三井住友信託銀行、その他のグループ会社)

対象読者:

お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等の全てのステークホルダー(利害関係者)

報告対象期間:

2012年10月1日～2013年9月30日

※ ただし、一部には2012年度以前の活動や2013年10月以降の最新情報を含んでいます。

参照ガイドライン:

GRI(Global Reporting Initiative)

「サステナビリティ・レポート・ガイドライン第4版」

※ 本ガイドラインとの対照表は108頁をご参照ください

2013年版は読者ニーズに合わせCSRレポートを3形態に。



ウェブサイトの「CSRの取り組み」において、当レポートへの掲載情報以外にも当グループが取り組んでいる幅広いCSR活動の内容を掲載しています。

ウェブサイトでは特に環境不動産や生物多様性問題、社会的責任投資などへの取り組みについて、より詳細な情報を掲載しています。



「CSRの取り組み」

<http://smth.jp/csr/index.html>

社会貢献活動(With You活動)についての定期報告書を発行しています。

社会貢献活動レポート『With You』は、三井住友信託銀行の全国の支店で取り組むWith You活動についての定期報告書です(年4回発行)。



三井住友トラスト・グループは希少種の保護など、生物多様性保全のための取り組みを推進していきます。



表紙写真: クマゲラ

[Dryocopus martius]

クマゲラは絶滅危惧種に指定されている生物です。当グループは、社会貢献寄付信託などの寄付先として、絶滅危惧種の生息地を購入するナショナル・トラスト活動を推進する公益団体を指定しています。

CONTENTS

トップコミットメント	4
共通価値を創造するCSR活動	6
国連GC、サステナビリティ方針、ISO26000 関連内容掲載ページ	7
マテリアリティの特定にあたって	8
当グループのビジネスモデル	10
当グループ 事業のステイタス	11

Process 1

新しい金融事業を創造するCSR活動 12

銀行事業	金融機能を生かした気候変動問題への対応	14
	金融機能を生かした自然資本問題への対応	24
	金融機能を生かした超高齢社会問題への対応	34
	社会的問題の解決に向けて	40
資産運用・管理事業	資産運用業務におけるESG課題への取り組み	46
不動産事業	不動産業務におけるESG課題への取り組み	58

Process 2

社会適合性を向上させるCSR活動 68

コーポレートガバナンス・内部統制	70
コンプライアンス(法令等遵守)体制	78
公正な事業遂行の取り組み	80
リスク管理	81
人権と三井住友トラスト・グループ	87
社員と三井住友トラスト・グループ	90
環境負荷低減に向けた取り組み	93
お客さまから信頼をいただくための取り組み	97

Process 3

信頼を高め事業基盤を堅固にするCSR活動 100

全国での活動	102
With You活動推進の取り組み	104
三井住友トラスト・グループのCSR	
さまざまな企業行動指針などへの参加と活動	107
GRIガイドライン対照表	108
財務ハイライト	115
三井住友トラスト・グループの基本情報	116

Process 1

新しい金融事業を創造するCSR活動



> P.12

Process 2

社会適合性を向上させるCSR活動



> P.68

Process 3

信頼を高め事業基盤を堅固にするCSR活動



> P.100

持続可能な社会の構築に貢献し、 No.1サステナビリティバンクを目指します。



取締役社長
きたむら くに たろう
北村 邦太郎

取締役会長
つねかげ ひとし
常陰 均

はじめに

近年、国際社会においては資源枯渇や人口爆発、気候変動、生物多様性の喪失など人類の持続可能性を脅かす問題がますます深刻化しており、グローバル経済に大きな影響力を持つ企業にとって、CSRは外部から期待された社会的責任というより、持続的な成長に不可欠な経営課題だと認識され始めています。金融業界でも2006年に国連が責任投資原則(PRI)を発表して以来、CSRをその三つの構成要素である環境(Environment)、社会(Society)、企業統治(Governance)の頭文字を取ってESGと呼ぶことが一般化しつつあります。こうした中、欧州の機関投資家を中心に、どういった企業の株式に投資するか判断基準にESGを取り入れる動きが拡大しており、これら外国人株主の影響度合が増している日本企業にとって、このESG問題への取り組みを急ぐ必要性があると考えています。

業務プロセスとESGの統合

私ども三井住友トラスト・グループにおいてはステークホルダーの視点に立ってESGのリスクを見極めた上で、業務プロセスの中に取り込んでいます。

具体的には、ESGリスクの中でも「環境」については、既に主要な拠点でISO14001の認証を取得し、環境マネジメントシステムの中で管理体制を構築していますが、それに加え投融资やサプライチェーンなど業務全般にわたった対応を強化するため、社内横断的なESGリスク管理連絡会を立ち上げました。

また、当グループはアジアを中心に海外展開を積極的に進めており、人権については途上国の問題も含めグローバルな視野で取り組む必要があることから、新たに「人権方針」を策定し、人権デューデリジェンス・プロジェクトチームの下、グループ全体で取り組みを強化するための体制を構築しました。

一方、ESG課題の解決は、チャンス、即ち新たな事業機会の獲得へとつながります。当グループではこれまでも社会的な価値と企業の経済価値を共に追求するCSV（Creating Shared Value; 共通価値の創造）を推進してきましたが、最近では自然資本に関し、世界で初めての融資商品として「自然資本評価型環境格付融資」を開発しました。

その他世界に例を見ない超高齢社会がもたらす課題は、まず社員の知見を高めることが重要だと考え、老年学（ジェロントロジー）の社内研修も開始しています。

レポートの見直し

このようなESGの取り組みは、言うまでもなく、どのようにステークホルダーに情報を開示するかが重要です。国際的には統合報告やグローバル・レーティング・イニシアティブの第4版（GRI/G4）など、これまでのレポートを一変させるような新しいコンセプトも登場しています。

当グループも今年度からCSRレポートを大きく変更致しました。まず何よりステークホルダーへ影響を与えるマテリアリティ（重要性）の再定義が必要と考え、GRI/G4のプ

ロセスに則り開示内容を見直しました。また、CSVの観点から重視している気候変動、自然資本、環境不動産、責任投資の4テーマについては、それぞれ小冊子を発行し、事業側面の開示内容を充実させました。これらは、財務情報と非財務情報の関連性を比較可能な形で開示する統合報告の考え方を取り入れたものです。

おわりに

日本のCSR元年と呼ばれた2003年から10年が経ちました。多くの企業が本業を通じたCSRを標榜するようになり、社会的課題の解決に真剣に向き合おうとしています。私たちもそうした動きに遅れを取ることなく、むしろ他社に先駆けてESGへの対応にリーダーシップを発揮し、持続可能な社会の形成に貢献する「No.1サステナビリティバンク」を目指してまいりますので、引き続き、皆さまの温かいご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

2014年2月

取締役会長

常陰 均

取締役社長

北村 邦太郎

共通価値を創造するCSR活動

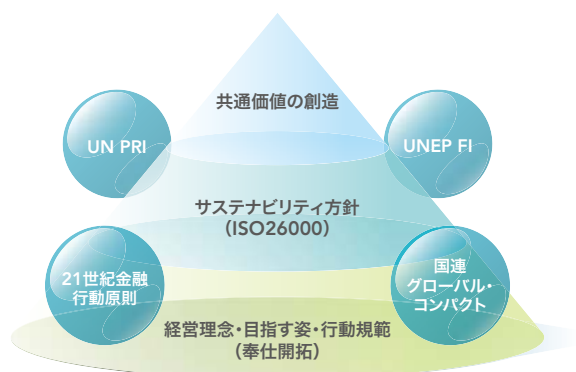
「共通価値の創造」の基盤

「共通価値の創造(CSV: Creating Shared Value)」とは、企業が社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、同時に自らの経済的価値を創造していくという考え方です。

当グループが目指す「共通価値の創造」は、「経営理念(ミッション)」、「目指す姿(ビジョン)」、「行動規範(バリュー)」、および当グループの社会的責任に関する基本方針である「サステナビリティ方針」に基づいたものです。これらのポリシーには、経済的価値や社会的価値の創造に取り組む姿勢が明示されています。

また、当グループは、国際的な企業行動原則である「国連グローバル・コンパクト」や、国内金融機関の自主原則「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」等に署名しており、これらの原則・行動指針を尊重しながら、共通価値の創造を目指しています。

共通価値の創造プロセス



「共通価値の創造」を実現するための三つのプロセス

当グループは、「共通価値の創造」を実現するためのプロセスを三つのカテゴリー、すなわち①社会的な課題の解決に貢献するために新しい金融事業を創造すること、②日常業務において社会適合性の向上を図ることで企業体質を強化すること、③社会活動への積極的な参画を通じステークホルダーの信頼を高め事業基盤を堅固にすること、に整理し、戦略的な取り組みを推進しています。



国連GC、サステナビリティ方針、ISO26000 関連内容掲載ページ

国連GC(グローバル・コンパクト)の10原則

	原則	掲載ページ
 人権	原則1 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。	87～89
	原則2 人権侵害に加担しない。	
 労働	原則3 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。	90～92
	原則4 あらゆる形態の強制労働を排除する。	
	原則5 児童労働を実効的に廃止する。	
	原則6 雇用と職業に関する差別を撤廃する。	
 環境	原則7 環境問題の予防的なアプローチを支持する。	14～33、 93～96
	原則8 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアティブをとる。	
	原則9 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。	
 腐敗防止	原則10 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。	80

三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)

方針	掲載ページ
1 事業を通じた社会・環境問題の解決への貢献	12～67
2 お客さまへの誠実な対応	97～99
3 社会からの信頼の確立	70～80
4 環境問題への取り組み	14～33、 93～96
5 個人の尊重	90～92
6 地域社会への参画・貢献	100～106

ISO26000 7つの中核主題

中核主題	課題	掲載ページ
 組織統治	組織統治	70～79、 81～86
 人権	デューディリジェンス／人権に関する危機的状況／加担の回避／苦情解決／差別及び社会的弱者／市民的及び政治的権利／経済的、社会的及び文化的権利／労働における基本的原則及び権利	87～89
 労働慣行	雇用及び雇用関係／労働条件及び社会的保護／社会対話／労働における安全衛生／職場における人材育成及び訓練	90～92
 環境	汚染の予防／持続可能な資源の利用／気候変動の緩和及び気候変動への適応／環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	14～33、 93～96
 公正な事業慣行	汚職防止／責任ある政治的関与／公正な競争／バリューチェーンにおける社会的責任の推進／財産権の尊重	80
 消費者課題	公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、及び公正な契約慣行／消費者の安全衛生の保護／持続可能な消費／消費者に対するサービス、支援、並びに苦情及び紛争の解決／消費者データ保護及びプライバシー／必要不可欠なサービスへのアクセス／教育及び意識向上	97～99
 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	コミュニティへの参画／教育及び文化／雇用創出及び技能開発／技術の開発及び技術へのアクセス／富及び所得の創出／健康／社会的投資	100～106

※ GRIガイドライン G4に則ったマテリアリティ特定のプロセスは8-9頁に、対照表は108-114頁に掲載していますので、ご参照ください。

マテリアリティの特定にあたって

当グループは当該レポートの作成に際し、グローバル・レポーティング・イニシアティブG4版ガイドラインを参考にしました。

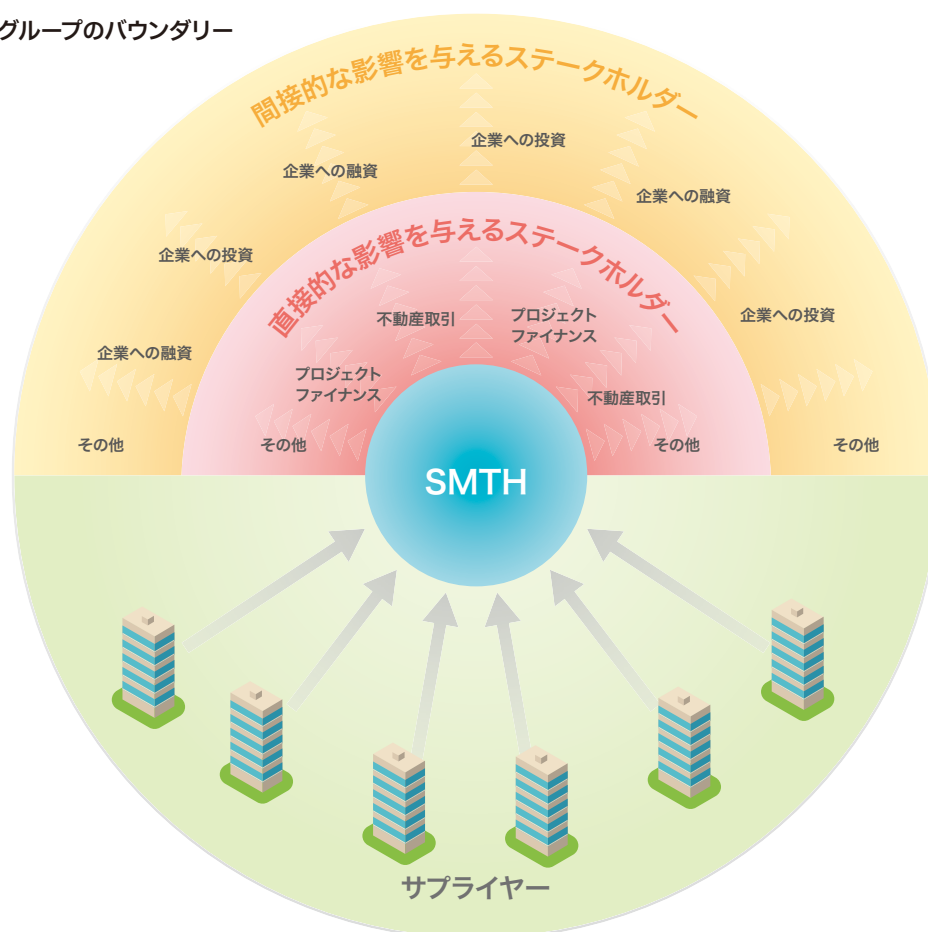
具体的には、報告対象となる項目の洗い出しに際し、昨年までのレポートの開示項目を踏まえ、特定標準開示項目の全項目および、さまざまな調査機関等から提示されたESGに関するアンケートをチェックし、それらの情報の記載に努めました。

バウンダリーの設定

当グループは、バウンダリーについて以下のように整理しています。

- ① 当グループの所属する企業
- ② 当グループへ各種サービスや設備・文具などを納入するサプライヤー
- ③ 当グループの事業を通じ影響を与えるステークホルダー
 - (ア) 直接的な影響を与える事業(例:プロジェクトファイナンス、不動産取引)
 - (イ) 間接的な影響を与える事業(例:企業への投融資)

当グループのバウンダリー

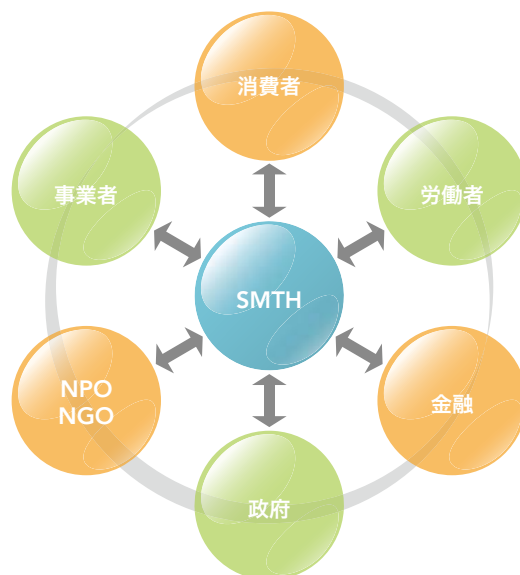


ステークホルダーとの対話

当グループでは、各セクションがさまざまなステージで、事業者、消費者、労働者、金融、政府、NPO・NGO関係者と戦略的ディスカッションを行うことにより、ステークホルダーとのコミュニケーションを図っています。

開示項目の決定にあたっては、ステークホルダーの包含の原則に基づき、当グループがステークホルダーにどのような影響を与えているのか、どのような役割を期待されているのかを分析し判断に組み入れました。

具体的には、「お客さまの声」「株主・投資家の声」「社員の声」などのような、組織的な情報収集以外に、マルチステークホルダー形式の議論に積極的に参加し、意見交換を行ったほか、NPO団体と個別にミーティングを開き、テーマ別にヒアリングを行いました。



過去1年間に参加した主なミーティング

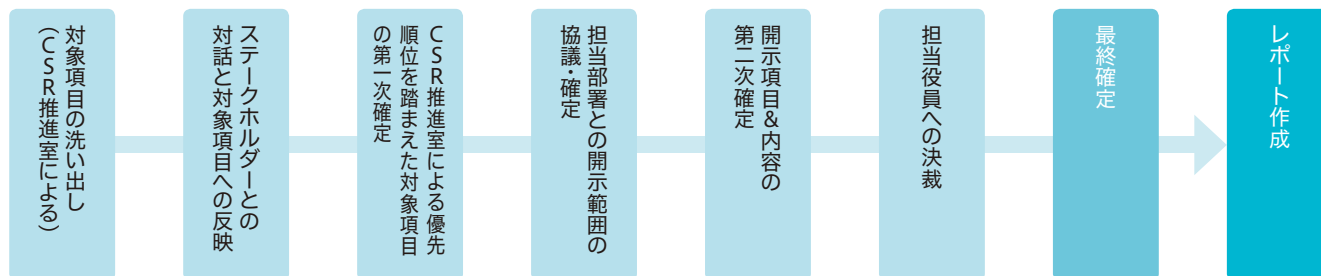
開催日	講師・参加団体	対話を通じて得られたこと
2013年 8月9日	コンサベーション・インターナショナル・ ジャパン代表理事 日比保史氏 生態系政策マネージャー 名取洋司氏	自然資本等の三井住友トラスト・グループの環境の取り組みをご紹介しますし、意見交換を行いました。グローバルな動向を踏まえ金融機関が取り組むべき方向性について、大変貴重な意見を頂戴しました。
2013年 8月22日	A SEED Japan 土谷和之氏 JACES 田辺有輝氏 (持続可能な開発と援助プログラム プログラムコーディネーター)	欧州等における最新動向を踏まえ、市民セクターが銀行に求める社会的・環境的な責任は何かご教示いただきました。三井住友トラスト・グループの取り組みに足りない点を知る上で大変参考になりました。
2013年 9月13日	公益社団法人 アムネスティ・ インターナショナル日本 谷口玲子氏 東京経済大学現代法学部 非常勤講師 寺中誠氏	ステークホルダーが人権問題について金融機関に求めるものは何か、ご教示いただきました。特に投融資業務における人権問題への対応について大変貴重なご意見を頂戴しました。
2013年 9月18日	プラチナ社会研究会 「グローバル展開を見据えた企業とNGOの交流会<第1回>」 (参加NGO) コンサベーション・インターナショナルジャパン、 IUCN (国際自然保護連合)、グリーンピース・ジャパン、アムネスティ・インターナショナル日本、トランスパレンシー・ジャパン	各NGOからのプレゼンテーションの後、参加企業とNGOがグループディスカッションを行いました。NGOの考え方のみならず他社の取組状況を聞く、大変有意義な機会となりました。

開示項目の決定プロセス

当グループは、上記の作業を通じて開示項目候補を洗い出し、決定しました。開示項目の優先順位付けにあたっては、

下記のとおり、下記の考え方に基づいて重要性の判断を取り入れました。

開示項目の確定プロセス



当グループのビジネスモデル

三井住友トラスト・グループは、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合したビジネスモデルで独自の価値を創出しています。



当グループ事業のステイタス

三井住友トラスト・グループは、①我が国最大の資産運用・資産管理グループ、②我が国有数の資産運用コンサルティンググループ、③信託銀行関連各事業で業界トップクラスであり、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループです。

(2013年3月末時点)

銀行事業	貸出業務 総貸出残高	約22兆円	本邦銀行グループ内	第5位
	貸出業務 個人ローン残高	約7兆円	本邦銀行グループ内	第5位
	投信・保険販売残高	約6兆円	信託	第1位
	金銭債権流動化受託残高	約11兆円	信託	第2位
	遺言関連業務 遺言信託件数	22,447件	信託	第2位

資産運用・管理事業	資産運用残高	約63兆円	本邦銀行・証券グループ内	第1位
	企業年金受託残高	約14兆円	信託	第1位
	年金総幹事件数	1,051件	信託	第1位
	資産管理残高	約188兆円	本邦銀行グループ内	第1位
	投資信託受託残高	約36兆円	信託	第1位
	証券代行管理株主数	約2,281万人	信託	第2位

不動産事業	不動産関連収益 (グループ会社合算)	約327億円	信託	第1位
	不動産証券化受託残高	約10兆円	信託	第1位

Process 1

新しい 金融事業を 創造する CSR活動



共通価値の創造

企業が「顧客ニーズ」に応えるのは当然のことです。しかし、顕在化した「顧客ニーズ」に 応えているだけでは、事業革新（イノベーション）を実現することはできません。さまざまな社会問題の解決が「社会ニーズ」であると捉え、その解決に貢献することは、潜在的な「顧客ニーズ」を先取りしたイノベーションを生み出すことにつながります。

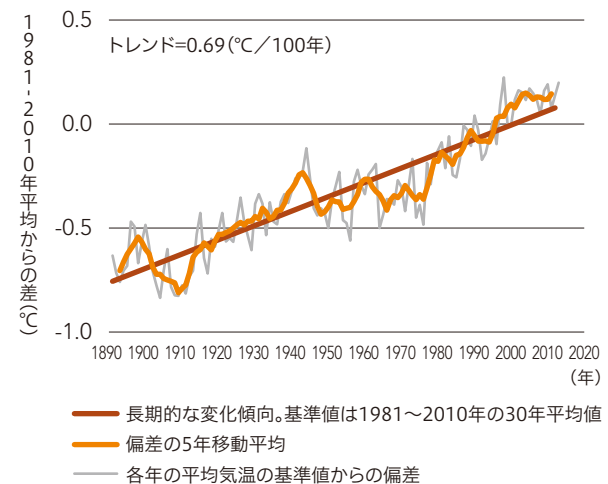


金融機能を生かした 気候変動問題への対応

世界気象機関の報告によると、ここ数年、毎年地球の平均気温は観測史上最高を更新し続けています。地球規模ではハリケーンや台風の大型化、頻発する干ばつと洪水、北極海の融氷や熱帯雨林の破壊が起き、国内でも豪雨の増加による水害、土砂災害、夏の最高気温の更新など、事例の枚挙にいとまがない状況になっています。

当グループは、信託銀行の機能と経験を生かした付加価値の高い金融ソリューションにより、このテーマに貢献してゆきます。

世界の年平均気温偏差



三井住友トラスト・ホールディングスの気候変動対応行動指針

1. 気候変動の緩和等に向けた取り組み・支援の実施

私たちは、自らの事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、気候変動の緩和やその適応に向けた活動の支援に努めます。

2. 商品・サービスの提供

私たちは、金融機能を通じた省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進など、気候変動の緩和に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。

3. ステークホルダーとの協働

私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、気候変動への対応に努めます。

4. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と気候変動への対応に向けた教育・研修に努めます。

5. 情報公開

私たちは、気候変動への対応状況を積極的に開示します。

再生可能エネルギーの普及・拡大

再生可能エネルギーファイナンス

プロジェクトファイナンスなどを通じて、風力、太陽光などの再生可能エネルギーの導入を促進しています。

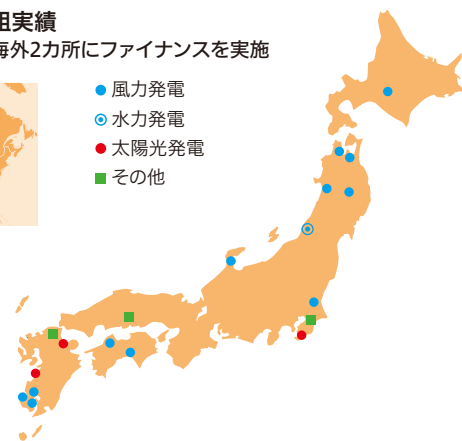
2012年7月に再生可能エネルギーにより発電された電力を電力会社で買い取る固定価格買取制度(FIT)が導入されて以降、国内各地でメガソーラー(大規模太陽光発電所)の建設ラッシュが巻き起こり、風力発電、地熱発電、小水力発電の計画が相当数具体化してきました。当グループでは、これらの取り組みや海外でのプロジェクトを支援するために、ファイナンス面でのサポートを行っています。

国内外の取組実績

国内19カ所、海外2カ所にファイナンスを実施

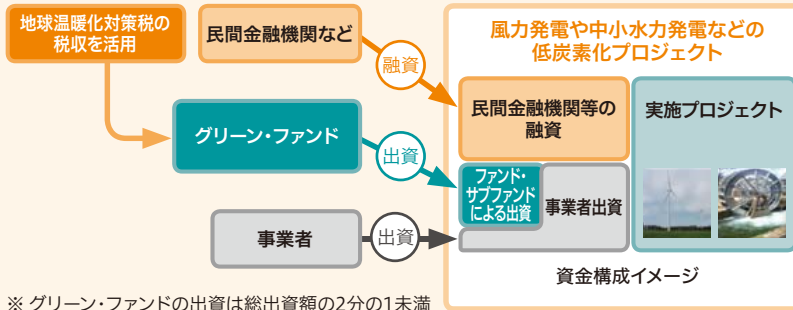


- 風力発電
- 水力発電
- 太陽光発電
- その他



地域低炭素投資促進ファンドの活用をサポートします

2013年6月、再生可能エネルギーなどのCO₂削減に資する事業を地域主導型で推進するために、地域低炭素化出資事業基金(グリーン・ファンド)が創設されました。当グループでは、再生可能エネルギー事業者や地方銀行等と連携し、それらの事業を支援していきます。



ソーラーリース

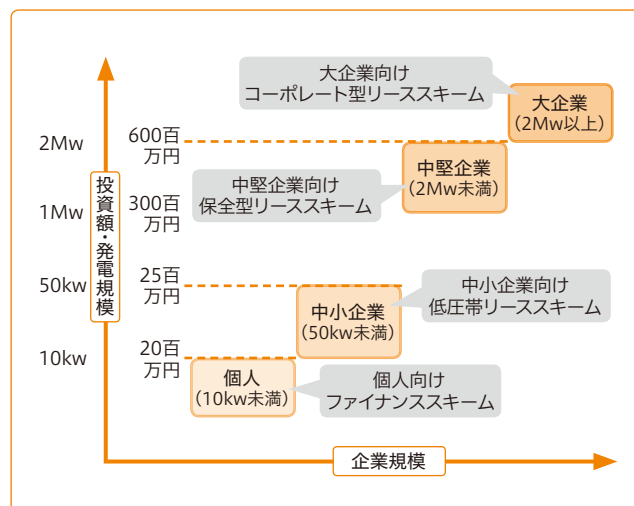
小規模から大規模までの太陽光発電設備の導入を、計画・施工・運営の期間にわたってリース方式でサポートします。

太陽光発電の導入にあたって、発電量予測、設計、資金計画、系統連系協議、施工、運営、保守管理などの一連の作業を三井住友トラスト・パナソニックファイナンスがトータルでサポートする体制を構築しています。

お客さまからご提供いただく、太陽光発電設備を設置する土地、建物に応じて多様なスキームを取りそろえており、適切なパートナーを選定の上、リース期間にわたりワンストップでサービスを提供致します。

2013年11月現在、大規模太陽光発電所へのファイナンスを33件(計画中を含む)手がけています。

太陽光マーケットと取り組みスキーム



ワンストップサービスの流れ



ソーラーローン(販売金融)

一般住宅への太陽光発電やHome Energy Management System (HEMS)、家庭用燃料電池、蓄電池の導入を支援しています。

太陽光発電に対する意識の高まりを、国や自治体の補助金制度、余剰電力の買取制度*などが後押ししたことにより、一般住宅への太陽光発電設備の設置が飛躍的に増えています。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、販売店、施工会社などと協力し、ソーラーローンを提供することにより、金融面での後押しをしています。ソーラーローンの実行額は2010年度44億円、2011年度109億円、2012年度148億円と年々増加しており、同社のリフォームローンの中核的商品となっています。

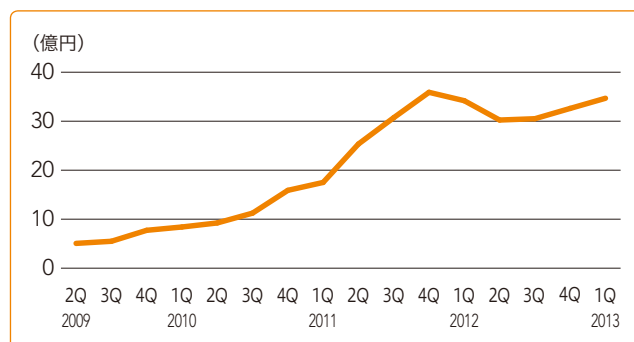
今後はソーラーだけでなくHEMS、家庭用燃料電池、蓄電池など家庭のスマートエネルギー化、防災対応全般について金融面で支えていきます。

※ 2009年11月に導入された、太陽光発電によって発電した電力のうち、使われずに余った電力を電力会社が、10年間一定の価格で買い取る制度。

住宅のスマートエネルギー化を実現する機器



三井住友トラスト・パナソニックファイナンス ソーラーローンの実行額四半期推移



住宅・建築物省CO₂先導事業に関する取り組み

省CO₂を建物評価という視点で促進しています。

建築におけるエネルギー効率性の追求は気候変動対策および経済効率性の観点からCorporate Real Estate (CRE)戦略の最重要ファクターの一つとなっています。「住宅・建築物省CO₂先導事業」とは、気候変動対策で他の事業者の参考となるような先導的な建築事業に対して、国が助成金を出す制度です。三井住友信託銀行ではそのような事業者をサポートするコンサルティング※を実施しています。

また、三井住友信託銀行は投資家等がエネルギー/温室効果ガスを含む環境性能の評価結果を容易に活用できるようにするため、不動産の環境性能評価システムの「CASBEE不動産マーケット普及版」の開発に主導的な立場で携わってきました。三井住友信託銀行は本システムを活用したコンサルティングサービス等を行っています。

※ このコンサルティングは、住宅・建築物省CO₂先導事業の採択をお約束するものではありません。

CASBEE不動産マーケット普及版の気候変動に関する評価項目

エネルギー/温室効果ガスに関する評価項目	評価ポイント
省エネ基準への適合、目標設定とモニタリング、運用管理体制	①省エネ基準のクリア、②エネルギー消費量の目標設定、③モニタリングの実施状況、④運用管理体制の構築状況
使用・排出原単位(計算値)	標準的な運用条件下での年間一次エネルギー消費量
使用・排出原単位(実績値)	電力、ガス等の実績値から換算した一次エネルギー消費量での統計的な位置付け
自然エネルギー(太陽光発電等)	最大使用電力量または年間消費エネルギーに対する割合



八千代銀行本店



東洋製罐グループホールディングス
大崎フォレストビルディング

環境配慮型住宅ローン

省エネ、創エネなど、環境に配慮した住宅の普及促進を支援する住宅ローンを提供しています。

戸建住宅やマンションの購入にあたって、省エネ性能や緑の豊かさなどの環境に配慮した住宅を好まれるお客さまが増加しています。

このようなニーズを踏まえ、三井住友信託銀行では住宅ローンの金利体系にCSR基準を導入し、自治体独自の環境性能表示制度を採用しているマンションなどに対して金利を優遇する環境配慮型住宅ローンを提供しています。

具体的には断熱性能の向上、太陽光パネルやガスヒートポンプなどの導入、敷地内の緑化など多様な環境配慮をした住宅を評価する制度を設けている東京都、川崎市、大阪府、神戸市、広島市の五つの自治体と連携し、環

境配慮型住宅ローンを提供しています。

また、くらしの中での省エネ・節電の意識がより高まる中、三井住友信託銀行は、再生可能エネルギー活用の普及・拡大についても、ローン商品の提供でサポートしています。

具体的にはパナホーム株式会社の販売する太陽光発電設備を搭載した戸建住宅に対して、太陽光発電設備一体型新築住宅向け提携ローンの取り扱いを2012年12月より開始しています。

東京都マンション環境性能表示



建物の断熱性	★★★★
設備の省エネ性	★★★★
太陽光発電・太陽熱	★★★★
建物の長寿命化	★★★★
みどり	★★★★

この表示は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づくものです。

2013年度基準

東京都マンション環境性能表示2013年度基準の例



写真提供：パナホーム株式会社

金融が支援するスマートシティのエネルギー・トータルマネジメント

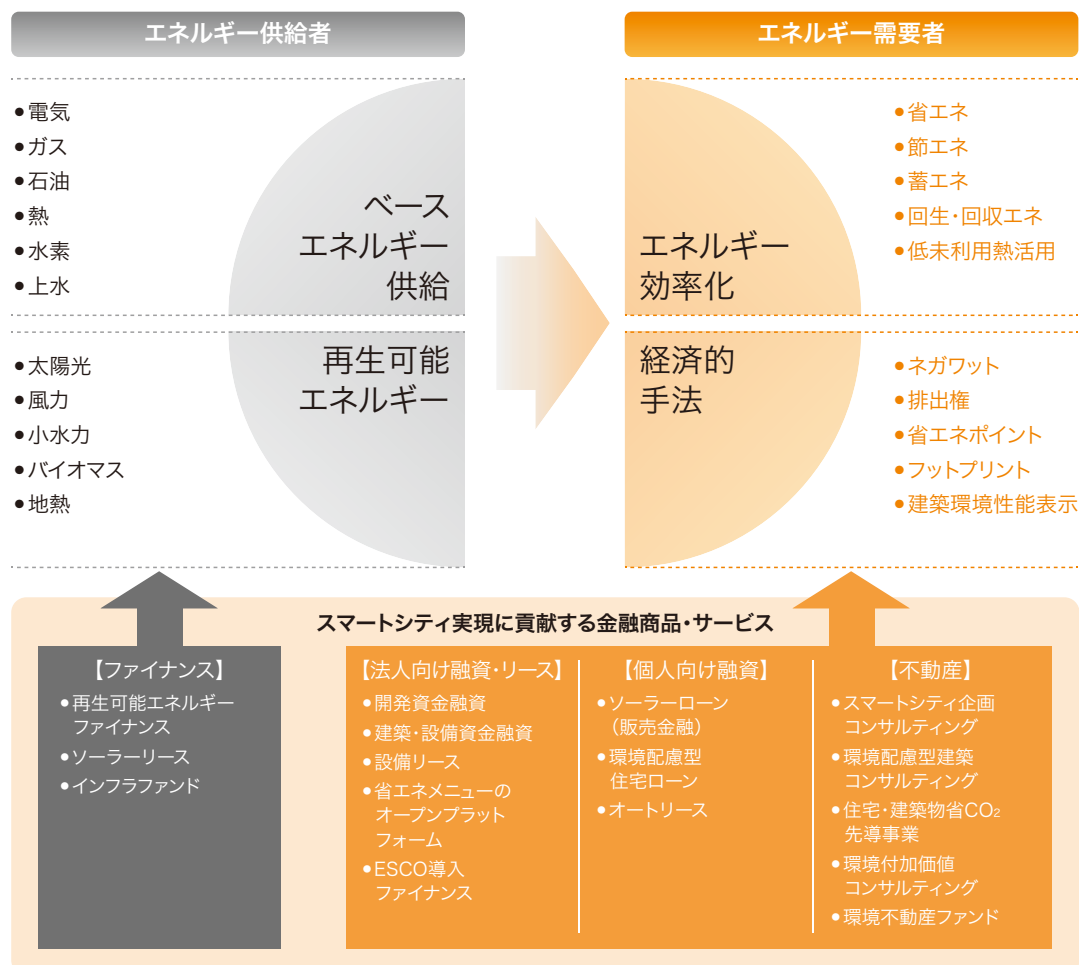
三井住友信託銀行は、電力・ガス・熱システム改革を踏まえたエネルギー供給の多様化や太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進といったエネルギー供給者側の対策、省エネ・省コスト・省CO₂を目的とする個々の建築物や都市・地域全体でのエネルギーマネジメントといったエネルギー需要者側の対策をファイナンス、リースなどの金融機能や環境性能評価制度の活用によって支援し、社会全体の気候変動対策による低炭素社会の実現に貢献していきます。

スマートシティは居住環境、経済活動などさまざまな人間活動におけるエネルギー利用の効率化の取り組みを通じて気候変動を緩和するものです。また、情報通信の高度化により、高齢社会への対応、安全社会の構築に貢献し、環境面のみならず、社会面でも持続可能社会の実現に資するものです。

エネルギー供給者、エネルギー需要者、金融の一体的取り組み

エネルギー供給者	電力・ガス・熱システム自由化、エネルギー供給の多様化対応
	再生可能エネルギーの導入促進
エネルギー需要者	省エネ・省CO ₂ ・省コストのトータルマネジメント
	エネルギー・タウンマネジメント
金融	多様な資金供給による財政的支援
	建築環境総合性能評価制度の活用

スマートシティのエネルギー構造

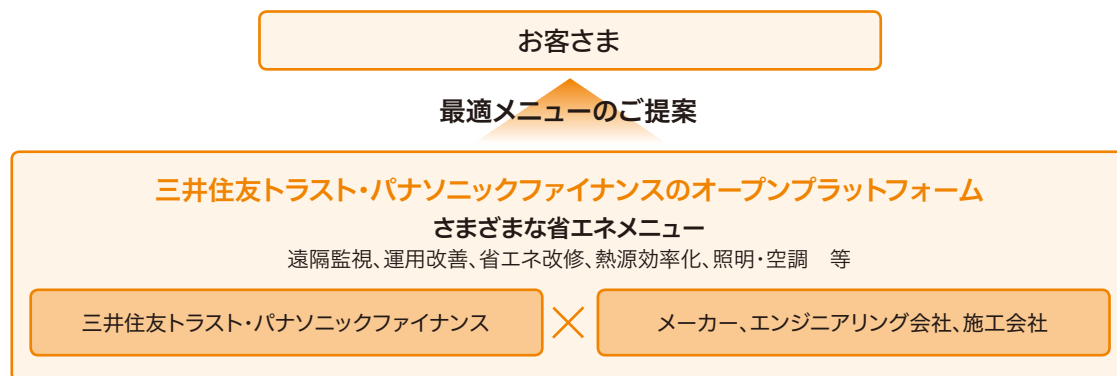


省エネメニューのオープンプラットフォーム

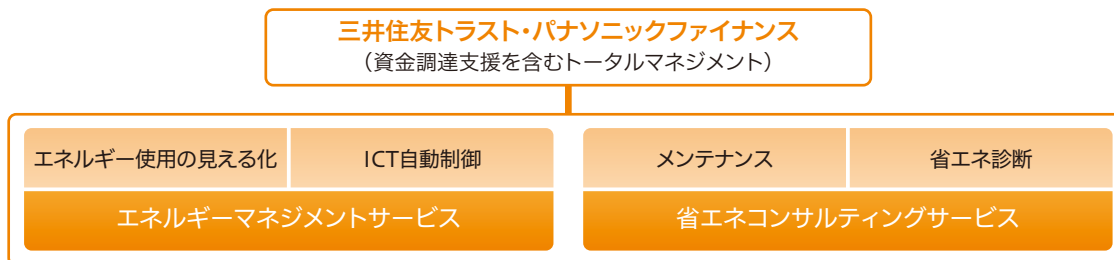
三井住友トラスト・パナソニックファイナンスではオフィス、商業施設、工場などでの省エネを通じたコスト構造の
変革と環境対策を提案します。

- 設備投資（ハード）、運用改善（ソフト）のさまざまなメニューを用意し、多様なご要望に対して、最適な対策の組み合わせをご提案する「オープンプラットフォーム方式」を採用しています。

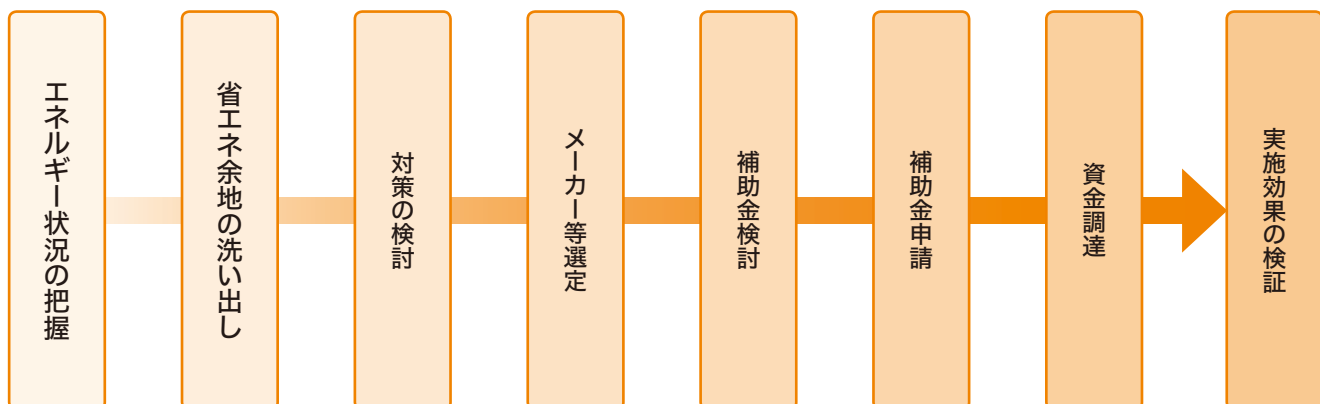
- 省エネコンサルティング、エネルギーマネジメント、金融を組み合わせたサービスを提供します。
- 省エネ対策の検討、機器選定、補助金申請、資金調達、運用まで全てをワンストップで提供します。機器の保守サービスと一体のメンテナンス付きリースでの対応も可能です。



省エネコンサルティング型エネルギーマネジメントサービス



ワンストップサービスの流れ



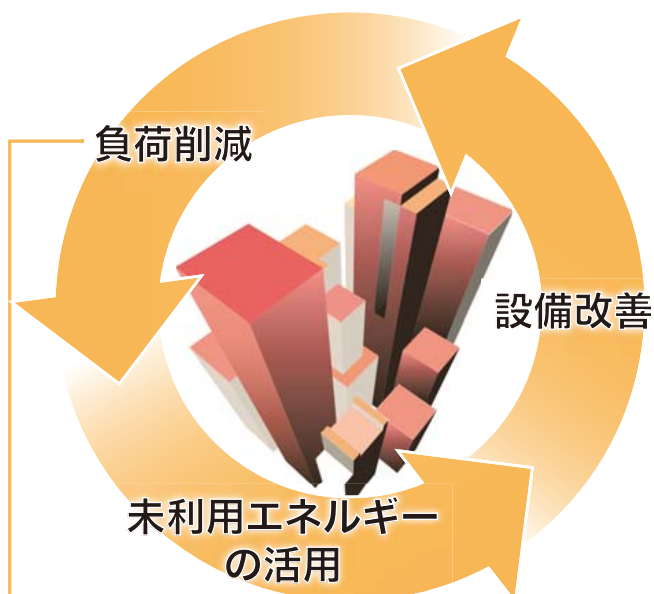
オープンプラットフォームで提供する3つの省エネサービスの考え方

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、①設備の改善、②需要側の負荷削減、③未利用エネルギーの活用の3つの省エネサービスの提供に注力しています。

世界的にも省エネ投資額が再生可能エネルギーや化石

燃料発電への投資に匹敵する規模になっています※。国内においても、この三つのメニューを中心とした省エネは削減ポテンシャルが大きく、まだ導入余地が大きな分野です。

※ 出所：IEA(国際エネルギー機関) Energy Efficiency Market Report 2013



第1の省エネ:設備改善

老朽化した設備の更新、改善やシステム変更により、省エネ化を図ります。

空調・照明

- 空調の高効率化
- 照明のLED化



ボイラー

- ボイラーの高効率化

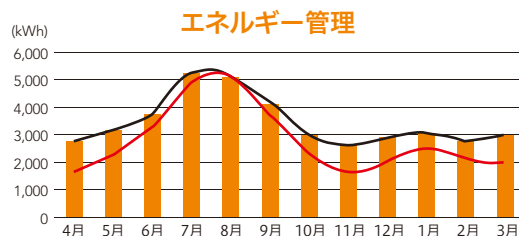
蓄電池

- リチウムイオン蓄電池の導入



第2の省エネ:負荷削減

断熱性向上やピークカットにより、需要側でエネルギー消費効率を改善します。

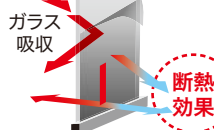


屋根・外壁・内壁の遮熱

- 断熱塗装



フィルム



第3の省エネ:未利用エネルギーの活用

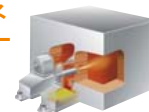
今まで廃棄していた未利用エネルギーを回収・利用しエネルギー効率の向上を図ります。

排熱回収

- 工場排熱
- 温泉熱

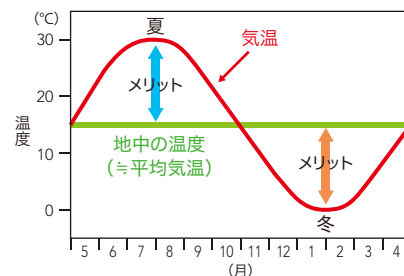


リジェネバーナー



地中熱活用

- 地中熱利用
- 地下水利用



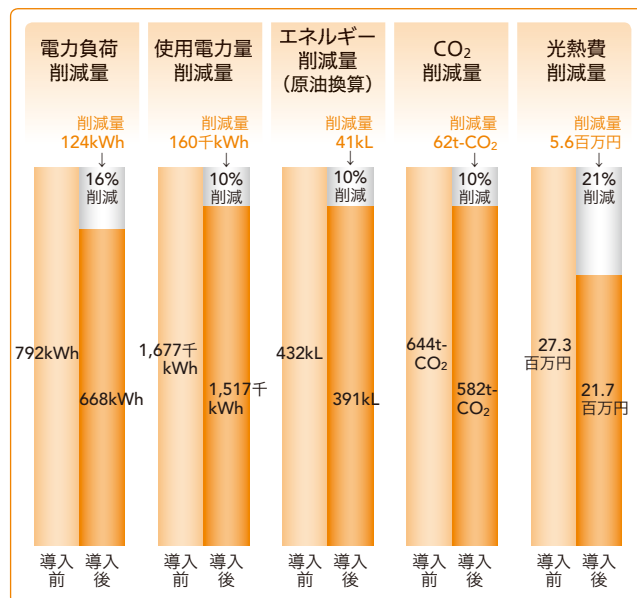
出典：地中熱利用促進協会HP

工場におけるエネルギーコスト削減(提案事例)

導入効果

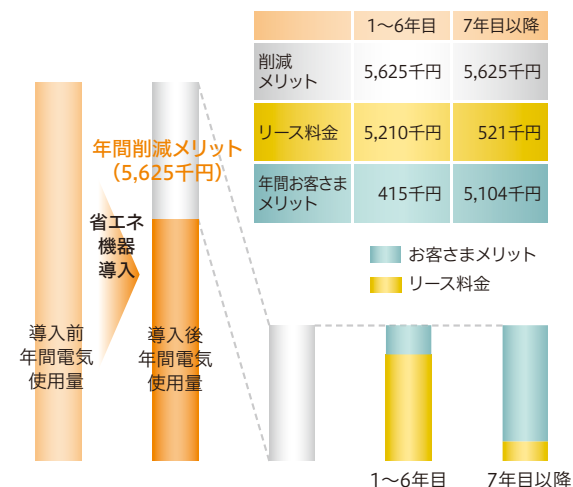
1. 電力負荷(ピーク電力)の削減は全体の16%程度可能
2. 電力使用量も全体の10%程度削減することが可能
3. 光熱費(ランニングコスト)は全体の21%程度の削減

光熱費、エネルギー使用量、環境負荷の削減効果



リース活用のメリット

リースの活用により、初期投資額なしで資金負担を平準化できます



商業施設におけるエネルギーコスト削減(提案事例)

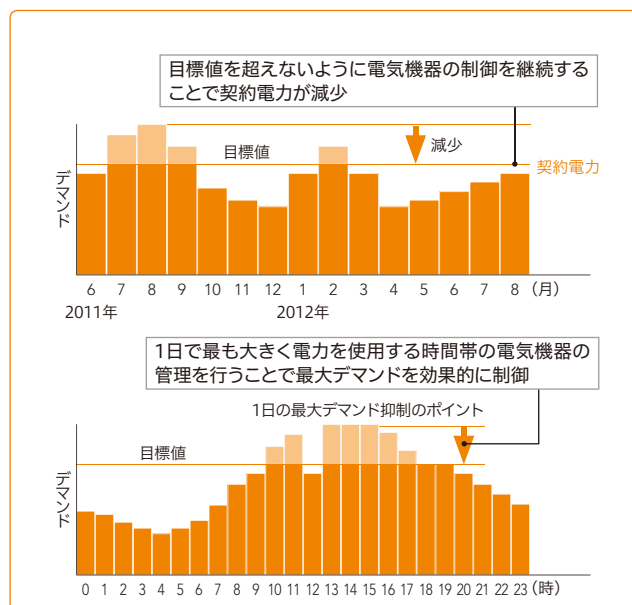
導入効果

1. 冷温水の二次側制御のインバータ化で電力量70%の削減が可能
2. 照明の更新で電力量50%の削減が可能
3. 光熱費(ランニングコスト)は年間1,300万円の削減が可能

電力量削減効果

省エネ改善項目	削減効果			
	エネルギー種類等	エネルギー削減量(kWh)	削減金額(円)	CO ₂ 削減量(t-CO ₂)
1. ポンプのインバータ化	電力量	530,000	8,003,000	294
2. 空調機器の自動風量調整運転化	電力量	24,000	362,400	13
3. 照明(蛍光灯)更新	電力量	213,000	3,216,300	118
4. 照明(水銀灯)更新	電力量	13,000	196,300	7
5. 動力設備の有感センサ、手動化	電力量	23,400	353,340	13
6. 設定温度の変更	電力量	82,000	1,238,200	45
7. 電力デマンド装置の導入	電力	—	—	—
合計		885,400	13,369,540	490

デマンドコントロール導入効果



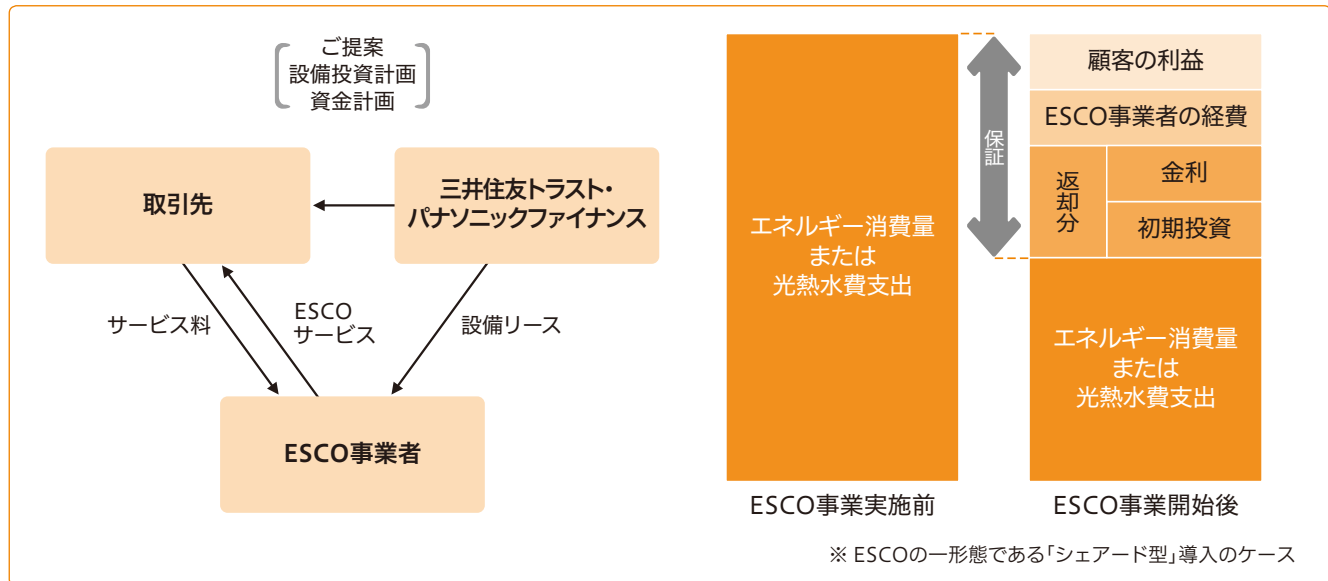
ESCO※導入ファイナンス

ESCO事業者と連携した省エネ設備の導入から保守・管理までの包括的な省エネサービスを提供致します。

商業施設や工場などで補助金の活用と合わせてESCOサービスの導入を総合的に提案致します。

※ ESCO: Energy Service Companyの略。ESCO事業は省エネに関する包括的サービスを提供し、省エネ量の保証により省エネ効果の一部を報酬として受け取るサービス。水道使用量の削減をサービスに含めるケースも多い。

ESCOの概念図



金属印刷業向けESCO導入事例

乾燥工程へのファンミックスバーナー導入、コンプレッサーの台数制御を中心としたESCOにより、15%のエネルギー削減、年間25,400千円の光熱水費削減を実現しました。

業種: 印刷業

資本金: 2,200万円

主要設備: 乾燥炉7基、コンプレッサー4台、照明1,500灯

エネルギー構成(年間): 電気3,759MWh、ガス約120t(LPG)

光熱水費: 約110,000千円

削減額: 約25,400千円

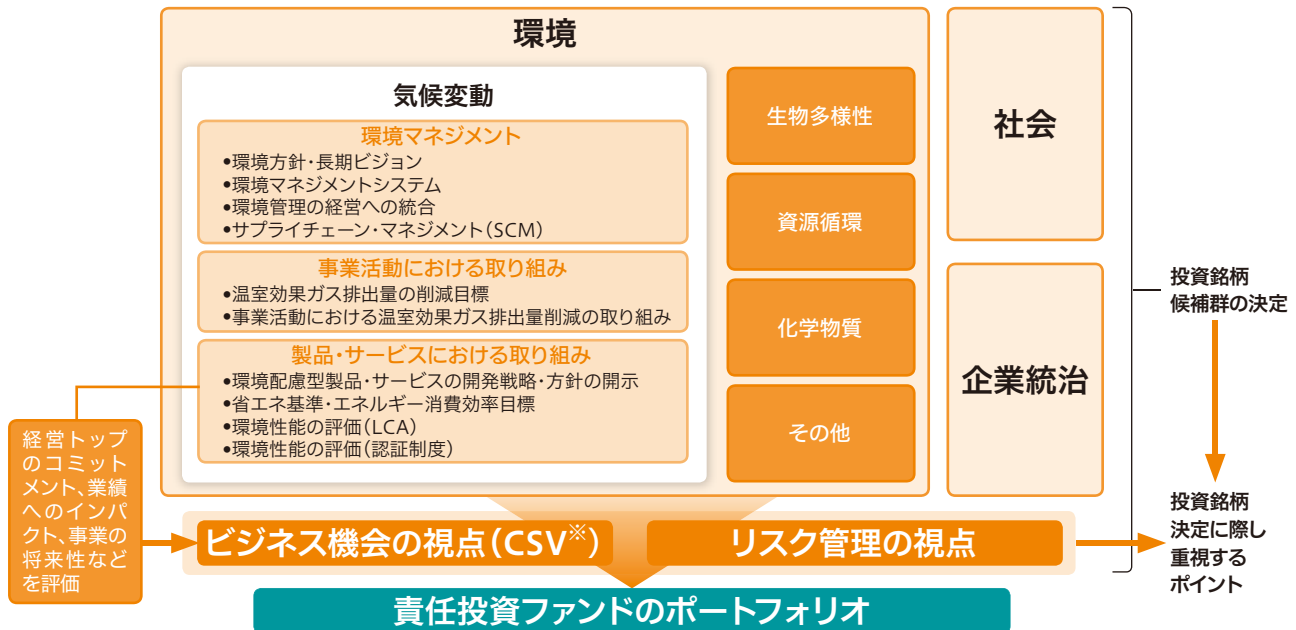
種別	対策	エネルギー削減量	エネルギー削減率	光熱水費削減額	設備投資額	投資回収年数
		(GJ)	(%)	(千円)	(千円)	(年)
電気系統	コンプレッサー台数制御	2,210	41	3,370	15,172	4.5
	LED導入	1,070	79	1,640	6,249	3.8
	ライン制御システム導入	930	16	1,480	12,976	8.8
ガス系統	省エネバーナー導入	7,030	20	11,860	43,507	3.7
	制御システム導入	3,950	15	7,050	5,780	0.8
	監視装置、その他				1,916	
合計		15,190	15.5	25,400	85,600	3.4

RI(責任投資)における企業の気候変動対策の評価

三井住友信託銀行が提供するさまざまな責任投資ファンドにおいて気候変動対策は重要な評価項目です。投資銘

柄の選定に際しては、取り組みの網羅性を踏まえ、ビジネス機会の追求やリスク管理の視点を重視しています。

責任投資における企業評価の考え方



※ CSV: Creating Shared Valueの略。共通価値の創造。社会的な価値と企業の価値をともに追求するという考え方(6頁参照)。

融資における企業の気候変動対策の評価

環境格付を通じた気候変動対策の評価とサプライチェーンにおけるCO₂排出量の計測を行います。

環境格付融資

三井住友信託銀行は、環境格付融資の格付基準に気候変動/温暖化対策に関する項目を組み込んでいます。この融資においては、自社の事業活動からの温暖化ガスの排出量や削減対策にとどまらず、サプライチェーンにおける排出量を把握しているか、サプライチェーンを通じた取り組みを推進しているかといった、気候変動のサプライチェーンマネ

ジメントを重要視した評価体系を取り入れています。

三井住友信託銀行の環境格付融資をご利用いただくお客さまには、オプション(有料)としてサプライチェーンの上流における温室効果ガスのscope3を算定するサービスをご利用いただくことができます。この算定結果はCDP(Carbon Disclosure Project)やCSRレポートでの情報開示に使用することができます。また、このオプションサービスを利用することによってサプライチェーンの上流における水使用量、土地利用面積についても計測することができます。

※ 環境格付融資のコンセプトについては27頁参照。

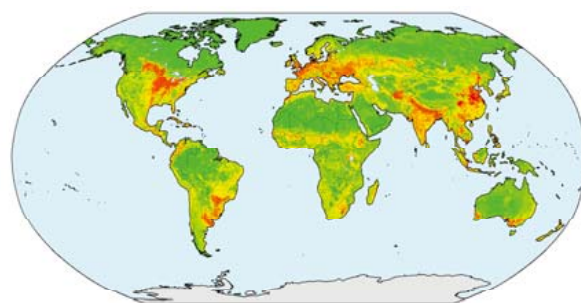
金融機能を生かした 自然資本問題への対応

私たち人間の生活は、土壌、大気、水、生物などの自然資本に依拠しています。

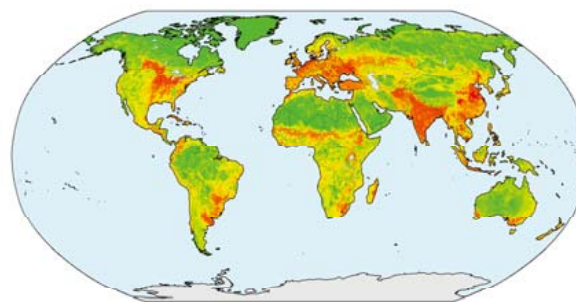
食糧、飲料水、工業原材料を自然資本から得ており、排水、温暖化ガス、廃棄物なども自然資本に起因する生態系サービスによって浄化されています。しかし自然資本は無尽蔵ではなく、人類は持続可能な方法で活用しなければなりません。

当グループでは、「生物多様性保全行動指針」を策定し、自然資本の重要な要素である生物の多様性の保全に取り組んできました。2012年に、国連環境計画・金融イニシアティブの提唱する「自然資本宣言」に署名し、取り組みの対象範囲を生物多様性の基盤となる、土壌、水、大気に拡大しました。今後も、金融商品・サービスおよび社会貢献活動で自然資本の維持・保んに貢献する取り組みを展開していきます。

2010年の平均生物種豊富度 (MNP/OECD2007)



2050年の平均生物種豊富度 (MNP/OECD2007)



豊富度の色分け

0-10	10-20	20-30	30-40	40-50
50-60	60-70	70-80	80-90	90-100

三井住友トラスト・ホールディングスの自然資本宣言

三井住友トラスト・ホールディングスは、2012年6月にリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」において国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「自然資本宣言(The Natural Capital Declaration)」に署名しました。三井住友トラスト・ホールディングスは国内で唯一の署名金融機関です。



自然資本宣言における金融機関のコミットメント(抜粋)

ローン、投資、保険ポリシーなどあらゆる金融商品・サービスの意志決定プロセスに自然資本という考え方を統合する場合の方法論開発を支援する。

- (a) 投資先企業の短期、中期、長期的成長の予測におけるESG(環境、社会、ガバナンス)リスク分析に、自然資本の考え方を取り入れることで、債券や株式の評価に全体的アプローチを適用する。
- (b) コモディティを含む、自然資本に直接的あるいはサプライチェーンを通じて間接的に多大な影響を与える特定セクターのクレジットポリシーに、自然資本を評価する考え方を体系的に取り入れる。

自然資本とは

自然資本の構成要素とそれらがもたらす恩恵

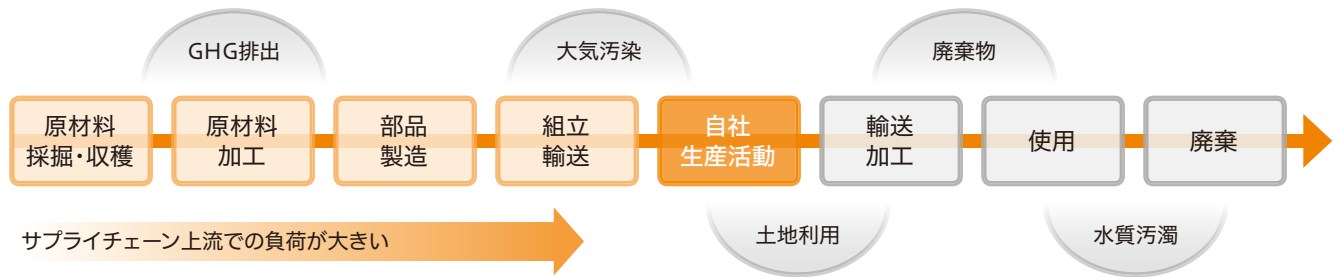
自然資本は、多様な生物(植物相、動物相)と、それらをはぐむ水、土壌、大気など、地球の自然財産を要素として構成されています。私たち人間の生活は、自然資本に起因する生態系サービスの4類型(調整サービス、文化的サービス、基盤サービス、供給サービス)によって成り立ち、そこから計り知れないほどのさまざまな恩恵を受けています。



三井住友トラスト・ホールディングスの生物多様性保全行動指針

1. **生物多様性の保全に向けた取り組み・支援の実施**: 私たちは、希少種や在来種の保護などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、生物多様性の保全に向けた活動の支援に努めます。
2. **商品・サービスの提供**: 私たちは、生態系に対する適切な経済的、社会的評価を行い金融機能を通じた生物資源の持続可能な利用の促進など、生物多様性の保全に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。
3. **ステークホルダーとの協働**: 私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、生物多様性の保全に努めます。
4. **教育・研修**: 私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と生物多様性の保全に向けた教育・研修に努めます。
5. **情報公開**: 私たちは、生物多様性の保全への取り組み状況を積極的に開示します。

自然資本リスクとサプライチェーンマネジメント



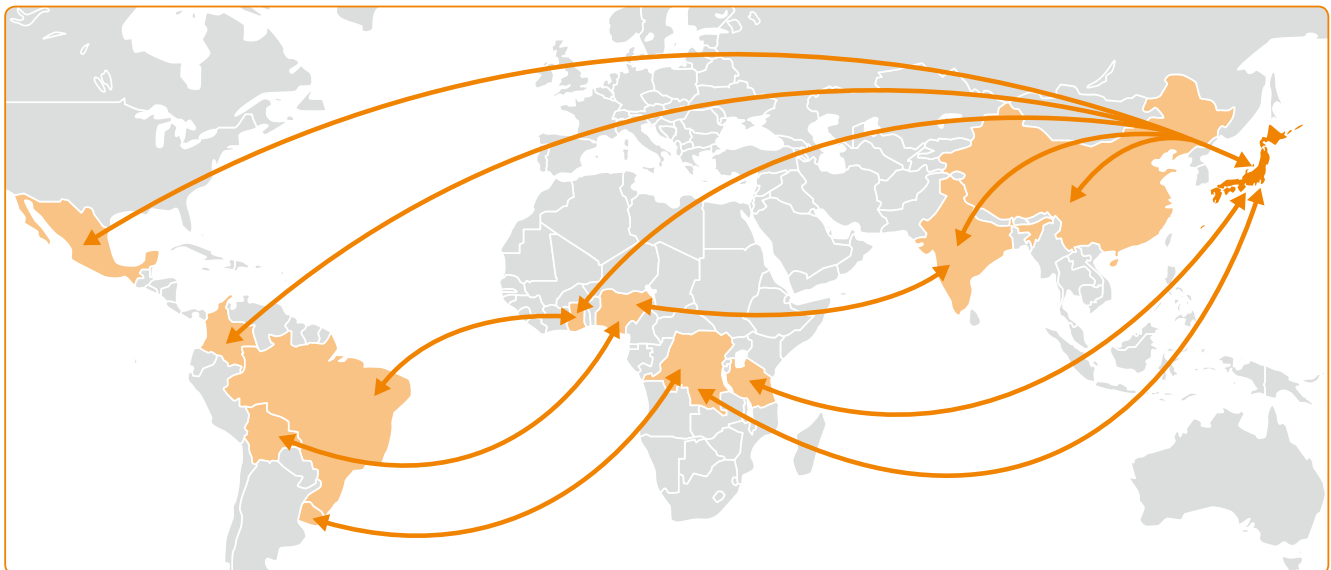
現代社会のサプライチェーンは地球規模でかつ複雑な流れで構成されており、自社事業に起因する自然資本に対する負荷が生産地、消費地のみならず、サプライチェーンを通じてグローバルに波及しています。

自然資本に関するリスクは多数ありますが、資源採掘から調達までのサプライチェーンの上流での自然資本に対する影響が大きく、直接管理できない二次、三次のサプライヤーが隠れたリスクを抱えているケースもあります。

特に調達リスクはビジネスモデルや日常業務の継続性に影響する重要なリスクです。この自然資本に関連するリスクを回避、低減するためにはサプライチェーン全体でのリスクマネジメントが必要となります。

自然資本に関連するリスク

調達リスク	枯渇リスク	資源の枯渇、収穫の減少で必要な原材料が確保できなくなるリスク(品質劣化、代替品がない場合を含む)
	規制リスク	購入、入手、排出していたモノに規制が加えられるリスク
	価格リスク	低廉、無償で入手していた資源(水など)や排出していたモノ(CO ₂ など)に価格がついたり、コストアップするリスク
	汚染リスク	事故などに起因する環境汚染やその影響により広範囲な対応を迫られたり、巨額な賠償を求められるリスク
	評判リスク	管理・監督が及ばないサプライヤーが現地で社会問題や人権問題を引き起こし自社の評判を低下させるリスク



自然資本に関連した金融商品・サービスラインアップ

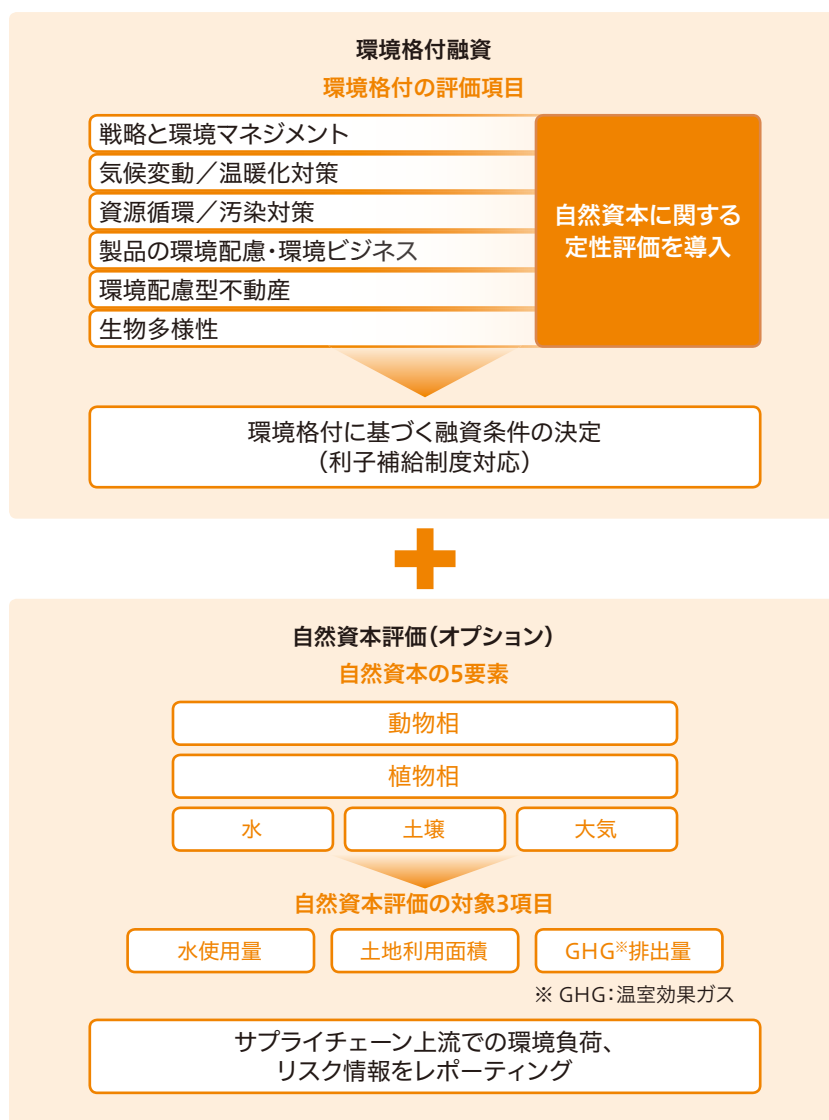
自然資本評価型環境格付融資

自然資本評価型環境格付融資のコンセプト

企業が事業を継続するためには、資源としての自然資本の持続可能な利用が重要です。サプライチェーンにおいても、自然資本に関する問題に取り組むことが経営戦略上不可欠だという認識が高まってきました。

三井住友信託銀行は、2013年4月、企業の環境に対する

取り組みを評価する環境格付の評価プロセスに、自然資本に対する影響や、取り組みを評価する考え方を組み込んだ「自然資本評価型環境格付融資」を開始しました。自然資本の評価を融資基準に組み入れるという取り組みは、世界初の試みです。



(注) 一定の要件を満たす企業が本融資を活用し、地球温暖化対策に資する設備投資を行う場合は公益財団法人 日本環境協会の利子補給事業による利子補給を受けることができます。

(注) 本オプションはプライスウォーターハウス・コopers&lybrand サステナビリティ株式会社が提供しますが、オプションのみのご利用はできません。

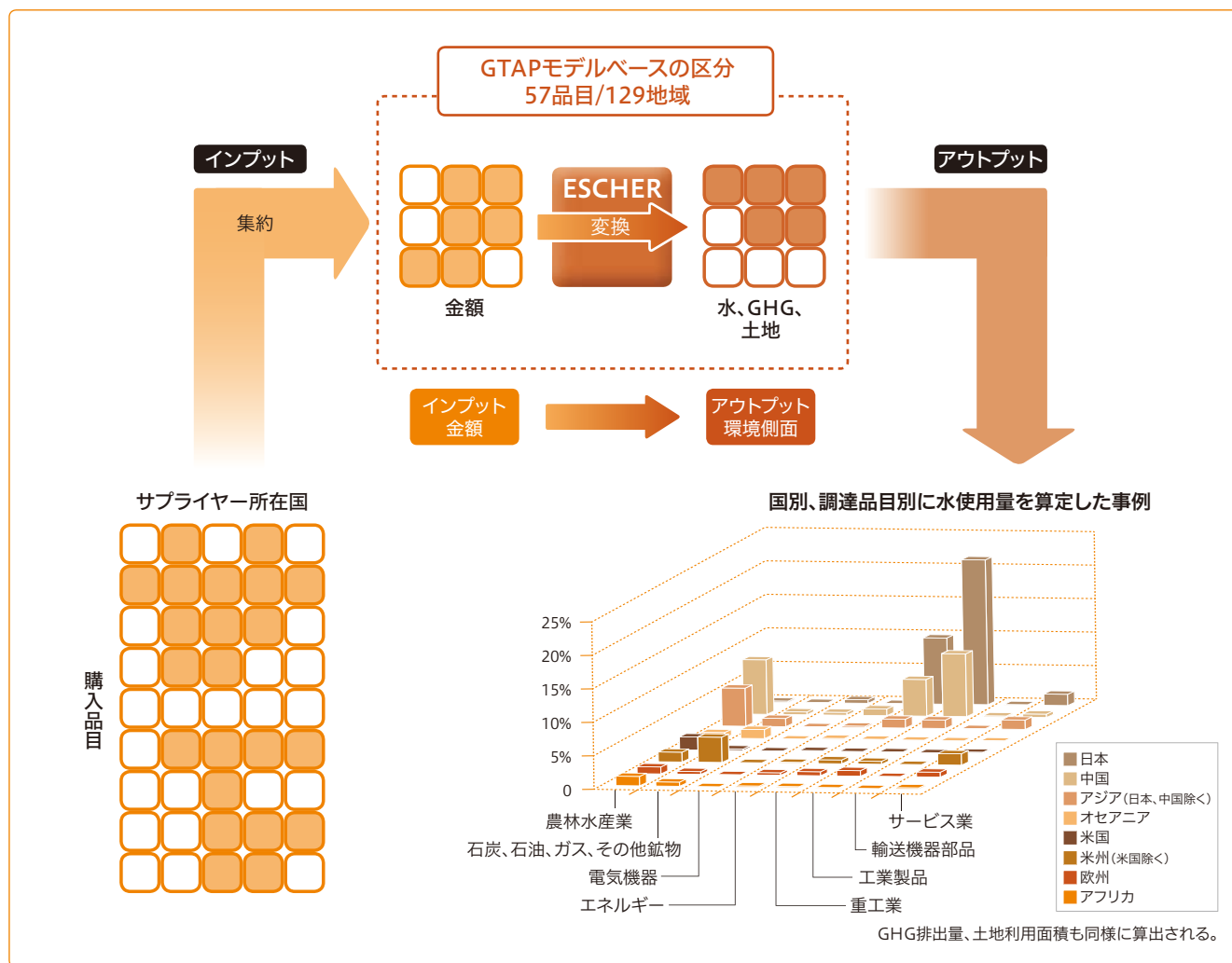
自然資本評価ツール(ESCHER)の概要

自然資本への影響評価を算定するツールはプライスウォーターハウス・パーソンズ株式会社・ドイツ法人が開発したESCHER(Efficient Supply Chain Emissions Reporting)です。調達データを起点に産業連関表および貿易統計データを組み込んだ計算ツールでサプライチェーンをさかのぼって、自然資本への依存度、影響度を、調達品目ごと、国(地域)ごとに算定します。

ESCHERについて

57のGTAP※品目区分、および品目別のサプライヤーの所在国を129地域区分に集約(マッピング)した購入品目のデータを定量評価ツール(ESCHER)にインプットし、環境側面(水使用量、GHG排出量、土地利用面積)をアウトプットとして算出するモデルです。

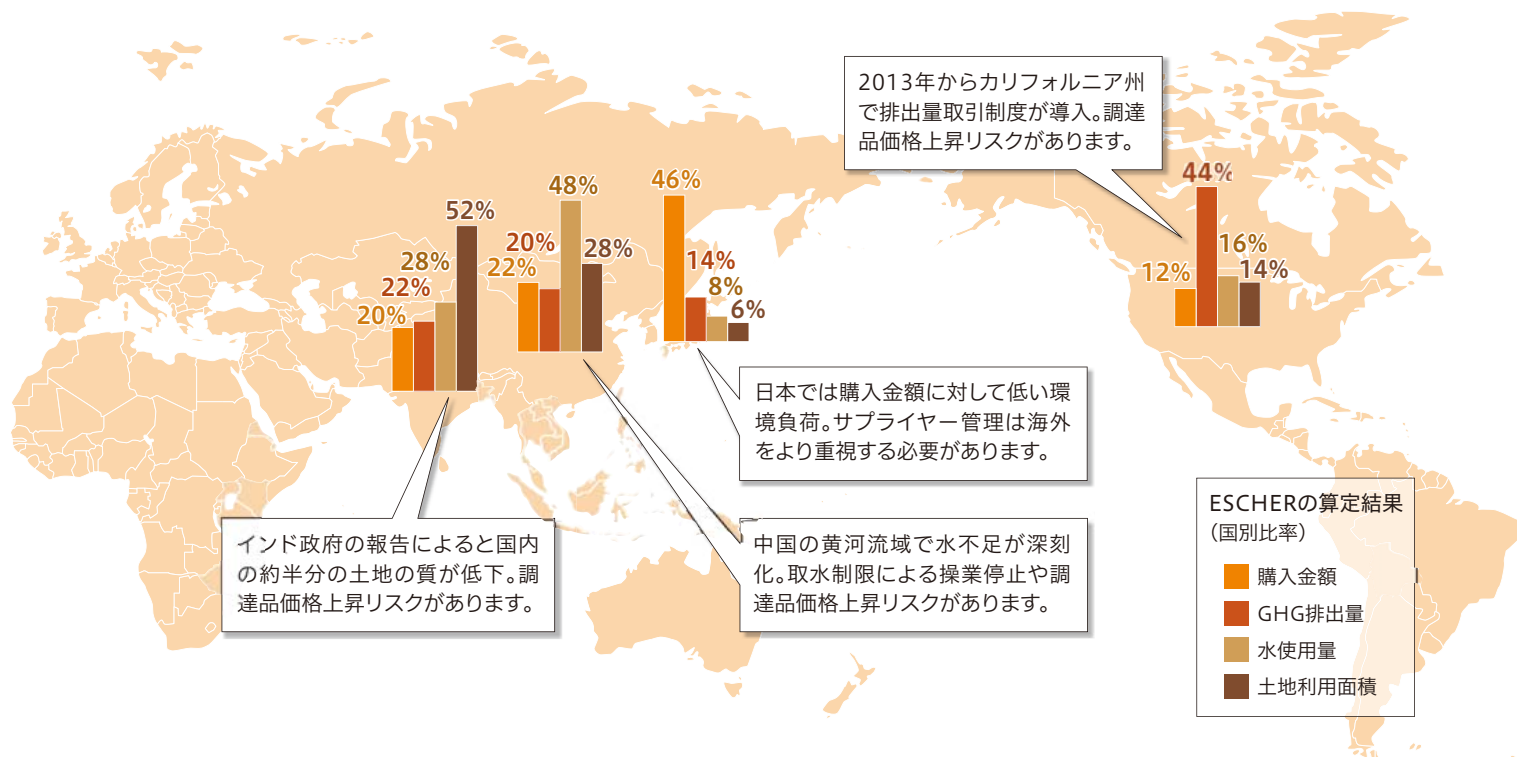
※ GTAPモデルは、多国間の貿易政策のインパクトを定量的に把握することを目的として、1992年に設立されたGTAP(Global Trade Analysis Project)により構築された応用一般均衡モデル。



自然資本評価によるアウトプット(分析結果)

ESCHERによる算定結果としてお客さま固有の定量的リスク情報と、
国別・地域別の定性的および定量的リスク情報を提供します。

アウトプット(イメージ)



自然資本評価のメリット

①経営判断に活用可能なサプライチェーンに関する定量的リスク情報の獲得

- 事業戦略に不可欠な資源利用や環境負荷に関する今まで隠れていたリスク情報が得られます。
- 調達状況に基づき算定されるお客さま固有のリスク情報と国別・地域別の定性的・定量的リスク情報からお客さまのサプライチェーンリスクが把握できます。
- リスクの大きい国・地域や調達品目について、さらに詳細に分析すべきポイントが明確になります。

②情報開示に利用可能な環境負荷の定量的情報の獲得

- CDP(Carbon Disclosure Project)やCSRレポートの「Scope3の情報開示」に活用可能な算定結果が得られます。

計測しなければ管理できない…

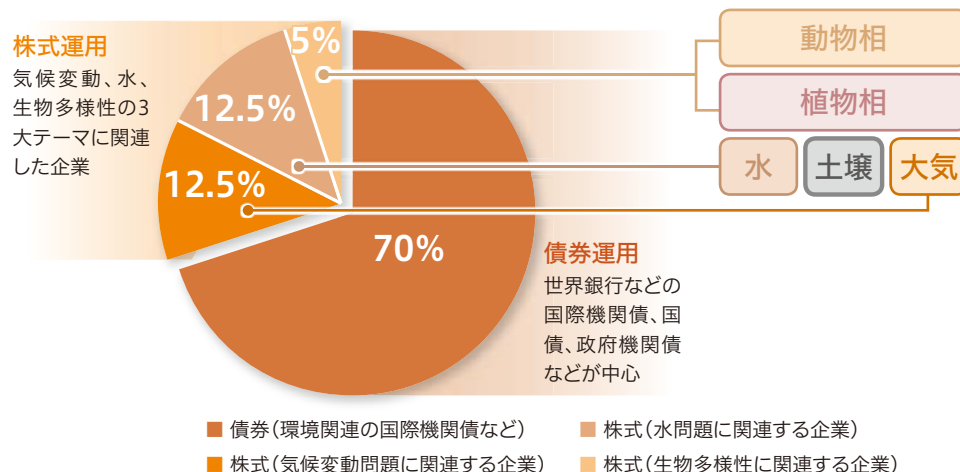
パバン・スクデフ氏
TEEBプロジェクトリーダー

資産運用における取り組み（責任投資）

グリーンバランスファンド

2010年、傘下の日興アセットマネジメントは三井住友信託銀行と共同で、自然資本の要素である動物相・植物相（生物の多様性や生態系サービスの保全）、水（枯渇リスクの高まっている水資源の保全）、大気（温室効果ガスの排出

削減）に関連する企業へそれぞれ投資する株式ファンドと、世界銀行などが新興国の環境保全のため、資金調達を目的に発行する環境関連債券などに投資するファンドで構成される、グリーンバランスファンドを開発しました。

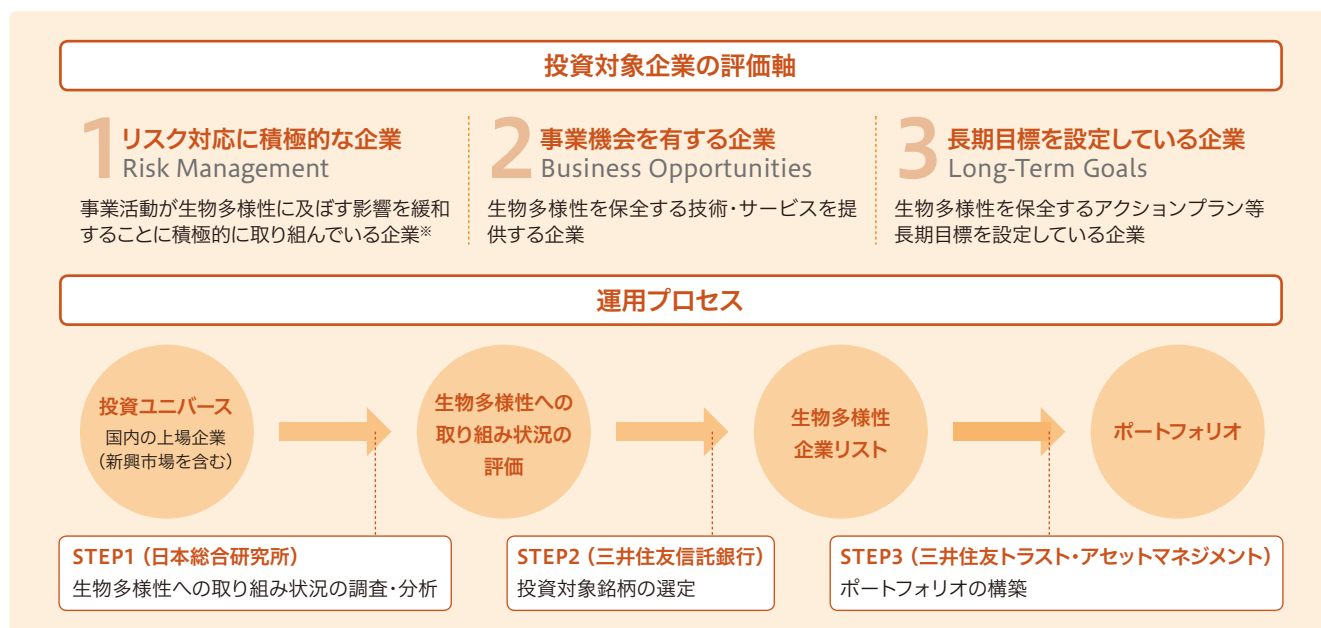


（運用会社：日興アセットマネジメント）

生物多様性企業応援ファンド

2010年、三井住友信託銀行は生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む日本企業に投資する株式ファ

ンドを、世界で初めて開発しました（三井住友信託銀行調べ）。



※ リスク対応度を測る基準として、企業のマテリアルバランス報告に着眼し、エネルギー、水、廃棄物と売上高との関係をもとに自然資本効率性（Natural Capital Efficiency Index）を活用。（運用会社：三井住友トラスト・アセットマネジメント）

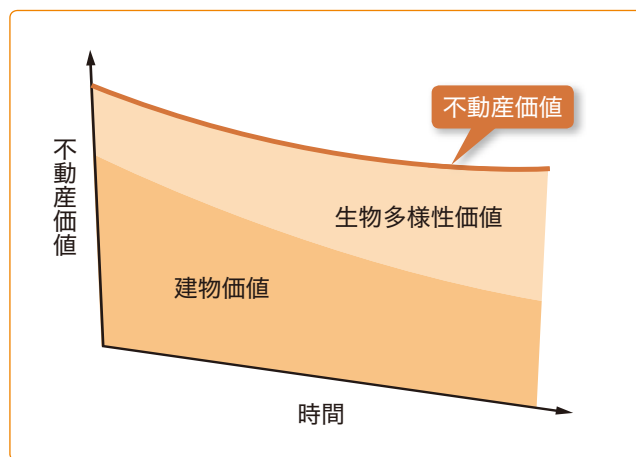
環境不動産に関わる取り組み

生物多様性に配慮する環境建築コンサルティング

一般に建物の価値は竣工と同時に劣化が始まりますが、生物多様性価値は生態系の充実とともに年を追うごとに高まり、建物価値の劣化を補います。都心のオフィスビルでは生物多様性に配慮することが、知的生産性の向上に寄与したり、賃料収入に影響するという調査結果もあり、建築物の環境性能は、省エネ性能や耐久性などに加え、生物多様性への配慮が重要な指標となります。三井住友信託銀行では環境建築コンサルティングのメニューに生物多様性への配慮を取り入れています。

また、個々の建築物の生物多様性の豊かさだけではなく、その近隣地域の生物多様性の豊かさや、それらの連なったより広域レベルでの生物多様性の豊かさが、街全体さらには都市全体の生態系サービスの機能の向上につながります。当グループは係る取り組みを面的に展開することで持続可能な街づくりに貢献します。

不動産価値の経年変化(イメージ)



東洋製罐
グループホールディングス
大崎フォレストビルディング

建築面積: 約3,400m²
延べ面積: 約72,000m²
鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造
地上21階、地下2階、塔屋1階
2011年12月竣工
(詳細61頁)

エコロジカルネットワーク構想

生きものが生きていく「場」とその「場」をつなぐ「道」の確保が「エコロジカルネットワーク」の考え方です。当グループは、社会貢献寄付信託によるナショナル・トラスト活動への支援やミティゲーション・バンク、環境不動産など信託銀行の機能を駆使することで日本全土においてシームレスにエコロジカルネットワークを構築することに貢献できると考えており、積極的に取り組んでいます。



提供: 財団法人日本生態系協会

CASBEEと自然資本、JHEPとの統合

建物敷地の生物多様性配慮に焦点を当て、CASBEE不動産マーケット普及版とJHEP評価認証制度の双方を活用

することにより、建物や地域の総合的な価値向上を図ることができます。

CASBEE不動産マーケット普及版

建物の環境性能表示制度のCASBEE不動産マーケット普及版の評価項目には自然資本に関する項目が多数含まれており、建物の環境配慮による自然資本への影響を評価することができます。

エネルギー／ 温室効果ガス	目標設定とモニタリング／省エネ基準、使用・排出原単位(計算値)、使用・排出原単位(実績値)、再生可能エネルギー
水	目標設定とモニタリング、水使用原単位(計算値)、水使用原単位(実績値)
資源利用／ 安全	防災・安全(新耐震等)、高耐震・免震等、 再生材利用 、躯体材料の耐用年数、主要設備機能の更新必要間隔／設備(電力等)の自給率向上／維持管理
生物多様性／ 敷地	特定外来生物等を使用しない、 生物多様性の向上 、 土壌環境品質／ブラウンフィールド再生 、公共交通機関の接近性、自然災害リスク対策
屋内環境	建築物衛生管理基準等クリア、昼光利用、自然換気機能、眺望

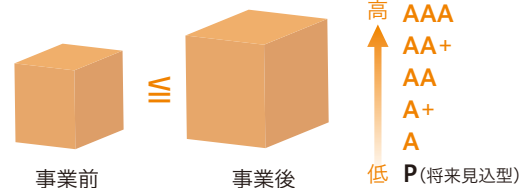
赤色の文字が自然資本に関連する評価項目です。

JHEP(ハビタット評価認証)

野生生物の生息環境(ハビタット)に着目して環境を評価するJHEPの認証を取得することで、対象となる不動産事業の生物多様性への配慮度を客観的に見ることができます。

生物多様性に 貢献する事業とは？

生物多様性の価値を事業の前で比較し、事業後の価値が事業前を上回るものを生物多様性に貢献する事業として認証する制度がJHEPです。



JHEP(ハビタット評価認証制度、 Japan Habitat Evaluation and Certification Program)

公益財団法人日本生態系協会が開発した生物多様性の保全や回復に資する取り組みを定量的に評価、認証する制度。事業主体向けのJHEP以外に工事受注者向けのCHEPがある

STEP1 時間軸の確認: 対象となる不動産事業のスタート時点を確認する。基本的には事業前30年のハビタット価値(評価基準値)と将来50年のハビタット価値(総ハビタット価値)を比較する

STEP2 保全目標の設定: 目標とすべき植生(目標植生)の姿とそこに生息すべき動物(評価種)を設定する

STEP3 総ハビタット価値の算出: 動物評価種のすみやすさ指数×目標植生に基づくみどりの地域らしさ指数×時間＝総ハビタット価値

STEP4 評価値の算出: 事業から得られる総ハビタット価値からもともとあったハビタット価値(評価基準値)を控除して評価値を算定

STEP5 認証の可否の判定

STEP6 評価ランクの確認



認証証書(見本)

国内外の活動

50:50キャンペーン

三井住友トラスト・ホールディングス(以下、SMTH)は2012年6月、Rio+20で50の国、50の企業が自然資本の保全に努めることを表明する50:50キャンペーンに参画しました。実際には世界の88の民間企業と、59カ国の政府と欧州委員会が名を連ね、日本からはSMTHのみの参画となり

ました。本キャンペーンは、自然環境を効果的に管理することを経済開発政策の前提とし、生態系の価値を国民経済政策に組み込む世界銀行の取り組み(WAVES※)に呼応した活動です。

※ WAVES:生態系サービスの経済的価値評価パートナーシップ(Wealth Accounting and the Valuation of Ecosystem Services)

自然資本研究会

三井住友信託銀行は、自然資本宣言、50:50キャンペーンの実践にあたり、自然資本の維持、保全、持続可能な利用の取り組みを推進するためには自然資本の定量的評価、とりわけ経済的評価の知見を得ることが急務であると考

え、公益財団法人 トラスト60の助成を受け、2013年4月に学識経験者、NGO、行政、企業等が参画する自然資本研究会(委員長 鎗目 雅 東京大学公共政策大学院特任准教授)を立ち上げ、研究を進めています。

持続可能な紙利用のためのコンソーシアム

貴重な自然資本である生物多様性の豊かな熱帯雨林などで、製紙原料調達のための伐採や単一種での植林による森林破壊が進行し、深刻な問題となっています。紙の大口消費者である三井住友信託銀行は、同様の問題意識を持つ企

業やWWFジャパン(公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン)とともに「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」を設立しました。より環境や社会に配慮した紙製品を選択し、持続可能な紙利用の社会全体への浸透を目指します。

ビジネスと生物多様性イニシアティブ

SMTHは、2008年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)において、ドイツ政府が主導した「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」に賛同し、世界

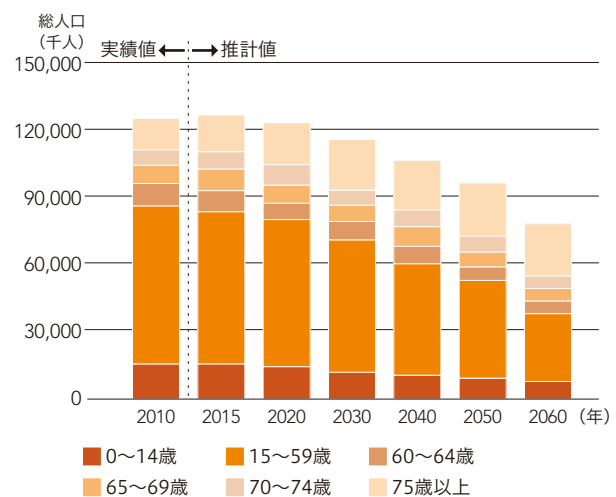
の33社とともにリーダーシップ宣言に署名しました。以来、世界のリーダー企業の一員として、生物多様性問題に積極的に取り組んでいます。

宣言内容	2012-2013年の取り組み状況
1. 企業活動が生物多様性に与える影響について分析を行う	企業活動が自然資本、生物多様性に与える影響を評価する投資商品、融資商品を開発し、お客さまに提供した。
2. 企業の環境管理システムに生物多様性の保全を組み込み、生物多様性指標を作成する	CSR推進体制の中で生物多様性に関するPDCAサイクルを構築、中期計画に基づく単年度計画を策定し、半期ごとに実績をレビューしている。
3. 生物多様性部門の全ての活動の指揮を執り、役員会に報告を行う担当者を企業内で指名する	経営企画部CSR推進室長が全ての活動の指揮を執り、経営会議への報告を行っている。
4. 2〜3年ごとにモニターし、調整できるような現実的かつ測定可能な目標を設定する	CSRに関する中期計画において目標を設定して、経営会議でレビューしている。
5. 年次報告書、環境報告書、CSR報告書にて、生物多様性部門における全ての活動と成果を公表する	2009年度CSRレポートから活動内容を開示し、ホームページにおいても同様の内容を公開している。2013年度より本レポートを作成。
6. 生物多様性に関する目標を納入業者(supplier)に通知し、納入業者の活動を企業の目標に合うように統合していく	WWFジャパンが提唱した「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」に参画し、生物多様性に対する影響の大きい紙資源の調達において他のユーザーと協働で環境面、社会面に配慮した取り組みを推進する。
7. 対話を深め、生物多様性部門の管理システムを引き続き改善していくために、科学機関やNGOとの協調を検討する	UNEP FIが主導した「自然資本宣言」に署名し、国際的な連携を図っている。公益財団法人 日本生態系協会をはじめとしたNPOと自然資本に関するビジネス、教育、普及啓発活動で協働している。

金融機能を生かした 超高齢社会問題への対応

日本では少子化が進展し、急速に人口が減少しています。さらに高齢化率は24%と世界に例を見ない超高齢国となり、さまざまな社会の歪みが現れ始めています。高齢のお客さまの多い三井住友信託銀行は、金融機関の立場からシニア世代のお金の問題への解決策の提案やさまざまな情報の提供など、お客さまが健康で心豊かに年齢を重ねる「サクセスフル・エイジング」を積極的にサポートしています。

年齢区分別将来人口推計



資料：2010年は総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・志望中位仮定による推計結果
(注)2010年の総数は年齢不詳を含む。

サクセスフル・エイジング

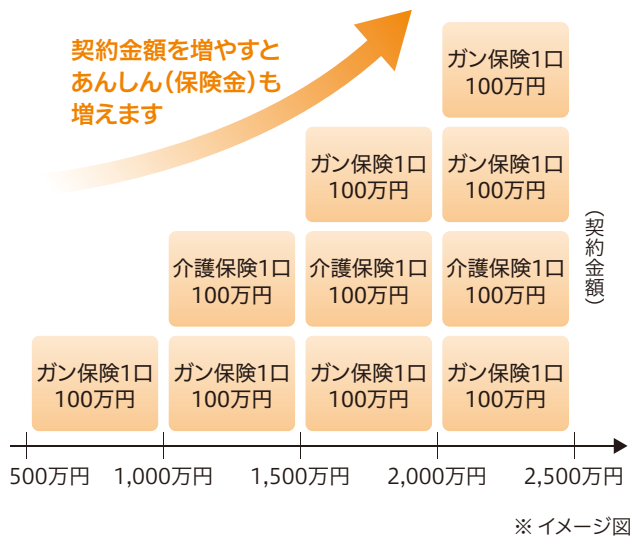
1. 自分らしく生き生きとしたライフスタイルを送るために

ラップ口座・人生安心パッケージ

三井住友信託銀行（以下、SMTB）の投資一任運用商品（ラップ口座）は、お客さまにふさわしい運用プランを提案し、投資一任契約を結ぶことで、運用に係る投資判断や売買、管理などを、SMTBがお客さまに代わって一括して行う商品です。ラップ口座に申し込まれたお客さまで、満40歳～満65歳の方は、保険料の負担のないガン保険・介護保険を付帯するサービス「人生安心パッケージ」に無料で申し込むことができます。（保険料はSMTBが負担します。）

人生安心パッケージの仕組み

ラップ口座の契約金額500万円ごとに、ガンまたは介護のいずれかの保険金100万円（1口）をSMTBが用意します。契約金額を追加投資で増やすことにより、ガンと介護とを組み合わせた保障水準を積み上げていくことが可能です。



リバースモーゲージ

リバースモーゲージは、豊かなセカンドライフをサポートするためのローンです。SMTBは2005年3月、自宅を担保に老後のゆとり資金を融資する「リバースモーゲージ」の取り扱いを始めました。ご自宅を担保に、年金のように毎年一定額を受け取れる方法と、設定した一定の枠内で随時受け取れる方法があります。

なお、本商品は事業性資金を除き、資金使途は自由のため、余暇を楽しむための資金だけでなく、ご自宅のリフォームや老人ホームへ入居する際の入居一時金など、さまざまな資金に利用することができます。

住み替え・リフォーム

リフォームローン

住み慣れたご自宅に住み続けるには、バリアフリーや介護に対するリフォームの備えが必要な場合も出てきます。三井住友信託銀行と三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、リフォームローンにより、お客さまの快適な住環境・老後に合う住まいづくりをサポートしています。

不動産売却つなぎローン

家族構成やご自身の体調に合わせて、ご自宅を売却し老人ホームや交通の便の良いマンションへの住み替えを希望される方も少なくありません。三井住友トラスト・ローン&ファイナンスは、お客さまが大切な不動産を売り急ぐことがないように、不動産売却担保ローンを通じて、老後の生活に合う住まい探しをサポートしています。

また、ご自宅の売却・新たな住まい探しは、不動産仲介会社の三井住友トラスト不動産がお手伝いしています。

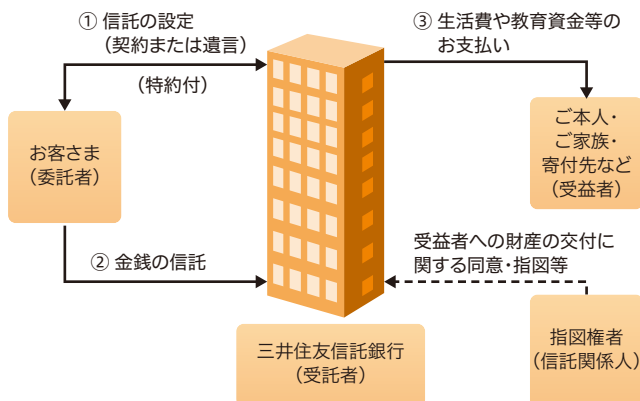
2. 老後の資産を安全に管理するために

安心サポート信託(金銭信託型)

SMTBは、お客さま自身とご家族などの方々のために、大切な財産をオーダーメイドかつ中・長期間のサポートによって保全・管理を行う「信託銀行」ならではの機能を生かした商品「安心サポート信託」を取り扱っています。安心サポート信託には、「金銭信託型」、「生命保険信託型」の二つの商品タイプがあります。

「金銭信託型」は、信託の受益者をご本人とする(自益信託)、もしくはご本人以外の方とする(他益信託)ことにより、ご本人やご家族、寄付先などのお客さまのご意向に沿った形で信託財産を交付していくことができます。例え

「金銭信託型」の仕組み



ば、老人ホームに入居を検討しているが、大切な財産の管理・保全を任せられる人がおらず、将来認知症になった時を心配されている場合、SMTBがお客さまに代わり月々の老人ホーム使用料を確実に支払っていくことができます。

後見制度支援信託

日本では、認知症や知的障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守るため、後見人を指定する「成年後見制度」が設けられています。

後見制度支援信託は、被後見人の財産を保護し、将来にわたる生活の安定に資するための信託です。信託金は、家庭裁判所の指示書に基づいて設定された特約によって、定期的に一定額が被後見人に交付されます。

後見制度支援信託

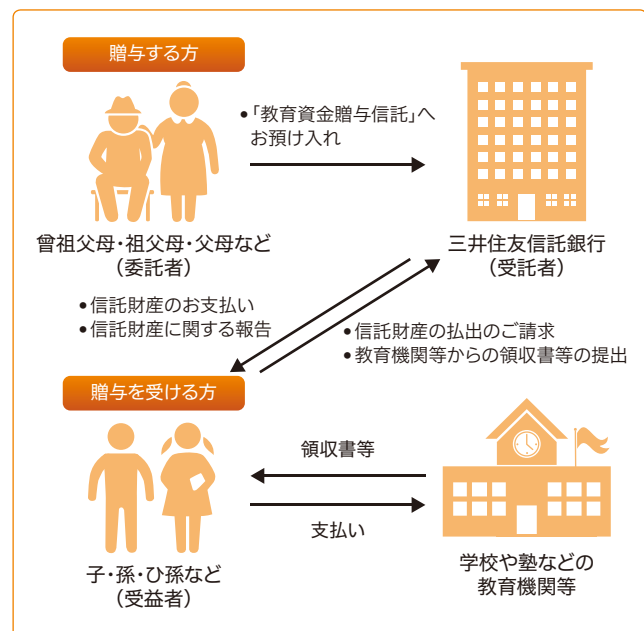


3. ご家族・ご親族の生活のために

教育資金贈与信託(愛称:孫への想い)

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設され、30歳未満のお孫さま等に対して、授業料等の教育資金を非課税で一括贈与することが可能となりました。

本商品を通じて、お孫さま等への教育資金としてSMTBにお預け入れいただいた場合、SMTBはお孫さま等からの払出請求に基づき、教育資金をお支払いします。お預け入れいただいたご資金のうち、学校等の教育機関へのお支払いであれば、お孫さま等1人あたり1,500万円まで贈与税が非課税となります。

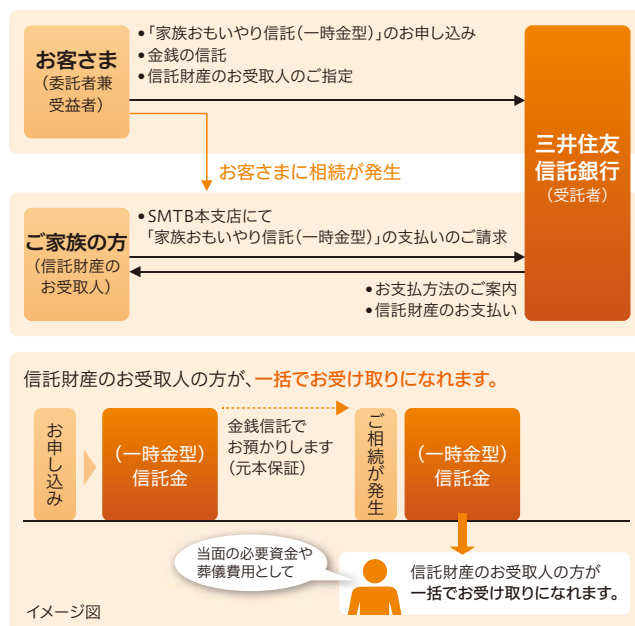


家族おもしろ信託(一時金型)

相続が発生した場合、「葬儀の段取り」「相続関係の手続き」など、のこされたご家族の方には、さまざまな手続きが待っています。「家族おもしろ信託(一時金型)」は、お客さまに相続が発生した際、あらかじめ法定相続人の中からご指定いただいたお受取人に対し、お預かりしている信託財産を迅速に、一括でお支払いする商品です。

当面の必要資金や葬儀費用など、万一の際、すぐに必要となる資金を備えておくことができます。

家族おもしろ信託(一時金型)

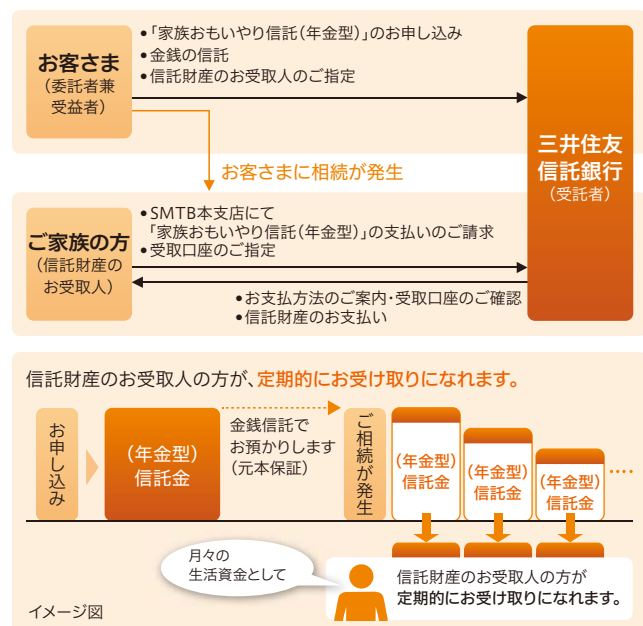


家族おもしろ信託(年金型)

お客さまに相続が発生した後、のこされたご家族の方が安心して生活できるよう、お預かりしている信託財産を定期的にお支払いする商品です。

あらかじめ法定相続人の中からご指定いただいたお受取人に、月々の生活資金を定期的にお支払いすることで、お預かりした信託財産を管理し、ご家族を支えます。

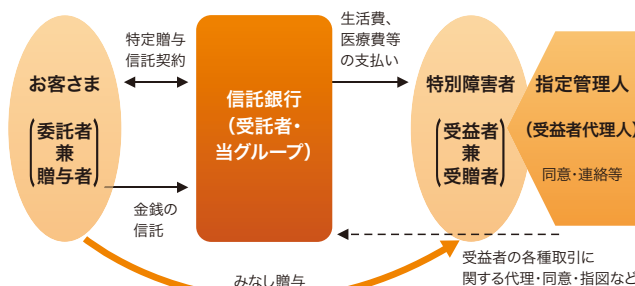
家族おもしろ信託(年金型)



特定贈与信託

特定贈与信託とは、特定障害者の方の将来にわたる生活の安定に資する目的で贈与されたご資金を、SMTBが合同運用金銭信託等で安定的な運用を行い、お客さまに代わっ

特定贈与信託の仕組み



て特定障害者の方にお渡しする商品です(1,000万円以上)。

特別障害者の方は6,000万円、特別障害者以外の特定障害者の方は3,000万円まで非課税で、生活費や医療費等に充てる資金として定期的にお支払いします。

安心サポート信託(生命保険信託型)

「生命保険信託型」は、お客さまの親族が、将来にわたり経済的に安心して暮らすために、または、社会貢献したいというお客さまの願いを実現するために、プルデンシャル生命保険株式会社と共同開発した商品で、保険の「財産創出機能」と信託の「財産管理機能」を組み合わせたオーダーメイドのサービスをご提供します。

4. さまざまな資産を次の世代へ円滑に承継するために

エステートプランニング

エステートプランニングとは、お客さまの資産承継に対する考え方を整理し、具体的な資産承継計画の作成に向けたサポート（コンサルティング）を行うサービスです。SMTBは、資産管理・相続・遺言関係業務などに関して、長年にわたり培ってきたノウハウにより、以下のコンサルティングを行います。

- 少子高齢社会の到来と資産承継の理解に関する支援
- 資産承継に関わる法制度・税制度などの理解に関する支援
- ご資産等のさまざまな角度からの分析結果の理解に関する支援
- 法定相続した場合の資産承継資料、お客さまのご希望に基づく遺産分割を行った場合の資産承継計画・納税資金対策などの作成に関する支援
- その他上記項目に付随する支援

そしてコンサルティングを行った結果、ご家族関係・資産明細・資産承継に関するお客さまのご希望を反映した報告書を提出致します。

遺言信託

SMTBでは、お客さまのご意思に従って、預金、有価証券、不動産などのさまざまな資産を次の世代に承継することを支援するサービスとして「遺言信託」を取り扱っています。遺言信託によって、相続におけるトラブルを未然に防止

したい、実情に合わせて合理的な遺産分割がしたい、相続人以外の方に遺贈したいと考えるお客さまのニーズにお応えします。

相続手続トータルサービス

SMTBは、複雑な相続手続を円滑に進めるための「相続手続トータルサービス」を取り扱っています。具体的には、相続人の方のお申し込みに基づき、次のような手続き代行・サポートを行います。

- 法定相続人の確定
- 相続財産の調査、把握
- 遺産分割協議のアドバイス
- 預貯金、有価証券などの換金、名義変更（各金融機関の所定の手続きを代行します）
- 不動産の名義変更
- 所得税・相続税など納税資金の手当てのアドバイス

弁護士紹介制度

遺言・相続に関する紛争でお悩みのお客さまが、法律の専門家に直接相談し、適正・迅速に問題を解決できるよう、SMTBは、日本弁護士連合会（以下「日弁連」）との間で、弁護士紹介制度を設けています。お客さまが弁護士紹介を希望する場合、SMTBは日弁連を通じて、弁護士を紹介しています。

5. 高齢社会問題に関するリテラシー向上のための取り組み

リテールカレッジにおける老年学講座

高齢者の健康と福祉、社会参加、衣食住、お金のこと、メンタルケアなどを広くカバーする学際的な研究分野は老年学（ジェロントロジー）と呼ばれています。SMTBは、個人のお客さまと接触する機会が多いリテール業務の社員向けの集合研修「リテールカレッジ」において老年学講座を設置し、高齢社会問題に対する社員のリテラシー向上を図っています。

本研修は、特定非営利活動法人「生活・福祉環境づくり21」が主催する「生・活（いきいき）」知識検定試験の受験講座を企業で初めて取り入れたもので、柴田博人間総合科学大学教授をはじめとする一流の講師陣から、老年学がカバーする広範な分野を網羅的に学ぶことができます。



リテールカレッジ
受講テキスト

認知症サポーター養成講座

認知症サポーターの育成は、厚生労働省が「認知症になっても安心して暮らせるまち」の実現を目指した取り組みです。認知症サポーターの方は地域住民、金融機関の社員から学生まで幅広く、2013年12月末現在、全国で約470万人以上にのぼります。

SMTBは、認知症サポーターとして社員を育成することを



認知症サポーター養成講座



認知症サポーターの証
であるオレンジリング

目的に、全国の営業店で、認知症サポーター養成講座を実施しています。参加した社員は、認知症の症状や金融機関で起こりうる問題、認知症の方への対応方法などについて約1時間の講座を受講した後、認知症サポーターとして認定されます。SMTBは、今後も認知症の方が安心して暮らせる地域づくりに貢献します。

ILC-Japanとの連携

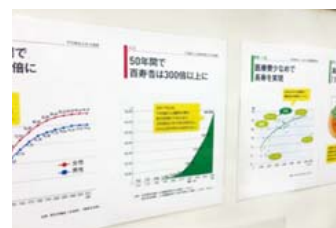
SMTBは、老年学の国際連携組織である国際長寿センター（International Longevity Center）の日本組織ILC-Japanの企画運営委員となっており、同団体主催の「長寿社会研究会」において、超高齢社会における企業のあり方の研究への参画など、さまざまな連携を行っています。その一環として、SMTBは「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」のワーキンググループとして新しく「持続可能な地域支援ワーキンググループ」を提言、組成（共同座長：第一生命保険株式会社）しました。2013年度はILC-Japanの協力により、トップレベルの有識者を招いたセミナーを開催し、超高齢社会の問題点に

ついて署名金融機関が共有する取り組みを進めました。

また、全国の営業店では、ILC-Japanが作成した高齢社会についてのミニ知識集「元気百歳百科」をお客さまにお配りしています。

シルバーカレッジの開催

SMTBは、老年学をベースとした知識を最も必要とするシニア世代のお客さまを対象に、セミナー「シルバーカレッジ」を開始しました。セミナーはILC-Japanの協力により構成しており、シニア世代のお金の問題に関する講座なども交えたプログラムとなっています。



難波中央支店の「元気百歳百科」パネル



シルバーカレッジのチラシ

2014年度開催シルバーカレッジ講座メニュー例

	第1回：老後の生活の安全と安心	第2回：老後の住まいの選択肢	第3回：もしものとき…備えは大丈夫？
講座名	高齢者の健康の常識と非常識 ～肉を食べる人は長生きする～	住み続けるという選択肢 ～建て替えとリフォーム～	認知症を正しく理解し安心の備えを ～介護の最前線からのアドバイス～
	振り込め詐欺への備えは万全？ ～「私だけは大丈夫」が一番危険～	高齢者住宅という選択肢 ～老人ホームの選び方～	納得できる旅立ちのために ～人生の最期をどう迎えるか～
	あなたの資産どう守る？ ～増やす運用から守る運用へ～	住み替えのバリエーション ～老いる前に考えておこう～	知っておきたい「成年後見制度と相続・遺言」 ～今から準備できること～

振り込め詐欺防止に向けた取り組み

SMTBは、社員が振り込め詐欺防止のポイントを再確認することを目的に、全国の営業店で社員を対象とした振り込め詐欺防止講座を実施しています。講座は警察署の方にご協力いただき、地域における振り込め詐欺発生状況、犯行手口、未然防止のポイントを解説していただくとともに、振り込め詐欺のロール

プレイングも実施しています。

また、日頃から支店の店頭では、振込手続きをされるお客さまへのお声掛け



や、内容確認の徹底を行っており、2013年度は52件の振り込め詐欺被害を未然に防ぎました。また、18の支店がその貢献に対し、地元警察署から表彰され、名駅南支店での事例は地元新聞でも取り上げられました。

SMTBは、今後もお客さまへの積極的な声掛けを行い、犯罪の未然防止に努めていきます。

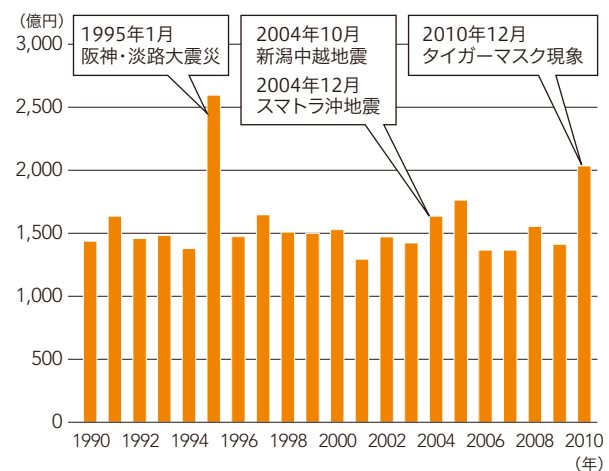
表彰店部一覧

三軒茶屋支店	新宿支店	立川支店	山口防府支店
荻窪支店	町田支店	大宮支店	熊本支店
杉戸支店	船橋支店	前橋支店	吉祥寺中央支店
高松支店	阪急梅田支店	横須賀支店	大分支店
名駅南支店	八王子支店		

社会的問題の解決に向けて

当グループは、信託ならではの「サービス」と「機能」を活用し、株式の処分や取得、財産の管理が難しい方のための財産保全のサポート、社会貢献活動に取り組む団体への寄付など、お客さまのさまざまな資産管理ニーズにお応えします。

個人寄付金額の推移



出典: 総務省「家計調査」、「住民基本台帳に基づく全国人口世帯数」

社会的問題を解決するための寄付金等の活用の仕組み

お客さまの意思を反映した商品・サービス

公益信託

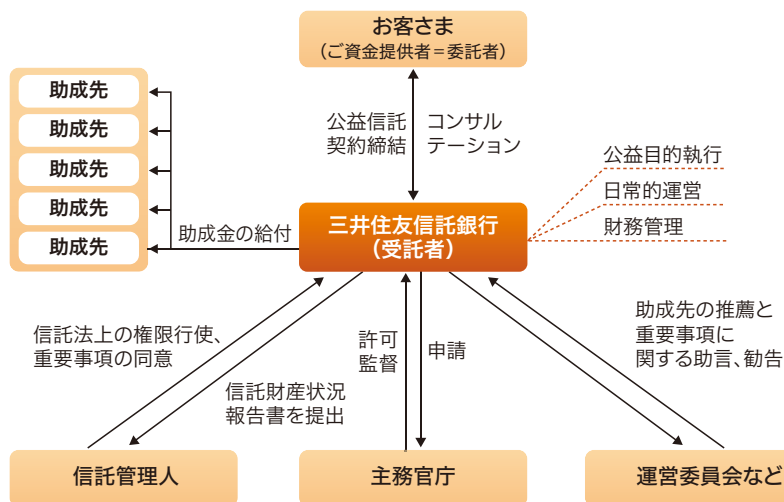
公益信託は、個人が公益活動のために財産を提供する場合や、法人が利益の一部を社会に還元する場合に、信託銀行に財産を信託し、信託銀行があらかじめ定められた目的に従って財産を管理・運用して公益活動を行う制度で、奨学金の支給や自然環境保護活動への助成、国際協力・国際交流促進など、幅広い分野で活用されています。

三井住友信託銀行は、1977年に公益信託第1号を受託して以来、受託件数を着実に増加させており、さまざまな

公益分野で助成事業を行っています。2000年には、経団連自然保護協議会より公益信託「経団連自然保護基金」を受託し、その後、日本経団連加盟企業をはじめとする民間企業や個人の方の寄付を受け、NPO・NGOなどが行う国内および開発途上地域における自然保護活動に、助成を行っています。

2013年3月現在、公益信託の受託は212件272億円となり、2012年度は計13億円を計3,118団体（個人含む）に助成金として給付し、ご活用いただきました。

公益信託の仕組み



公益信託の信託目的別一覧

分類	件数
奨学金支給	73
自然科学研究助成	41
人文科学研究助成	6
教育振興	25
社会福祉	10
芸術・文化振興	9
動植物の保護繁殖	1
自然環境の保全	8
都市環境の整備・保全	18
国際協力・国際交流促進	16
その他	5
総計	212

公益信託 木豊会林材振興奨励基金

公益信託 木豊会林材振興奨励基金は、森林の保全および育成に寄与することを目的に、1987年12月、故吉岡 豊氏の意志により創設されました。本基金は、千葉県林業および木材産業の振興に係る活動に対して、表彰、活動助成を行うというものです。

故 吉岡氏は、長年木材産業に関わり、千葉県の森林・林業振興に生涯を捧げた人物です。「木には魂があ

る」との信念を持ち続け、「木魂の森」造成をはじめとする多くの実績を重ねた吉岡氏は、その功績が認められ、千葉県知事から農林功労者として表彰されました。

木豊会林材振興奨励基金は2013年12月に終了しましたが、趣旨に賛同する多くの方からの寄付金により、表彰事業70件、助成事業47件の事業を実施し、26年の間に多くの成果を上げました。

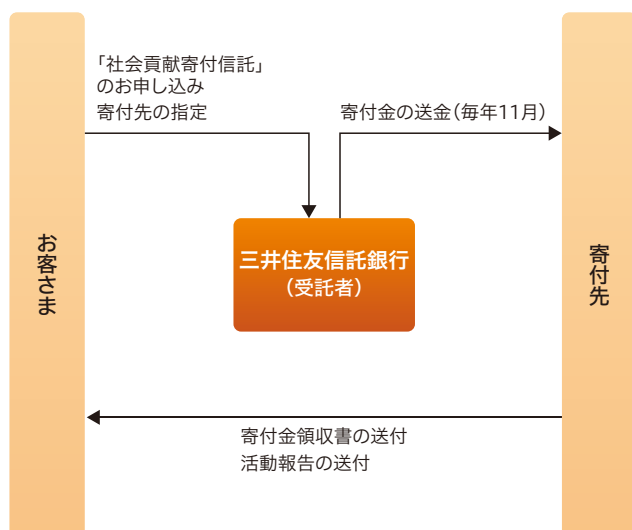
社会貢献寄付信託

三井住友信託銀行は、社会貢献活動に取り組む公益法人などへの寄付を目的とする「社会貢献寄付信託」（愛称：明日へのかけはし）を取り扱っています。本商品を通じ、お客さまは、三井住友信託銀行が提示する寄付先一覧から団体を選び、毎年1回、当初信託元本の5分の1を寄付することができます。寄付先からは、寄付金の活用実績や活動

内容の報告書が送られます。寄付先として公益財団法人 日本生態系協会を指定すると、寄付金は、希少な生きものであるアマミノクロウサギ、ツシマヤマネコ、北限のブナ林の生息地を買い取る費用に充てられます。

三井住友信託銀行は、社会貢献寄付信託を通じ環境だけでなく、教育、医療、学術、文化など多様なテーマにおける活動を支援します。

社会貢献寄付信託の仕組み



寄付先一覧(2013年11月6日現在)

環境	公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン (WWFジャパン)
環境	公益財団法人 日本生態系協会
教育	公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟
医療	公益財団法人 日本対がん協会
社会福祉	公益財団法人 日本盲導犬協会
国際医療支援	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本
学術	公益財団法人 国際科学技術財団
文化	独立行政法人 日本芸術文化振興会
災害復興支援	社会福祉法人 中央共同募金会(東日本大震災復興支援)
子ども支援	公益財団法人 日本財団
障害者スポーツ支援	公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本

特定寄附信託

三井住友信託銀行は「特定寄附信託」を取り扱っています。これは2011年度税制改正によって新たに創設された制度に基づく信託で、ご指定いただいた寄附先に5年または10年にわたり定期的に寄附を行います。寄附先は、三井住友信託銀行が提示する「寄附先一覧」以外の団体を指定することもできます（なお、寄附先の指定には、三井住友信託銀行の審査および手続きを要するほか、信託報酬がかかります）。

2012年7月には、東日本大震災の被災地で活動する医療関係者の支援を望む個人のお客さまに、特定寄附信託をご利用いただきました。今後5年間で総額約1,200万円

が認定NPO法人「ピープルズ・ホープ・ジャパン(PHJ)」に寄附されます。PHJは別途、このお客さまからの寄附により石巻市立病院に対し、往診で使う「ドクターカー」を寄贈しており、本件特定寄附信託によるPHJへの寄附は、その維持管理費に充てる予定です。

遺贈による寄付

三井住友信託銀行では、ご自身の遺産を世の中のために役立てたいとお考えの方々のニーズにお応えするため、遺言信託において、公益団体や大学などと遺贈による寄付に関する提携を行い、遺産寄付の支援サービスをご提供しています。

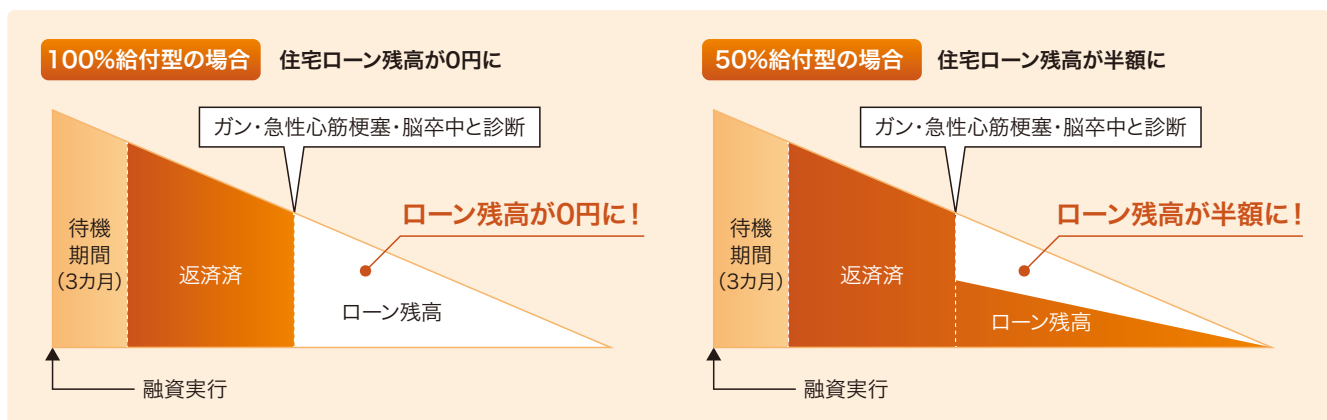
事業と一体となった社会貢献

三大疾病保障・ガン保障

ガン、急性心筋梗塞、脳卒中は「三大疾病」と呼ばれ、日本人の死亡原因の約55%を占めています。三井住友信託銀行は、お客さまがガンと診断されたとき、または急性心筋梗塞、脳卒中で60日以上所定の状態が続いたと診断されたとき、住宅ローン残高を保障するサービスを取り扱っています。本サービスには、「三大疾病保障」と「ガン保障」の二通りがあり、それぞれにローン残高が0円になる「100%給付

型」と、ローン残高が半分になる「50%給付型」があります。

また「三大疾病保障」には、お客さまが三大疾病以外の病気や怪我によって入院された場合も、①たった1日の入院から10万円の入院一時金、②1回の入院につき最長2カ月のローン返済を保障、③入院が2カ月継続したらさらに30万円の入院一時金、といった「トリプル入院保障」も付いています。今後は、対象となる疾病を拡大して保障内容をさらに充実させる予定です。



ベルマーク事業への支援

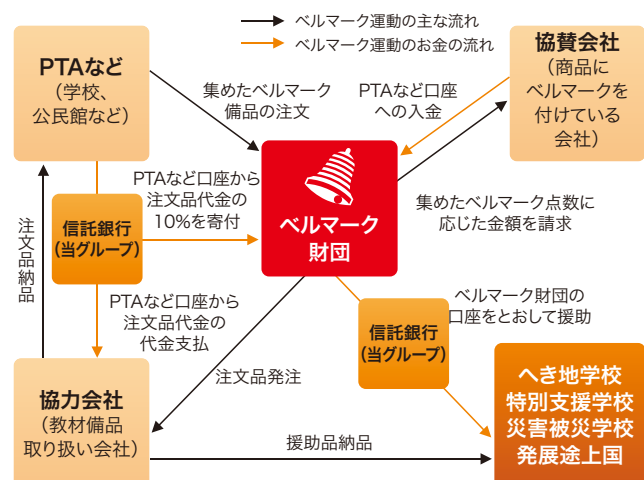
身近な商品に付いている“ベルマーク”を学校単位で集め、その点数に応じて学校に必要な備品を購入する「ベルマーク運動」は、1960年にスタートしました。当初は複数の銀行が関わっていましたが、1982年からは入出金に関わる一切の業務を三井住友信託銀行が担当しています。

現在、全国28,143(2013年8月末現在)にのぼるPTAの口座管理事務を行っており、協賛会社からのPTAへの入金や協力会社からのベルマーク教育助成財団への援助金送金などの業務を取り扱っています。このほか、被災地などへの援助資金の送金事務(友愛援助)も行っています。

ベルマーク運動では、学校の備品を購入する際に購入金額の10%がベルマーク財団に寄付されて、それがへき地学校や災害被災学校、発展途上国などへの援助資金として使

われています。三井住友信託銀行は、事業と一体となった社会貢献として、ベルマーク事業への支援を継続しています。

ベルマーク運動での役割



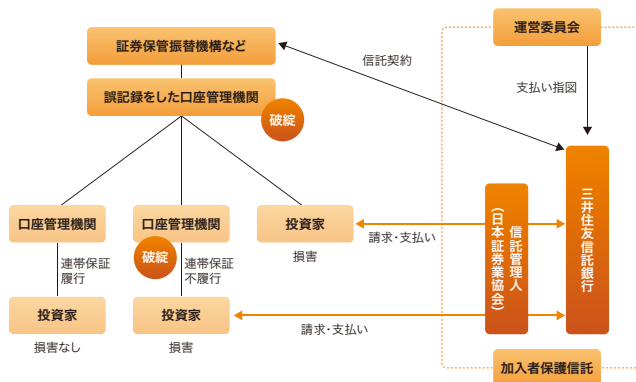
加入者保護信託

有価証券のペーパーレス化は、紛失・盗難・偽造などのリスク軽減や運搬・保管に係るコストの削減を通じて、証券取引の利便性を引き上げる一方で、振替機関や口座管理機関※の誤記録などがあれば、投資家（「加入者」）が損害を受ける危険性があります。こうした損害が生じ、かつ口座管理機関が損害賠償義務を果たさないまま破綻した場合に、1,000万円を限度に加入者が被る損害を補償するためのセーフティネットが、「加入者保護信託」です。

三井住友信託銀行は、公益信託の受託実績や資産運用能力などが認められ、2003年の制度設立以来、単独で加入者保護信託を受託しています。

※ 証券会社などの金融機関。

加入者保護信託スキーム



IR・SRコンサルティング

1999年1月、三井住友信託銀行は株主名簿管理人として初めて、委託会社のIR（インベスター・リレーションズ）およびSR（シェアホルダー・リレーションズ）活動をサポートする体系的なサービスを開始しました。国内外のネットワークを通じて、ESG（環境・社会・ガバナンス）を含むIR・SR活動推進に欠かせない以下のデータおよび情報を提供します。

国内実質株主判明調査

国内カストディアン銀行の背後に存在している国内機関投資家を調査します。決算説明会、One on OneのIRミーティング対象機関の選定や、株主総会に向けたコミュニケーション構築に利用いただけます。

外国人実質株主判明調査

海外カストディアン銀行の背後に存在している海外機関投資家を調査します。海外IRの訪問先の選定、さらに株主総会に向けては、議決権行使促進サービスも提供しています。

個人株主分析

株主名簿をIR活動の観点から分析します。IR戦略立案のための個人株主の現状把握や個人向けIR・SR活動の効果測定等に活用いただけます。

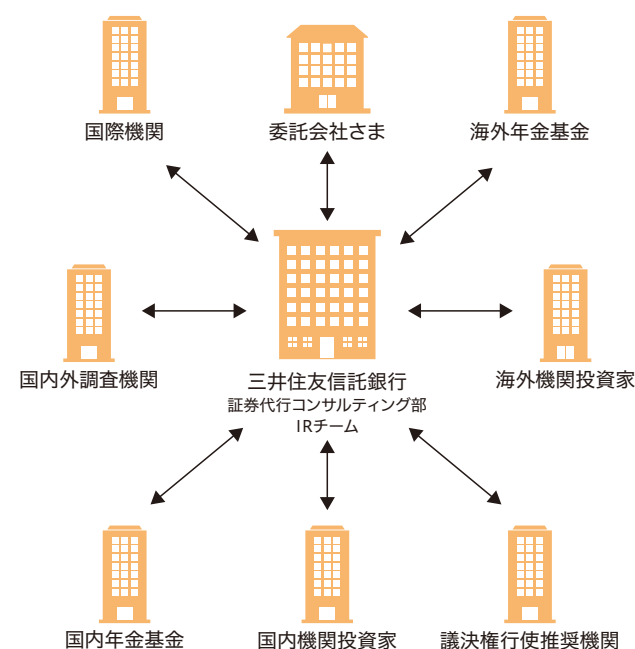
議決権行使分析

国内外機関投資家の議決権行使動向を分析します。株主総会に向けた議決権行使予測、株主総会後の振返りなど、社内向け報告や検討の資料として活用いただけます。

Focus Club

会員企業のIR総務、法務部門に海外機関投資家などの日本株投資動向およびコーポレートガバナンスの考え方について情報提供を行っています。その一環として、近年ESGの取り組みを強化している海外投資家が、どのような情報を求めているかをヒアリングし、IR活動やレポート作成の基本情報として提供しています。

幅広い人脈とホットラインの構築



金融円滑化への取り組みについて

三井住友トラスト・グループでは、中小企業のお客さまや住宅ローンをご利用のお客さまへの円滑な資金供給を最も重要な社会的使命の一つと位置付け、その実現に向けて取り組んでいます。

三井住友信託銀行は、中小企業のお客さまや住宅ローンをご利用のお客さまからの各種ご相談やご返済条件の変更などのお申し込みに迅速かつ適切に対応するなど、さらなる円滑な金融仲介機能を発揮していくため、金融の円滑化に関する基本方針を定めています。

また、円滑な金融仲介機能を発揮するため、営業店におけるお客さまからの返済条件の変更などに関するご相談やお申し込みに適切に対応する体制、本部における営業店の対応状況を適切に把握する体制

を整備するとともに、金融円滑化に関する苦情やご相談については、各営業店のほか専用フリーダイヤル等で受け付けています。

2013年3月末に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の期限が到来致しましたが、今後も引き続き、中小企業のお客さまの事業活動の円滑な遂行と住宅ローンをご利用のお客さまの生活の安定のため、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に向けて取り組んでいくとともに、東日本大震災の影響を直接または間接に受けているお客さまからの返済条件の変更などに関するご相談やお申し込みがあった際には、お客さまのご事情に応じて柔軟かつ適切に対応するよう努めていきます。

貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数 (お客さまが中小企業者である場合)

(単位:件)

	2010年 9月末	2011年 9月末	2012年 9月末	2013年 9月末
貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数	1,002	2,035	2,799	3,536
うち、実行に係る貸付債権の数	894	1,892	2,601	3,248
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	20	40	59
うち、審査中の貸付債権の数	57	54	50	57
うち、取り下げに係る貸付債権の数	49	69	108	172

※ 上記計数は、旧住友信託銀行、旧中央三井信託銀行の合算ベースです。

※ 2013年9月末時点で、信託勘定に係る債権を以下の通り含みます。

申し込み1件、実行1件、謝絶0件、審査中0件、取り下げ0件。

なお信託勘定に係る債権とは、他の金融機関等が流動化等を目的として三井住友信託銀行に信託した貸付債権のうち三井住友信託銀行がお客さまから貸付条件の変更等の申し込みを受け付けたもの等を指します。受託者である三井住友信託銀行は、信託契約の定めにより複数の信託関係者の判断に基づき対応しています。

貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数 (お客さまが住宅資金借入者である場合)

(単位:件)

	2010年 9月末	2011年 9月末	2012年 9月末	2013年 9月末
貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数	1,107	1,950	3,026	3,822
うち、実行に係る貸付債権の数	808	1,597	2,523	3,154
うち、謝絶に係る貸付債権の数	8	22	34	45
うち、審査中の貸付債権の数	118	102	99	80
うち、取り下げに係る貸付債権の数	173	229	370	543

※ 上記計数は、旧住友信託銀行、旧中央三井信託銀行の合算ベースです。

※ 2013年9月末時点で、信託勘定に係る債権を以下の通り含みます。

申し込み427件、実行364件、謝絶12件、審査中6件、取り下げ45件。

なお信託勘定に係る債権とは、流動化等を目的として三井住友信託銀行に信託した貸付債権のうち三井住友信託銀行がお客さまから貸付条件の変更等の申し込みを受け付けたもの等を指します。

受託者である三井住友信託銀行は、信託契約の定めにより複数の信託関係者の判断に基づき対応しています。

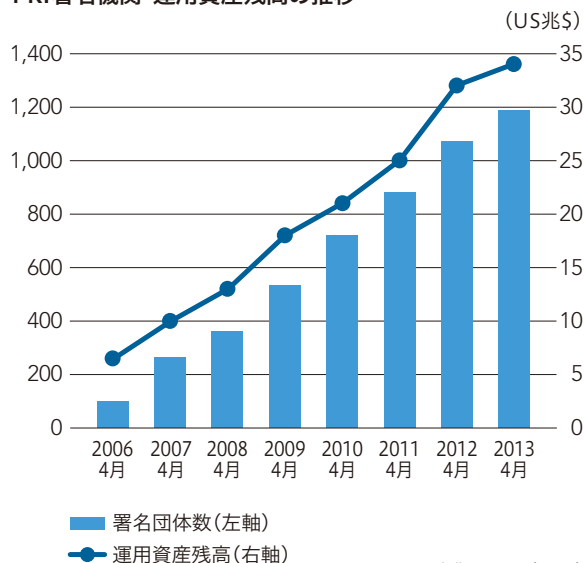
資産運用業務における ESG課題への取り組み



当グループでは、1999年に日本で初めて責任投資ファンド運用を開始しました。また、2003年には企業年金向けに日本で初めて責任投資ファンドの提供を開始しました。その後もグループ各社は他社に先がけてさまざまな商品開発を進め、個人投資家や機関投資家に提供してきました。2006年には、PRIの署名機関となり、日本の運用業界が積極的にESG課題に取り組むべくリーダー的な役割を担っています。

当グループは、アジア地域最大の資産規模を持つ資産運用会社であることを踏まえ、日本のみならずアジアにおいて市場をけん引するリーダーとして責任投資の取り組みを推進していきます。

PRI署名機関・運用資産残高の推移



出典: UNPRI (2013)

日本株RI旗艦ファンドの運用戦略のご紹介

RI旗艦ファンドの三つの運用プロセス

当グループは、さまざまなRI (Responsible Investment: 責任投資) ファンドを開発してきました。ここでは、その中心となる年金等の機関投資家に提供する旗艦ファンドの運用戦略についてご紹介します。

STEP 1 日本総合研究所による「ベスト・イン・クラス」でのユニバース候補群の選定

- 日本有数のシンクタンクである株式会社日本総合研究所（日本総研）が、2,000社を対象にアンケート調査を実施します。
- CSRの取り組みを33業種ごとに評価、ベスト・イン・クラスの銘柄をユニバース候補群として選定します。

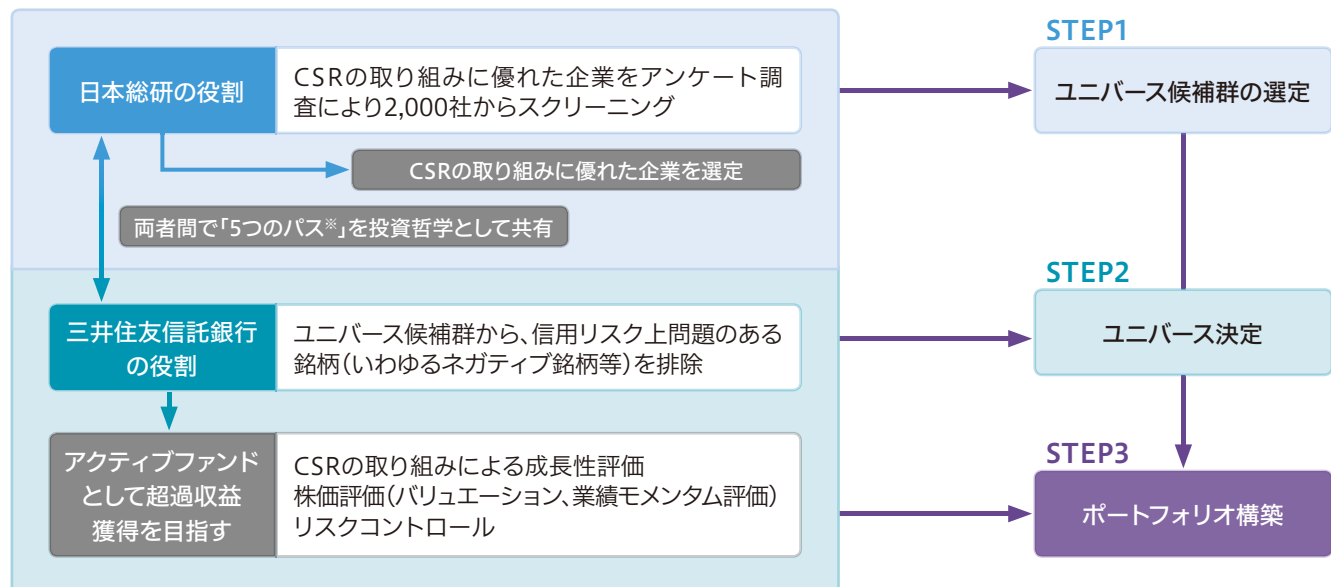
STEP 2 三井住友信託銀行によるRIユニバースの決定

- 日本総研が選定したRIユニバース候補群から、信用リスクの高い銘柄（いわゆるネガティブ銘柄）等を排除し、株式運用部長を委員長とする「SRIユニバース選定会議」にてRIユニバースを決定します。

STEP 3 三井住友信託銀行のファンドマネージャーによる銘柄選択

- ファンドマネージャーはRIユニバースを対象に、①CSRの取り組みによる成長性評価と②国内株式アナリストによる独自業績予想をベースとしたバリュエーション、業績モメンタムといった株価評価を実施し、ポートフォリオを構築することで対TOPIXでの超過リターンを追求します。

日本総研と三井住友信託銀行の協働と役割

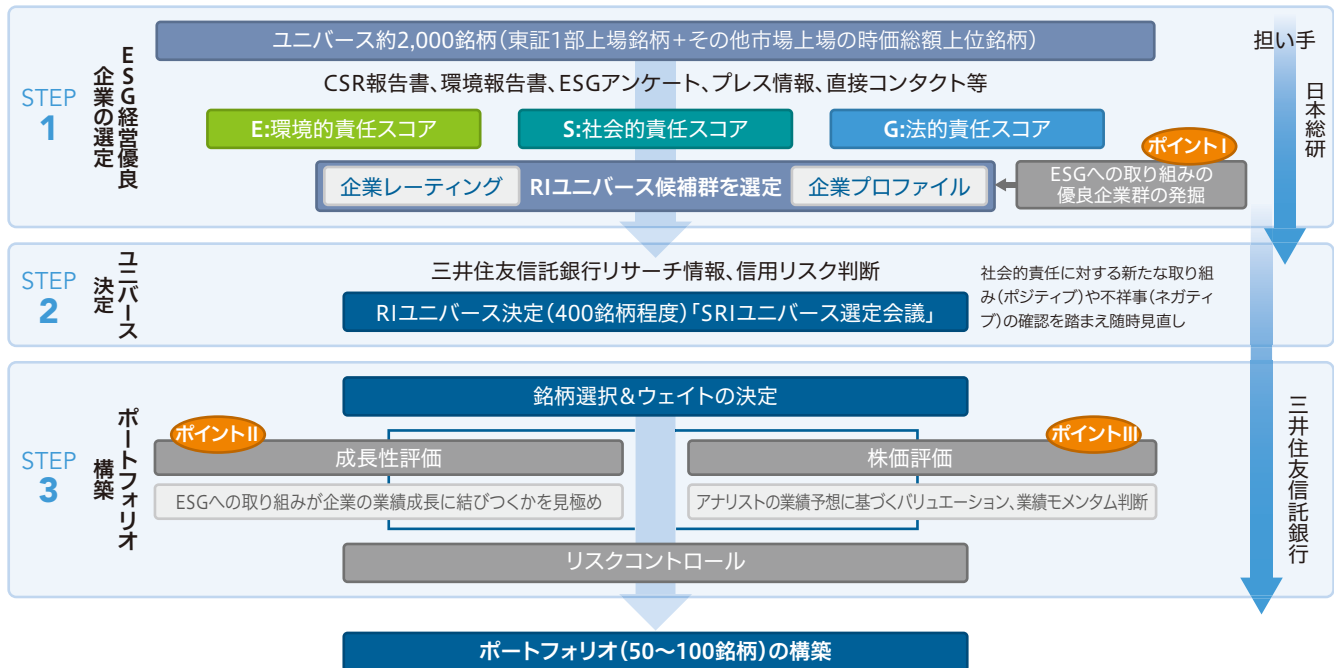


※ 5つのパス：企業価値を向上させるための5つの経路。(1)事業革新の実現、(2)企業ブランドの向上、(3)人材マネジメントの強化、(4)コスト管理・削減、(5)リスク管理の強化

運用プロセス概観

銘柄の選定、ポートフォリオの構築においては、徹底的なリサーチを重視しています。具体的には、上場銘柄2,000社の中から日本総研がアンケートを活用した綿密なESG調査を行ってユニバース候補群を選定します。その後、三井

住友信託銀行が、全セクターをカバーするアナリストからの情報に加え、RIファンドマネージャーとアナリスト自身が直接企業を訪問することにより取得した独自情報を踏まえ、投資銘柄を決定しポートフォリオを構築します。



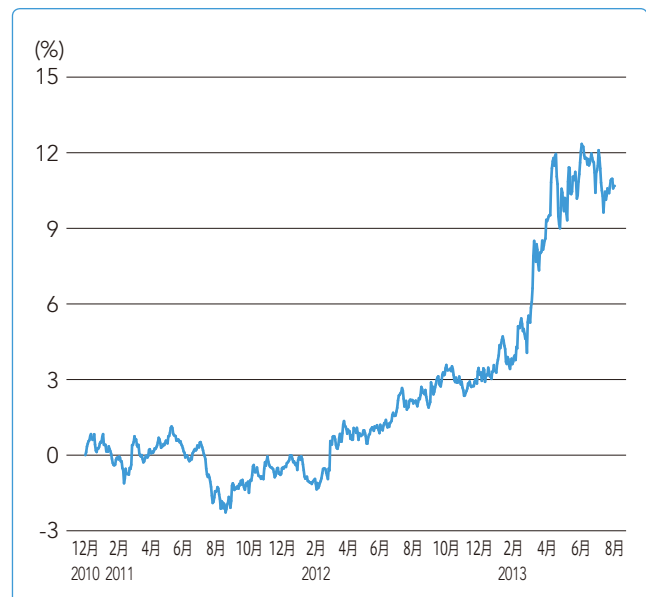
RI旗艦ファンドの実績

三井住友信託銀行のRI旗艦ファンドは、E(環境)、S(社会)、G(ガバナンス)に注目し、それらの財務リターンの向上への貢献度などを考慮して投資銘柄を選定するアクティブ運用ファンドです。

企業のESGへの積極的な取り組みは、その企業の持続的成長につながり、結果として株主に長期的なメリットをもたらすと考えられます。故に、当ファンドでは、法令遵守・説明責任を果たし、社会・環境面でも多様なステークホルダーを重視した経営を行い、財務的にも成功が期待される企業へ投資することで、安定的かつ良好な運用実績を追求します。

右図のグラフに示したように、2012年4月頃から2013年8月までのおよそ1年間、三井住友信託銀行のRI旗艦ファンドは、ベンチマークである東証株価指数(TOPIX)と比較し、大きくプラスとなる超過収益を実現しています。

TOPIXと比較した三井住友信託銀行RI旗艦ファンドの超過収益率の推移



三井住友信託銀行の株式アナリスト

体制

三井住友信託銀行の株式リサーチ部は、経験10年以上の多数のアナリストが全てのセクターをカバーしており、年間の取材活動は1万件を優に超えています。アジア調査にも注力しており、香港現地法人のアナリストとの共同リサーチ体制を構築しています。なお、日本株アナリストが担当企業と実施しているコーポレートガバナンスに関する意見交換のためのミーティングは、年間100件を超えています。

アナリスト活動の特徴

クオリティの高い企業調査

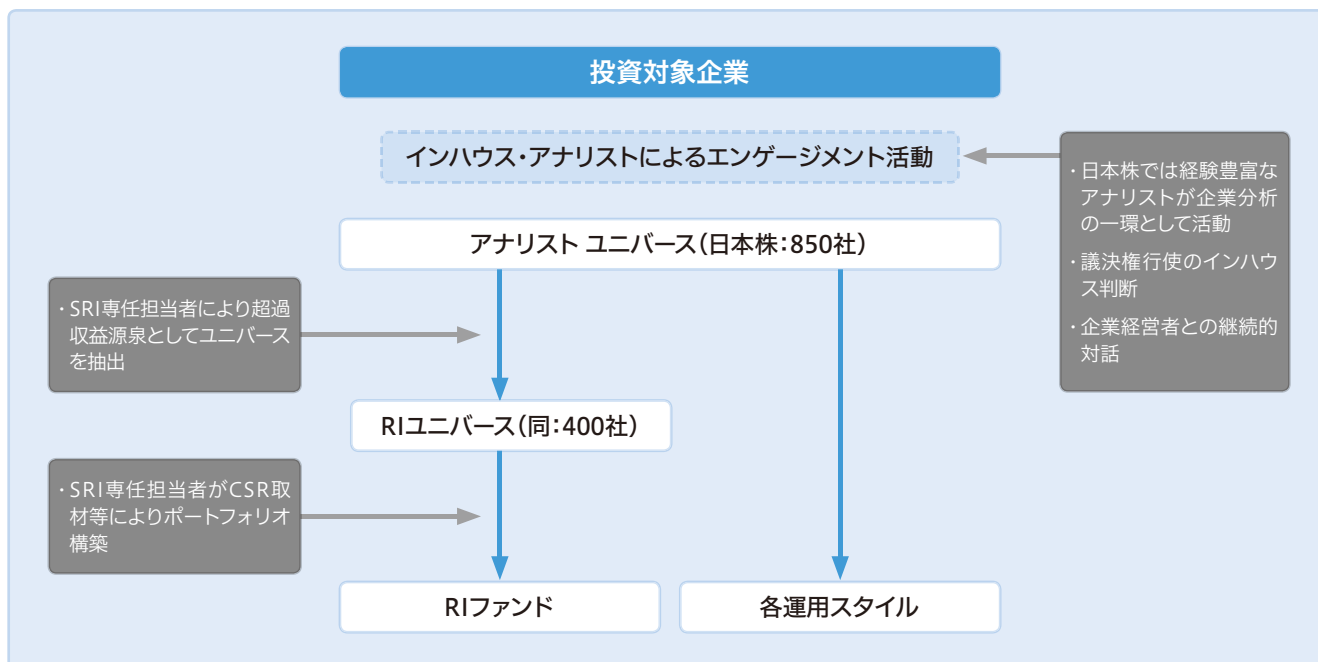
セクターを超えた情報の共有や、日本株チームとアジア株チームの共同リサーチなどを行うことなどで、付加価値の高い情報を発信しており、個に依存せずにチーム力で高

いリサーチ力を維持していることが特徴です。また、短期の業績予想と中長期の産業活動のサイクル・企業戦略分析を融合させ、調査対象の企業とは質の高いコミュニケーションを重ねています。このようなプロセスを通じ、質の高い情報をファンドマネージャーに提供しています。

アナリストによるESG調査

アナリストはRIファンドのファンドマネージャーと協働したCSR取材、継続的なコーポレートガバナンスミーティング、インハウスでの議決権行使判断など、調査と活動の両面で積極的にESG課題に取り組んできました。今後はESG調査の精度をさらに向上させ、業績への貢献度についての詳細な分析とESGリスクに対する評価能力を高めていくとともに、企業へのエンゲージメント活動にも取り組んでいきます。

インハウス・アナリストによる企業分析とESG調査



RI商品ラインアップ(投資信託)

SRI・ジャパン・オープン(グッドカンパニー)

当グループは2003年、日本で初めて企業年金向け責任投資ファンドの提供を開始しました(RI旗艦ファンド)。「グッドカンパニー」は、この同じ運用を、公募投信として個人投資家など幅広い投資家層にも提供したもので、日本を代表する責任投資ファンドの一つとなっています。

当ファンドは、企業価値向上のためにESGの取り組みを積極的に推進する企業の株式を厳選し投資することにより、ベンチマークである東証株価指数に対する超過収益の獲得を目指します。

(運用会社:三井住友トラスト・アセットマネジメント)



チャイナ・グッドカンパニー

「チャイナ・グッドカンパニー」は、日本株責任投資ファンドの投資手法を中国株に適用したRIファンドです。中国の金融機関以外の運用機関が開発した世界で初めての中国株責任投資ファンドとして、欧米の関係者からも注目されています。(2010年の設定)

銘柄の選定にあたっては、ESGの調査を日本総合研究所に委託するとともに、米国のCSR推進団体であるBSRと提携し、投資対象企業に関するネガティブ情報を随時入手できる体制を構築しています。

(運用会社:三井住友トラスト・アセットマネジメント)



グリーン世銀債ファンド

当グループの日興アセットマネジメントが、2010年に世界銀行と共同で開発したファンドで、世界銀行が発行する「グリーンボンド」の組入比率30%以上を目指している点が特徴です。グリーンボンドとは、世界銀行が発行する債券の一種です。調達された資金は、原則として新興国における気候変動対策プロジェクトへの貸付に利用されます。そのため、社会貢献を実感できるファンドとして、世界的にも注目を集めています。

(運用会社:日興アセットマネジメント)



生物多様性企業応援ファンド

生物多様性とは、地球上に生息する「多種多様な生きもの」とそれらの「つながり」のことです。「生物多様性企業応援ファンド」は、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組む日本企業の株式に投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。マザーファンドの運用にあたっては、三井住友信託銀行が投資助言を行います。

生物多様性に着目したファンドは、欧米でもあまり例がなく、先進的な取り組みとして海外から注目を集めています。

(運用会社:三井住友トラスト・アセットマネジメント)



三井住友信託銀行のESGエンゲージメントポリシーについて

三井住友信託銀行では、持続的社會の構築のため環境、社会、ガバナンス(ESG)課題を解決することが運用を委託する最終受益者の最大限の利益につながるものと考えており、積極的に投資先企業に対して働きかけ(エンゲージメン

ト)を行うためのポリシーを定めています。当ポリシーは、エンゲージメントの基準となる課題や行動を運用会社の立場から示したものです。

環境や社会的な課題に関する三井住友信託銀行の行動

- 投資先企業に対して、グローバル社会における環境や社会的課題について取り組み、社会的利益に反しないよう求めます。
- 国連グローバル・コンパクトに謳われている行動基準に反する行為や非人道的行為については、投資先企業に対して対話の場を持ち、その改善を求めます。

ガバナンス上の課題に関する三井住友信託銀行の行動

- 投資先企業において、株主全体の利益と一致した経営規律が働いていないと判断される場合は、その経営規律を高める内部統治上の施策をとるよう、投資企業に促します。
- 法令違反など経営上不祥事が生じ、株主価値が毀損している場合には、経営陣の責任を明確にして適法性維持が図られるよう議決権を行使します。さらに、中長期的な株式価値増大を経営陣が株主と共に享受する報酬制度を肯定的に評価し、投資家の利益にかなう積極的な情報開示と説明責任を、投資先企業に求めます。

国連グローバル・コンパクトの10原則

- | | |
|--------|--|
| (人権) | 原則 1. 企業は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重すべきである |
| | 原則 2. 企業は、自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである |
| (労働) | 原則 3. 企業は、組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持すべきである |
| | 原則 4. 企業は、あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持すべきである |
| | 原則 5. 企業は、児童労働の実効的な廃止を支持すべきである |
| | 原則 6. 企業は、雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである |
| (環境) | 原則 7. 企業は、環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持すべきである |
| | 原則 8. 企業は、環境に関するより大きな責任を率先して引き受けるべきである |
| | 原則 9. 企業は、環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである |
| (腐敗防止) | 原則 10. 企業は、強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである |

ESGモニタリング

三井住友信託銀行では役員を議長とするESGモニタリング会議を設け、ESGエンゲージメントポリシーに謳われている具体的な課題について、社内的な周知徹底を図り、その状況についてモニタリングを行います。投資先企業

とのエンゲージメントについては、その経過を同会議において定期的にモニタリングします。

課題の重要性や状況に応じて、株主提案や議決権行使への対応についても検討を行います。



対人地雷とクラスター弾に関連する企業とのエンゲージメント

対人地雷ならびにクラスター弾問題は、人道的観点や平和と安定の維持や復興開発への障害となることから国際的取り組みがなされており、対人地雷禁止に関連したオタワ条約(1999年)、クラスター弾に関するオスロ条約(2010年)がそれぞれ制定され発効しています。グローバル運用業界では、同関連企業に対する金融的な幫助を回避するため投融資を行わない動きが広まっており、メーカー等には製造を停止するよう働きかけが行われています。

三井住友信託銀行でも、対人地雷やクラスター弾を製造する関連企業※に対しては、アクティブ運用商品で

は原則除外しており、パッシブ運用商品で株式を保有している企業に対しても、製造を停止するようエンゲージメント活動を行っています。

このような問題は、三井住友信託銀行のみで解決できる訳ではありませんが、海外の大手年金基金、金融機関と連携しながら、対人地雷、クラスター弾の製造、利用がされなくなるよう働きかけることの意義は大きいと考えています。2012年度は、米国2社、アジア1社に対してこのようなエンゲージメント活動を行いました。

※ オランダのNGO、バックス・クリスティが報告書「クラスター爆弾への世界の投資：共通した責任」に掲載している企業リストを参考にしています。

議決権行使の考え方

議決権行使の基本方針

三井住友信託銀行は、コーポレートガバナンスの重要性に鑑み、議決権行使を通じ、企業経営者に株主利益を尊重させ、長期的な株主利益の最大化を図り、顧客投資家の利

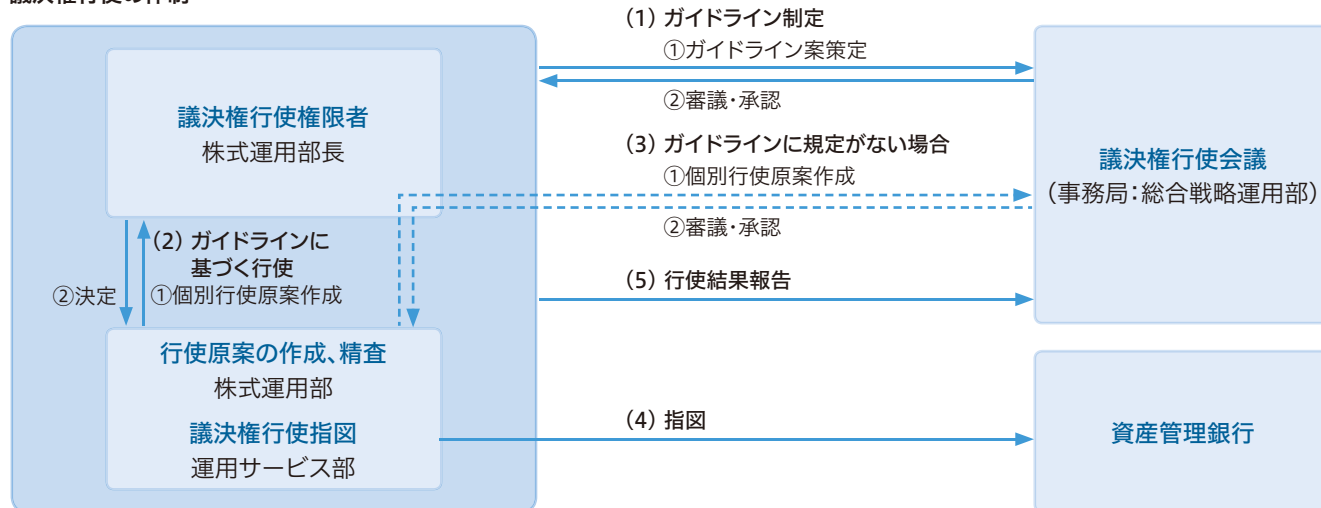
益に資することを目的として、議決権行使の基本方針を定めます。

コーポレートガバナンス体制と投資規準

企業の経営方針・経営判断は、株主の意向のみを反映するものではなく、社員・債権者・取引先など、さまざまなステークホルダーとの利害調整を踏まえて決定されるものであると考えます。一方、企業経営者は、効率的な株主資本の活用やステークホルダーへの積極的な情報開示等、株

主利益を尊重した健全なコーポレートガバナンス体制を進んで構築すべきであると考えます。コーポレートガバナンス体制は、広い意味で投資規準の一種です。株主利益を軽視している企業に対しては、株主利益を尊重するよう、議決権行使による意思表示を行います。

議決権行使の体制



不祥事および反社会的行為への対応

企業もしくは企業経営者による不祥事および反社会的行為が発生した場合には、コーポレートガバナンス上重大

な問題が発生しているとみなし、コーポレートガバナンスの改善に資する内容で議決権を行使します。

コーポレートガバナンス体制の強化に向けて

経営陣への反対意見や対抗提案を伴うような積極的な企業経営への関与よりも、企業とのコミュニケーションを重視し、コーポレートガバナンス体制の整備、改善を要求していくことに重点を置きます。その上で、コーポレートガ

バナンス体制の強化に向けた働きかけとしてどのような方法が効果的か検討を行い、企業とのさまざまな接点を通じて株主利益の最大化を目指します。

議決権行使の考え方

取締役会・取締役

取締役会は、企業経営を司る機関として迅速かつ適切な経営判断が下せるメンバーで構成されるとともに、執行と監督の機能を分離し、経営監督機能を適切に果たしていくべきであると考えます。

監査役会・監査役

監査役会は、取締役の職務執行を監視・監督する機関として十分機能するよう構成・運営されるべきであると考えます。

株主還元

株主配当は、株主への利益還元と当該企業の財務状況や事業計画に基づく内部留保とのバランスに留意し、企業の成長過程に応じた適切な利益配分がなされるべきであると考えます。

役員報酬

役員報酬等については、企業業績や株主に対する利益配分と整合性のある水準とするべきであると考えます。

企業の財務戦略・事業内容の変更

資本の新規調達等の企業財務構造の変更や、合併・営業譲渡・譲受あるいは会社分割等による事業規模・内容の見直しについては、取締役会の経営判断が原則として尊重されるべきですが、株主利益や企業の将来的な事業展開を阻害するものであってはならないと考えます。

買収防衛策

買収防衛策は、長期的な株主価値の向上に資するものが導入されることが望ましいと考えます。また、導入する企業は、導入の目的や内容を開示し、十分な説明責任を果たさなければならないと考えます。当該防衛策は、買収者・被買収者にとって中立で公平な制度となるように設計され、株主の同意に基づき導入・更新・償却されることが望ましいと考えます。

その他の議案

定款変更を含むその他の各種施策についても、長期的な株主価値の向上ひいては受益者の利益増大に寄与するものでなければならず、その実施にあたっては、十分な説明責任を果たさなければならないと考えます。

外国株式の議決権行使

基本的な考え方は国内株式と同様ですが、法令、商習慣、コーポレートガバナンスなどが、各国ごとに異なる経済的・政治的・社会的な環境や歴史的土壌の上に培われてきたことに鑑み、外国株式の行使原案の作成にあたっては、各国の実情に即した議決権行使を行います。

議案別議決権行使状況

国内株式の2012年7月から2013年6月までに開催された株主総会における議決権行使については、以下の通りです。

1. 会社提出議案

	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
剰余金処分案等	1,375	20	1	0	1,396
取締役選任	1,376	407	1	0	1,784
監査役選任	1,268	247	1	0	1,516
定款一部変更	563	20	2	0	585
退職慰労金支給	157	134	0	0	291
役員報酬額改定	323	4	0	0	327
新株予約権発行	93	44	0	0	137
会計監査人選任	28	0	0	0	28
組織再編関連※1	60	0	0	0	60
その他会社提案※2	186	31	0	0	217
合計	5,429	907	5	0	6,341

※1 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割など

※2 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、買収防衛策など

2. 株主提出議案

	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
合計	1	132	0	0	133

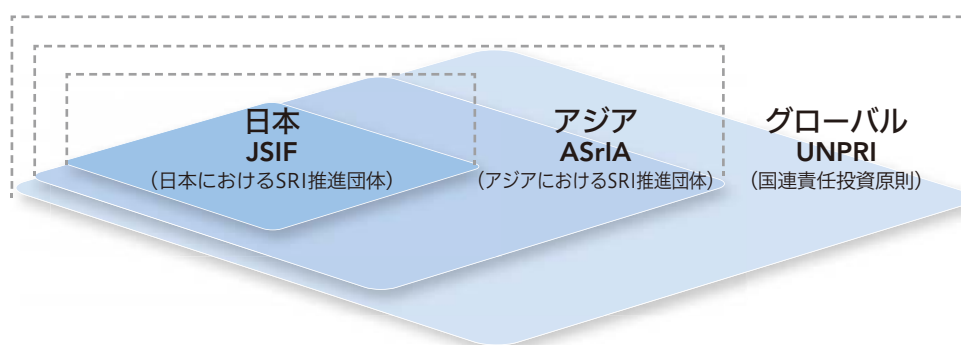
ESG課題に関する国際的な連携・啓発活動

企業のESG(環境、社会、ガバナンス)に対する取り組みを評価し、株や債券に投資をする責任投資を推進するため、2006年、国連機関により策定された責任投資原則(PRI)の署名機関は年々拡大し、2013年にはおよそ1,200機関、運用資産総額は34兆ドル以上に達しました。

その背景には、責任投資原則自身の積極的な取り組みやNPO、NGO団体の活発な活動があります。当グループ

は、グローバルステージでは「責任投資原則」、アジアではアジア地域のSRI推進団体「ASrIA」、日本国内ではNPO法人「社会的責任投資フォーラム(JSIF)」の3団体とそれぞれ密接な関係を構築し、市場の拡大に貢献しています。

今後も、当グループは、金融市場をけん引するリーダーとして、さまざまな機会を活用して啓発活動や市場の拡大に向けた活動を展開します。



グローバルな責任投資市場の発展に寄与

当グループ各社は、責任投資原則(UNPRI)に署名し、2010年からはUNPRIの日本ネットワークの共同議長に就任しています。2013年10月に南アフリカのケープタウンで開催されたUNPRI年次総会では、日本の取り組みの現状について説明しました。

また、当グループは国連グローバル・コンパクトに署名した日本企業が参加するグローバル・コンパクト・ジャパン・

ネットワーク(GC-JN)のメンバーでもあります。2011年度からは大和総研・大和証券とともに「SRI分科会」の共同幹事に就任し、分科会を主催しました。今後も、ESGに関する研究会への参画や証券代行業務の一環としての企業に向けた情報提供サービスやセミナーの開催などを通じて、グローバルな視点を踏まえた責任投資に関する情報を広く発信していきます。



GRI世界会合にG4マルチステークホルダー委員会委員として参加

2013年5月22日から24日の3日間、オランダのアムステルダムにて、CSR報告書の国際的ガイドラインであるGRI第4版の発表に合わせ、企業の情報開示に関する国際会議GRI Global Conference on Sustainability and Reporting 2013が開催されました。世界80カ国、1,600名を超える方が参加したこの会議に三井住友トラスト・ホールディングスはG4マルチステークホルダー委員会のメンバーとして参加しました。



アジアにおける活動

当グループは2004年7月、アジア地域のSRI推進団体である「ASrIA」に加盟し、メンバーとしてアジアにおける責任投資の発展に寄与してきました。2011年9月には設

立10周年記念会議が開催され、「株主行動ーアジアでどううまくやっていくか?」の討論会にパネラーとして参加しました。

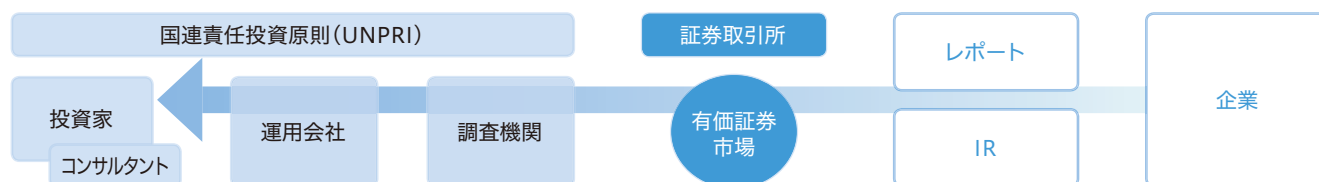
日本の責任投資市場をけん引

企業のCSR(ESG)活動が資本市場で評価され、資金調達のために発行した株や債券が責任投資という形で投資家によって購入される一連のプロセスを責任投資バリューチェーンと名付けました。当グループはこの責任投資バリューチェーンを日本においてもより堅固なものにするべく、さまざまな活動を実施しています。

具体的には、NPO法人「社会的責任投資フォーラム(JSIF)」の主要メンバーとして、勉強会の講師やシンポジウムでの講演、年報の執筆など、積極的な情報発信を行うことで、日本の責任投資市場の発展に貢献してきました。

またGRI第4版発表後は、投資家の視点から非財務情報開示の重要性や統合報告書のあり方についても積極的に提言しており、2013年12月にはG4ステークホルダー委員会委員として、日本語版(暫定)発表記念セミナーでパネラーを務めました。

日本においても公的年金の運用改革や日本版スチュワードシップ・コードの議論など、新たな動きが始まっています。責任投資バリューチェーンをこうした動きと関連させ、さまざまなステージでESG課題を資産運用に取り入れる重要性を訴えました。

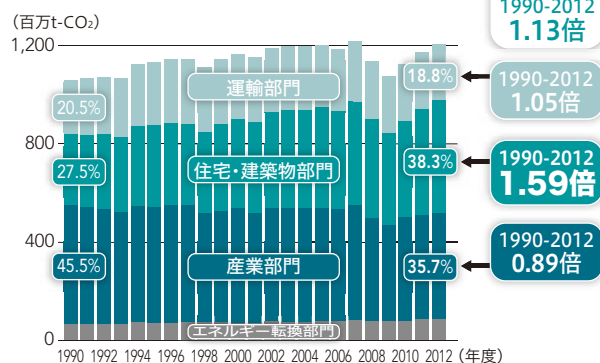


不動産業務における ESG課題への取り組み

環境不動産は、省エネルギー設計や再生可能エネルギーの利用、水資源の保護、建物の長寿命化や再生資材の使用、生物環境の保全と創出、屋内環境の向上といった環境対策を不動産に取り入れることで、気候変動や生物多様性の損失などの問題に対応しています。そしてエネルギー消費量・CO₂排出量・水使用量の低減や再生可能エネルギー・再生資材の利用率アップ、生物多様性の回復などが、「環境性能」の向上として示されます。

当グループは、こうした取り組みが省エネや維持コストの低減といった直接的なメリットだけでなく、環境問題への意識が高く、また知的生産性の向上などを重視する企業(テナント)の入居を促進し、収益性の高い安定した不動産有効活用事業につながると考えています。

部門別CO₂排出量の推移と内訳



出典: 経済産業省「エネルギー起源CO₂排出量の推移(2012年度速報)」をもとに作成
(注) 排出量内訳はエネルギー転換部門を含む総量に対する割合です。

環境不動産の付加価値を可視化する

環境不動産の付加価値

不動産の環境配慮を考える場合、よく「コストが余分にかかるから投資がしづらい」といった声が聞かれますが、不動産投資における価格の理論を踏まえると、環境不動産は追加コストに見合った、あるいはそれ以上の付加価値を生み出す可能性があると考えられます。

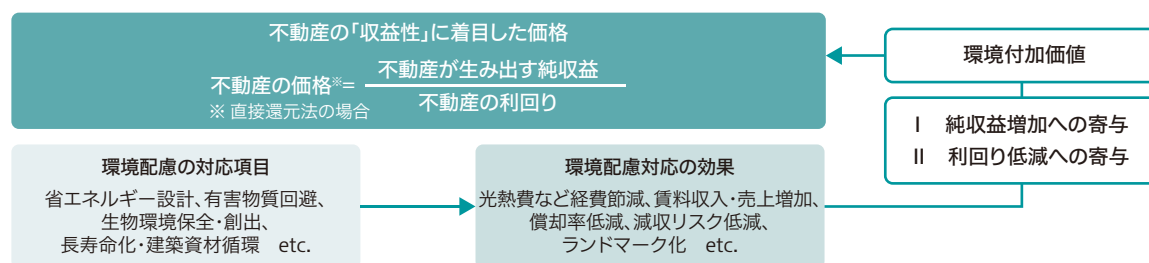
不動産を収益性(どれだけの収益をどれくらい安定的に生み出すか)という観点で見た場合、その価格は、不動産が生み出す純収益(収入－費用)を不動産の利回りで割ることによって求められます。賃料収入などの総収入が多いほど、また水道光熱費や維持管理費などの費用が少ないほど、純収益が増加して不動産価格は高く評価されます。また収益の変動リスクが少なく安定性が高い資産ほど、投資家が要求する利回りは下がるため、不動産価格は高く評価されることとなります。

環境不動産は、省エネルギー効果による水道光熱費の減少や、使用部材の耐久性向上による維持管理費の減少などが純収益の増加につながる可能性があるほか、オフィス環境の向上による生産性の向上や、建物のイメージ向上効果などが賃料アップの要因となるため総収入の増加をもたらす、純収益の向上につながる可能性もあります。

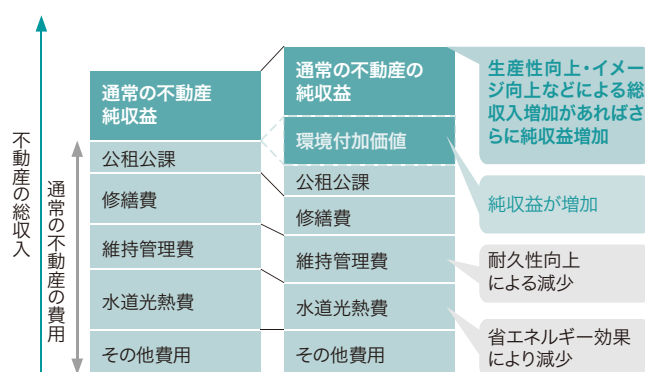
さらに環境不動産は、将来の環境関連の課税強化や規制強化などの影響を受けにくいことから、不動産の利回りに含まれる環境リスクが低減するほか、長寿化による償却率の低減や環境配慮によるイメージ向上効果が不動産の利回りの低減につながる可能性があります。

以上のような理由から環境不動産が付加価値を持つようになると三井住友信託銀行は考えています。

環境付加価値概念図(1) 不動産の「収益性」に着目した価格

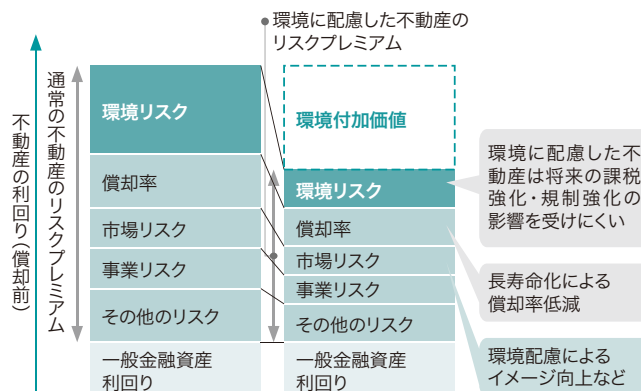


環境付加価値概念図(2) 純収益への反映



出典：不動産に関する「環境付加価値」の検討
(東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文 2005 伊藤雅人)より一部改訂

環境付加価値概念図(3) 利回りへの反映



出典：不動産に関する「環境付加価値」の検討
(東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文 2005 伊藤雅人)より一部改訂

環境不動産市場の拡大に向けて

2005年、環境不動産のもたらす付加価値に関する論文の発表を皮切りに、三井住友信託銀行(以下、SMTB)は環境不動産に関する多くの提言を行ってきました。

業務面では信託銀行の特色を生かし、環境配慮型建築コンサルティングなどに取り組んでいるほか、2010年に国内金融機関として初めて、環境不動産の専担組織を設置し、環境不動産に関するさまざまなビジネスラインアップを提供しています。

「環境不動産とはどういう不動産なのか」「環境不動産は投資対象として価値があるのか」。SMTBは日本において、そうした疑問への考え方を整理し、環境不動産市場のリーディングカンパニーの役割を果たしてきたと考えています。

環境不動産の普及を通じて持続可能な社会を実現し、ビジネスのサステナビリティに結び付けることを使命の一つと考え、これからも環境不動産市場の拡大に尽力していきます。

環境配慮と経済性を両立させたい

地球環境問題を解決し、持続可能な社会に結び付けていく上で、不動産の役割は非常に大きいものと考えます。不動産の環境配慮に関する取り組みは、「少し余分にお金をかけてでも、地球のために良いことをしよう」という発想ではなく、「収益の増加や安定性の向上を通じて、不動産の資産価値を向上させよう」という、投資の発想に基づいて行われる必要があると思います。私は2005年に環境不動産の付加価値に関する論文を発表して以来、国内外のさまざまなステークホルダーと議論を重ねてきたなかで、環境不動産を経済性と両

立させながら普及させることは十分に可能であるとともに、これからの不動産関連ビジネスにとっても必要不可欠なことなのだと確信するに至りました。SMTBは2010年からは環境不動産の専門セクションを発足させました。今後ともビジネス面から環境不動産の普及に努めていきたいと思っています。

三井住友信託銀行
不動産コンサルティング部
鑑定・CSR担当次長
環境不動産推進チーム長
伊藤 雅人



環境不動産ビジネスラインアップ

1 環境配慮型建築コンサルティング

環境不動産の導入を促進するため、SMTBIは、ビルなどへの省エネシステム導入、景観や生態系への配慮、建物長寿化、リサイクルシステムの採用などをアドバイスする環境配慮型建築コンサルティングサービスを提供しています。

環境問題に対する関心の高まりから、最近では建築環境総合性能評価システム(CASBEE®)の認証や自主評価を目指す案件も多くなってきました。2009年度には、SMTBIは株

式会社八千代銀行の新店(東京都新宿区)と東洋製罐グループホールディングス株式会社の新本社ビル(東京都品川区)のコンサルティングを行い、いずれも最高ランク(S)の認証を取得し、国土交通省「住宅・建築物省CO₂推進モデル事業(現:住宅・建築物省CO₂先導事業)」にも採択されました。

※ 国土交通省の主導のもと、日本で開発・普及が進められている建物の環境性能評価システム

環境配慮型建築コンサルティングの例

会社名	所在地	用途	階数	延床面積	目標ランク
クラリオン	埼玉県	本社事務所・研究所	地上10階、塔屋1階	約19,000㎡	A(認証済)
八千代銀行	東京都	本店※	地上9階	約7,700㎡	S(認証済)
中央労働金庫	東京都	本店	地下1階、地上9階、塔屋2階	約6,000㎡	A(自主評価)
	神奈川県	事務所	地下1階、地上7階、塔屋1階	約10,000㎡	B+(届出)
イオンモール	東京都	商業施設	地上5階	約150,000㎡	A(認証済)
フジ	愛媛県	商業施設	地上3階	約140,000㎡	B+(認証済)
イトーヨーカドー	横浜市	商業施設	地上4階	約29,000㎡	B+(届出)
東洋製罐グループホールディングス	東京都	事務所※	地下2階、地上21階、塔屋1階	約72,400㎡	S(認証済)

※ 国土交通省 住宅・建築物省CO₂先導事業に採択

事例紹介A 東洋製罐グループホールディングス 大崎フォレストビルディング

施工会社への特命発注が既に決定していた本超高層ビルプロジェクトにおいて、コストの適正化と透明性の確保というお客さまへのニーズにお応えするべく、コンサルティングを受託しました。

具体的には実勢を踏まえた的確なコスト査定、機能・デザイン・維持管理をバランスさせたアドバイスを行うとともに、環境面では、省エネ・省CO₂実現に向けた技術的助言やテナント協働体制構築のための支援に加え、ビル外構部分においては生物多様性に配慮した植生をアドバイスし、公益財団法人日本生態系協会のハビタット認証(J-HEP)を取得しました。

(国土交通省 住宅・建築物省CO₂先導事業に採択。

CASBEE®:Sランク認証)



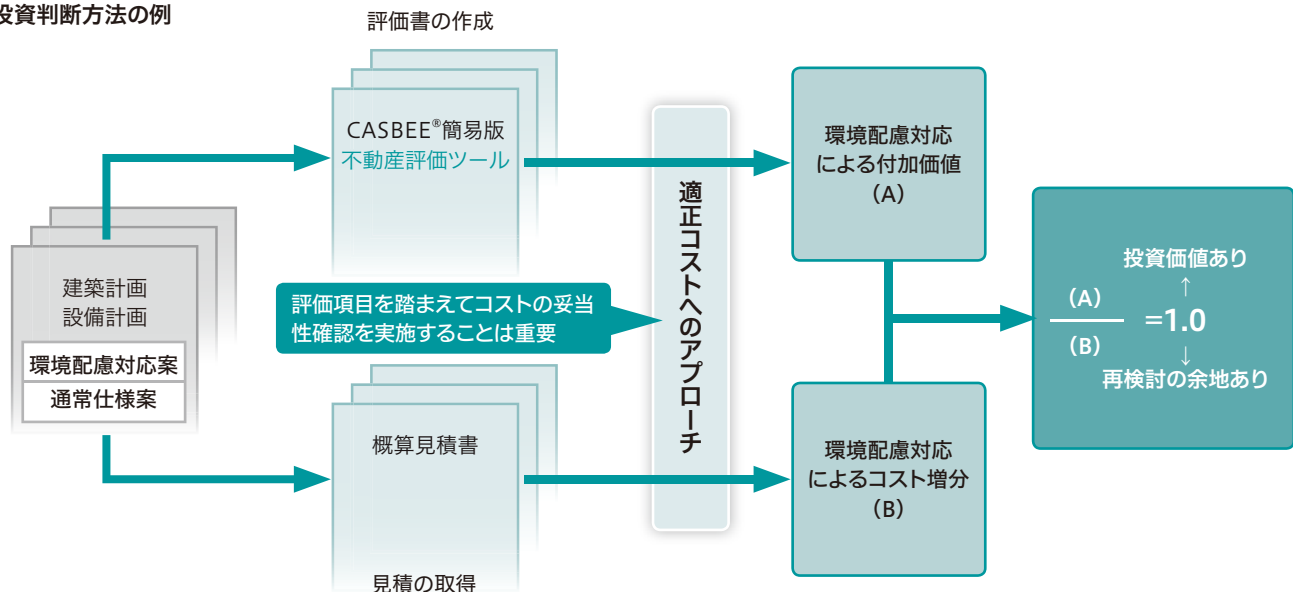
建築面積: 約3,400㎡
延べ面積: 約72,000㎡
鉄骨造、鉄骨鉄筋
コンクリート造地上21階、
地下2階、塔屋1階
2011年12月竣工

2 環境付加価値コンサルティング

建築・改修に伴う環境性能向上が不動産価格に及ぼす「環境付加価値」を想定し、環境配慮設計についてアドバイス致します。

将来の企業価値向上を念頭に、現在の不動産マーケットでは評価されない定性的項目（イメージ向上、リスク低減等）も評価し、アドバイスをを行います。

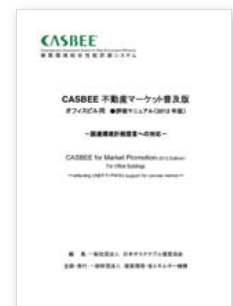
投資判断方法の例



「CASBEE不動産マーケット普及版」に関する取り組み

CASBEE不動産マーケット普及版は、建物の環境性能評価が不動産マーケットで広く普及されることを目的に開発されたシステムです。CASBEE®標準版との整合性を保ちながら、評価項目を大幅に絞り、かつ海外で注目される環境性能項目との整合性も考慮した内容となっています。

SMTBは、CASBEE小委員会の幹事としてCASBEE不動産マーケット普及版の開発に参画しています。今後は環境付加価値コンサルティングをはじめ、環境不動産ビジネスの中で、このシステムを活用したサービスを提供していきます。



CASBEE不動産マーケット普及版の評価項目

エネルギー／温室効果ガス	目標設定とモニタリング／省エネ基準、使用・排出原単位（計算値）、 使用・排出原単位（実績値） 、再生可能エネルギー
水	目標設定とモニタリング、水使用原単位（計算値）、 水使用原単位（実績値）
資源利用／安全	防災・安全（新耐震等）、高耐震・免震等、 再生材利用 、躯体材料の耐用年数、主要設備機能の更新必要間隔／設備（電力等）の自給率向上／維持管理
生物多様性／敷地	特定外来生物等を使用しない、 生物多様性の向上 、土壤環境品質／ブラウンフィールド再生、公共交通機関の接近性、自然災害リスク対策
屋内環境	建築物衛生管理基準等クリア 、屋光利用、自然換気機能、眺望

※1 下線は必須項目（評価のためには必須項目をクリアする必要あり）

※2 赤色の文字は国連環境計画等の提言する世界共通指標に関連する項目

3 補助金の採択に向けたお手伝い

住宅・建築物省CO₂先導事業とは

省CO₂の先導性に優れたリーディングプロジェクト(建築・改修事業)を公募し、採択された事業に補助を行います。

先導的な取り組みに関する工事費等の2分の1以内の金額で補助が行われ、採択事業1件あたりの平均補助金額

(予算)は2億円程度で推移しています。

採択事業については国土交通省から報道発表されるとともに独立行政法人 建築研究所ホームページに公開され、採択時および完了時にプロジェクト発表の機会があります。

住宅・建築物省CO₂先導事業の応募・採択件数と予算額

年度	応募 件数	採択 件数	予算
2008	155件	20件	50億円
2009	84件	33件	70億円
2010	91件	27件	環境・ストック活用推進事業330億円の内数
2011※	74件	24件	環境・ストック活用推進事業160億円の内数
2012	92件	25件	環境・ストック活用推進事業170億円の内数

※ 2011年度の件数は第3回(特定被災区域部門)を除く(出典:国土交通省公表資料)

住宅・建築物省CO₂先導事業に関する SMTBの取り組み

環境配慮型建築コンサルティングの一環として、補助金の採択に向けた支援を行っています。

住宅・建築物省CO₂先導事業の採択支援に特化したコ

ンサルティングについてもお引き受けしており、ハード面だけでなく、ソフト面(ビル経営等)における豊富な経験・ノウハウに基づくコンサルティングを行っています。

※ このコンサルティングは、住宅・建築物省CO₂先導事業の採択をお約束するものではありません。

事例紹介B 八千代銀行本店

BCP(事業継続計画)の一環として、耐震機能強化による危機管理能力を高めるとともに、地域貢献や環境配慮を目指した本店建て替えプロジェクトです。こうした事業を計画的に進めていくためには、豊富な知識と高いノウハウが必要との判断から、SMTBのコンサルティングが採用されました。

SMTBは、お客さまの事情に配慮しつつも、公平性やコスト効果を優先してプロポーザル方式による設計者選定をアドバイスしました。

環境面では、断熱性向上や自然エネルギー導入といった省CO₂技術に加え、地域銀行の強みを生かした環境コミュニケーションサイクル実現の仕組み等が高く評価されました。

(国土交通省 住宅・建築物省CO₂推進モデル事業に採択。CASBEE®:Sランク認証)



4 スマートシティ企画コンサルティング

1 スマートコミュニティとは

スマートコミュニティとは、「電気の有効利用に加え、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーの『面的利用』や、地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせたエリア単位での次世代のエネルギー・社会システム」(経済産業省ホームページより)とされています。

これからの持続可能な街づくりに向けて、スマートコミュニティのシステムを取り入れたスマートタウン、スマートシティの実現が、地域開発にあたっての重要なポイントとなっています。

スマートタウン、スマートシティ実現のためには、基本構想段階から環境面・社会面における街の目標を明確に定めるとともに、コストアップに応じた経済的な付加価値を実現させる必要があります。

2 スマートコミュニティに関するSMTBの取り組み

SMTBはスマートコミュニティ・プロジェクトに関して、環境貢献などのさまざまな取り組みを経済的な付加価値に結び付けるフレームワークの構築や、事業構想の策定をお手伝いさせていただくほか、リースや住宅ローンなど、金融機能の提供を通じて事業の実現をサポートしています。

事例紹介C 藤沢サステナブル・スマートタウン

「Fujisawaサステナブル・スマートタウン」は、パナソニック株式会社が同社藤沢工場跡地にて事業進行中のスマートタウンです。

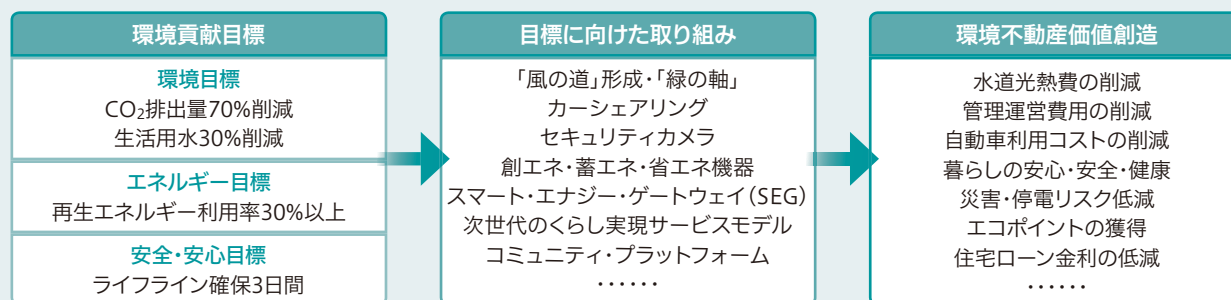
パナソニック株式会社、藤沢市と、SMTBを含む11社のパートナー企業が2014年春のまち開きに向けスマートタウンの実現を目指しています。

SMTBは、スマートタウン評価指標(環境不動産価値)の設計、スマートポイント・タウンカードの仕組み

検討、専用の環境配慮型住宅ローンの商品企画、リース・ファイナンススキーム提供などの役割を通じて、この事業に参画しています。

本事業につきましても、タウンマネジメントを含めた地域単位での総合的な省CO₂の取り組みが評価され、国土交通省 住宅・建築物省CO₂先導事業に採択されています。

藤沢サステナブル・スマートタウン評価指標(環境不動産価値)の構築イメージ



5 環境不動産ファンドの組成サポート

SMTBは2013年10月1日、国土交通省および一般社団法人 環境不動産普及促進機構(Re-Seed機構)と「改正不動産特定共同事業法及び耐震・環境不動産形成促進事業に関するパートナー協定書」を締結致しました。この協定に基づき、SMTBは国土交通省、Re-Seed機構と相互に連携して、耐震・環境不動産形成促進事業および改正不動産特定共同事業法の活用を促進するとともに、「相互の情報提供」、「事業の活用が見込まれる案件の紹介」、「ファンド・マネージャーの紹介」等を行います。

不動産業務に精通し、かつ環境不動産について豊富な実績を有するSMTBは、国土交通省およびRe-Seed機構からの情報提供を踏まえた適切な周知活動を行います。また情報提供をいただいた案件について、エクイティ・アレンジ、ファイナンス、ファンド・マネジメント、アセット・マネジメント、売買・賃貸仲介、有効活用コンサルティング、建築コンサルティングなど、三井住友トラスト・グループの総合力を生かして、事業化に向けた検討を行っていきます。

SMTBサポートメニュー

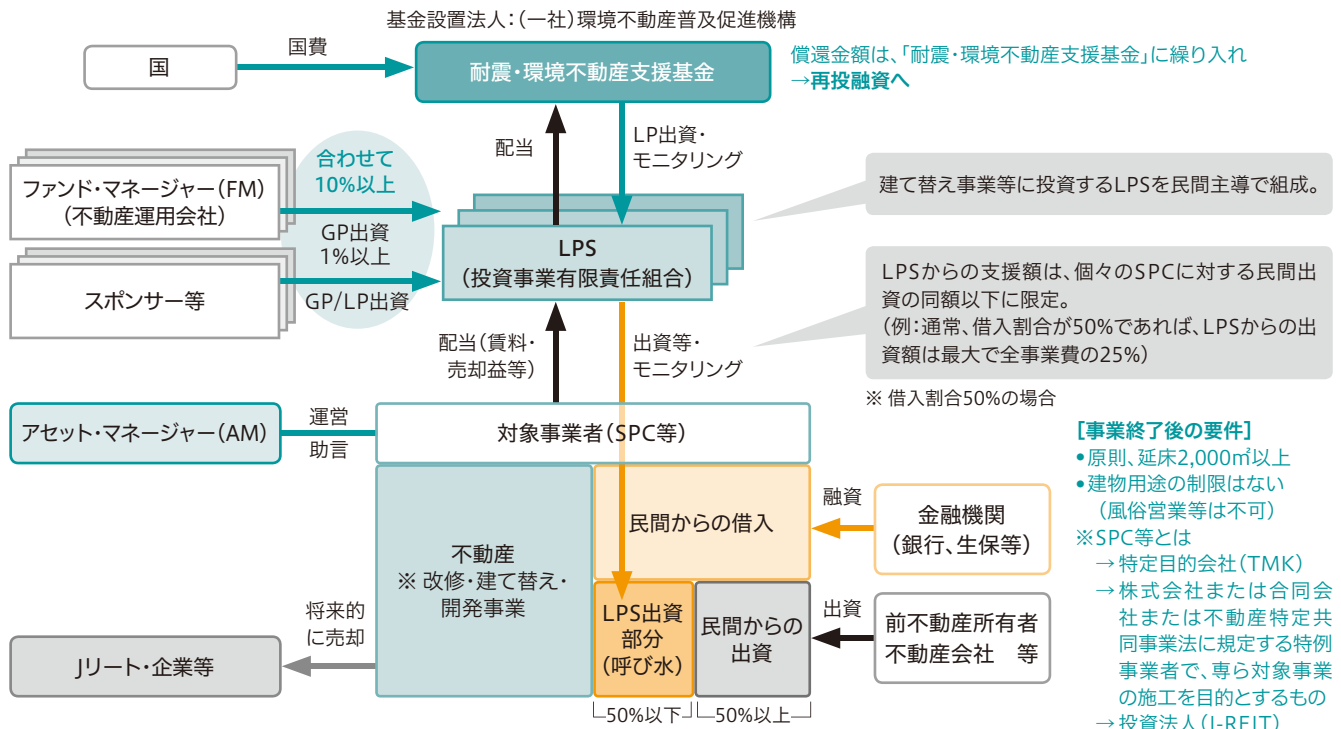
提供業務	事業部	内容・強み
ファイナンスアレンジ	不動産ファイナンス部	メザニアアレンジやファイナンス供与
エクイティアレンジ	不動産営業第一部	ファンドのコンセプトに沿った中長期での安定的なリターンを志向する投資家を招聘
信託受託	不動産カストディ部	流動化に際しての適格性検証／デューデリジェンス対応
不動産売買仲介	不動産営業各部	国内外の広範な独自ルートを駆使した売却活動による出口サポート
FM業務／AM業務	三井住友トラスト不動産投資顧問(株)	金融機関系FM(AM)としての実績・信用力に基づく、スキームの組成力／スムーズなデット・エクイティ調達、アレンジ
テナントリーシング	不動産ソリューション部	① 既存テナントの移転先確保 ② 建て替え・開発後における競争力ある新規テナントの誘致
建築コンサルティング	不動産コンサルティング部	金融機関としての中立性のもと、計画立案、事業性の検証、コスト・スケジュールなどの管理までトータルサポート
環境不動産関連	不動産コンサルティング部	① CASBEE®等を活用した環境配慮型の改修／開発プラン策定による官のコンセプトに合致した事業計画の提案 ② 国連環境計画・金融イニシアティブ不動産ワーキンググループ(UNEP FI PWG)等を通じたグローバルな不動産投資家とのネットワークを活用したファンド組成サポート

耐震・環境不動産形成促進事業の仕組み

老朽・低未利用不動産について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動

産の形成（改修・建て替え・開発事業）を促進し、地域の再生・活性化に資する街づくりおよび地球温暖化対策を推進するものです。

スキームのイメージ



出典：耐震・環境不動産形成促進事業 概要のご紹介（一般社団法人 環境不動産普及促進機構）

リーディングカンパニーとして

三井住友信託銀行は、環境不動産のリーディングカンパニーとして、環境不動産市場の整備に向けた各種提言を行っています。国内外の各種研究会や委員会、フォーラムなどにも積極的に参加しており、日本の環境不動産の普及拡大をけん引する役割を果たしています。

サステナブル不動産研究会

当グループは2007年から、環境配慮が市場価値に反映されるメカニズムの解明とその普及を検討するため、公益財団法人 トラスト60の助成研究として産官学のマルチステークホルダーを集めた「サステナブル不動産研究会(座長・東京大学生産技術研究所 野城 智也教授)」を運営し、文献の出版やサステナブル不動産ビジネスセミナーの開催など、幅広い普及啓発活動を行っています。



スマートシティ研究会

21世紀型の都市計画のモデルとして世界中で注目されているスマートシティが、長期的な価値を維持するためには何が必要かを整理し、その課題と方向性を研究するため、当グループは公益財団法人 トラスト60の助成研究として2013年から「スマートシティ研究会(座長・東京大学生産技術研究所 野城 智也教授)」を運営し、産官学のさまざまな分野で活躍する有識者を集めて議論を展開しています。

環境不動産普及に向けた市場基盤の整備をサポート

当グループは2008年から、国土交通省における環境不動産普及に向けた委員会等の活動に参加し、「環境不動産



産ポータルサイト」構築への協力や、「国際土地政策フォーラム」の開催サポート等を行ってきました。最近では「環境不動産普

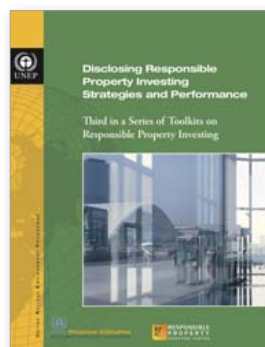
及促進検討委員会」委員(ワーキンググループAグループ長)として、環境不動産に関する情報の可視化・流通等のテーマに取り組んでいます。

また、国土交通省が主導する建築環境総合性能評価システム「CASBEE」を不動産市場で有効活用すべきと考え、CASBEE小委員会において積極的な提言を行い、同小委員会の幹事としてCASBEE不動産マーケット普及版の開発に携わり、普及をサポートしています。

国連環境計画・

金融イニシアティブにおける活動

当グループは、国連環境計画・金融イニシアティブ不動産ワーキンググループ(UNEP FI PWG)メンバーとして、持続可能性に配慮した不動産への投資を促すためのツールや事例集の作成・翻訳等に協力し、その普及に向けた提言を積極的に行っています。



Process 2

社会適合性を 向上させる CSR活動



共通価値の創造

金融機関は本業において社会に適合し、その要請に応えていくことが強く求められます。当グループにおいても、その観点から、ガバナンス・コンプライアンス、リスク管理の高度化に努めてきました。また、「人権尊重」の企業風土を醸成することを重視し、人権が尊重される公正な社会の実現に貢献したいと考えています。事業活動の「環境負荷の低減」にも注力しており、省エネや廃棄物削減を通じ、気候変動問題や資源循環問題にも取り組んでいます。このような社会適合性の向上は当グループの体質を強化し、長期的には経済的価値の向上に寄与します。

社会的価値の
毀損防止

共通価値の創造

(持続可能な社会の形成)

当グループの
企業体質の強化

社会適合性の向上

組織統治

人権

コミュニティへの
参画および
コミュニティの発展

ISO26000
社会的責任の
中核主題

労働慣行

消費者課題

環境

公正な
事業慣行

コーポレートガバナンス・内部統制

当グループは、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとしてふさわしい経営管理体制を構築し、経営の透明性・健全性の確保とともに、環境変化に柔軟に対応できる意思決定の迅速化を図っています。



コーポレートガバナンス体制の概要

グループにおける三井住友トラスト・ホールディングスの役割と機能

当グループでは、三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメントおよび三井住友トラスト基礎研究所が、それぞれの業務執行を単独で完結できる経営管理体制を有しており、三井住友トラスト・ホールディングス（以下、SMTH）は業務執行管理型の持株会社として、以下の各機能を担っています。

- グループ経営戦略企画機能
- 業務運営管理機能
- 経営資源配分機能
- リスク管理統括機能
- コンプライアンス統括機能
- 内部監査統括機能

業務執行・監督体制

当グループでは、三井住友信託銀行に持株会社との兼任

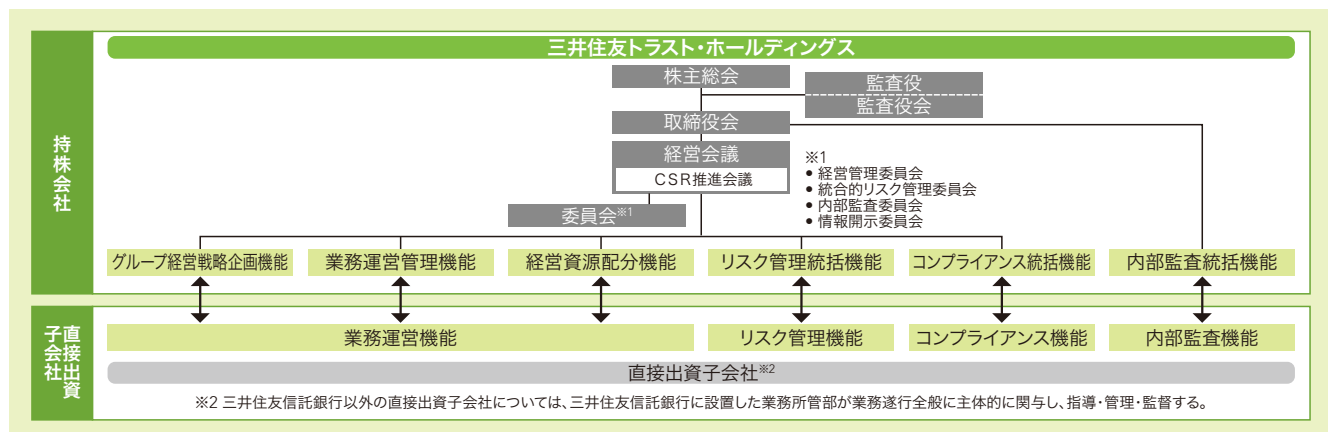
取締役を配置し、効果的なグループ経営戦略の遂行を図る体制としています。

SMTHの取締役会は、議長を会長（執行役員を兼務していない）とする10名で構成しています。2013年6月には新たに社外取締役2名を選任し、経営の透明性向上と監視機能の強化を図っています。なお、経営環境の変化が激しい状況下、経営の責任を明確化する観点から、取締役の任期は1年としています。

取締役会の下には、社長を議長とし、関係役員が参加する経営会議を設置しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議または決定を行うほか、取締役会決議事項の予備討議等を行っています。

また、経営会議の中に「CSR推進会議」を設置しているほか、「経営管理委員会」等各種委員会を設置しています。このような体制をとることにより、経営の透明性や健全性を確保するとともに、意思決定の迅速化を図っています。

ガバナンス体制図



さらに、三井住友信託銀行では、経営の基本方針に関する事項および各事業の重要事項等に関する役員間での情報共有・知見の向上を随時図っています。2013年には、①会社法改正を踏まえたコーポレートガバナンスと役員のコンプライアンス、②金融機関の業務範囲規制と近年の法令改正・政策、③税制改正などについて、識者の方を招き、最新の動向や専門家の見解について全役員・執行役員を対象に解説していただきました。

内部統制

内部統制とは、企業の中に健全な経営を行うためのさまざまな仕組みやルールをつくって、不祥事の発生を防ごうとするものです。基本的に、①業務の有効性および効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全、という四つの目的があり、企業は内部統制システムを整備・運用することにより、これらの目的を達成しています。

SMTHでは、上記の目的を達成するため、①コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備、②リスク管理体制の整備、③業務執行体制の整備、④経営の透明性を確保する体制の整備、⑤当グループ業務の適正を確保するための管理体制の整備、⑥情報の保存・管理体制の整備、⑦内部監査体制の整備、⑧監査役監査に関する体制の整備について、取締役会が「内部統制基本方針」を定めています。

監査

SMTHは、監査役設置会社としてコーポレートガバナンス体制を構築しています。

監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担などに従い、取締役会その他重要な会議に出席するなど、取締役などから職務の執行の状況について報告を受けるとともに、重要な書類の閲覧、本部部長からの報告の聴取を行うほか、必要に応じて子会社から事業の報告を受ける等により、取締役の職務の執行を監査しています。

監査役のうち、常勤の監査役は監査役会等の場で、経営会議等の重要会議の議案やSMTHおよび子会社の調査の内容その他日常の監査活動で収集した監査情報を非常勤の監査役に報告し、情報の共有化に努めています。非常勤の監査役は法律や企業経営などの多角的な視点での監査を実施し、取締役会や監査役会などで積極的に意見を述べています。

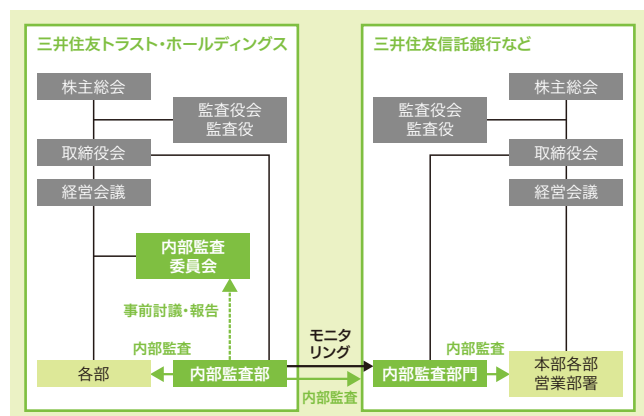
監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査に関する情報、監査計画、監査の実施状況および監査結果等について報告を受け、意見交換を行うとともに、随時、情報交換を実施しています。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかを監査しています。また、内部監査部門とは、定期的な会合において内部監査結果の報告を受け意見交換を行うとともに監査役から内部監査部門へ助言や指摘を行っているほか、随時、情報交換を実施しています。

内部監査については、業務執行部門から独立した内部監査部門が、当グループの内部監査態勢整備方針および内部監査計画を策定の上、内部監査部門が各業務執行部門などに対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行っています。

内部統制システム構築の基本方針



内部監査の実施体制



役員の独立性について

(1) 取締役関係

SMTHは、三井住友信託銀行に兼任取締役を配置し、効果的なグループ経営戦略の遂行を図る体制としています。2013年6月には社外取締役2名を選任し、経営の監視機能強化を図っています。また、選任した社外取締役2名は、その経歴等から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと認められるため、独立役員に指定しています。

社外取締役選任理由

星野 敏雄：元 花王株式会社代表取締役専務執行役員。上場会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識をSMTHの経営に生かしていただくため、社外取締役に選任

篠原 総一：同志社大学経済学部教授。国際経済学およびマクロ経済学を専門とする経済学者としての、国内外の経済に関する豊富な知見と高い見識をSMTHの経営に生かしていただくため、社外取締役に選任

(2) 監査役関係

SMTHの監査役会は、常勤の監査役2名および非常勤の監査役4名（社外監査役）の合計6名で構成しています。監査役のうち4名を社外監査役としており、監査機能の独立性を確保しています。また、社外監査役4名は、その経歴等

から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと認められるため、独立役員に指定しています。

社外監査役選任理由

中西 宏幸：三井化学株式会社顧問。上場会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識をSMTHの監査に生かしていただくため、社外監査役に選任

高野 康彦：弁護士。弁護士としての専門的知見および企業法務に関する豊富な経験をSMTHの監査に生かしていただくため、社外監査役に選任

吉本 徹也：元 高松高等裁判所長官。法曹界における豊富な経験と高い倫理観をSMTHの監査に生かしていただくため、社外監査役に選任

齋藤 進一：ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役社長。大手総合商社の財務部門や大手監査法人のコンサルティング部門での勤務経験を踏まえた財務・会計、海外事業、ファイナンス、企業再生などに関する豊富な経験と知見をSMTHの監査に生かしていただくため、社外監査役に選任

SMTHとの関係(1)

氏名	属性	SMTHとの関係※1						
		a	b	c	d	e	f	g
星野 敏雄	他の会社の出身者			○			○	
篠原 総一	学者			○			○	

※1 SMTHとの関係についての選択項目

- a 関係会社出身である
- b SMTHの大株主である
- c 他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している
- d 他の会社の業務執行取締役、執行役などである
- e SMTHまたはSMTHの特定関係事業者の業務執行取締役、執行役などの配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- f 本人とSMTHとの間で責任限定契約を締結している
- g その他

SMTHとの関係(2)

氏名	属性	SMTHとの関係※1						
		a	b	c	d	e	f	g
中西 宏幸	他の会社の出身者			○			○	
高野 康彦	弁護士			○			○	
吉本 徹也	その他			○			○	
齋藤 進一	他の会社の出身者			○	○		○	

※1 SMTHとの関係についての選択項目

- a 関係会社出身である
- b SMTHの大株主である
- c 他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している
- d 他の会社の業務執行取締役、執行役などである
- e SMTHまたはSMTHの特定関係事業者の業務執行取締役、執行役などの配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- f 本人とSMTHとの間で責任限定契約を締結している
- g その他

役員紹介(2013年6月27日現在)

取締役



取締役会長(代表取締役)
常 陰 均

1977年 4月 住友信託銀行株式会社入社
2004年 6月 同社執行役員企画部長
2005年 6月 同社執行役員本店支配人
同社取締役兼常務執行役員
2008年 1月 同社取締役社長
2011年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役会長(現職)
住友信託銀行株式会社取締役会長兼取締役社長
2012年 4月 三井住友信託銀行株式会社取締役社長(現職)



取締役副社長(代表取締役)
大塚 明生

1976年 4月 住友信託銀行株式会社入社
2002年 4月 同社執行役員東京法人信託営業第一部長
2004年 6月 同社執行役員本店支配人
同社常務執行役員
2008年 6月 同社取締役兼常務執行役員
2011年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役
住友信託銀行株式会社取締役兼副社長執行役員
2012年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役副社長執行役員
三井住友信託銀行株式会社取締役副社長(現職)
2012年 6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役副社長(現職)



取締役専務執行役員
大久保 哲夫

1980年 4月 住友信託銀行株式会社入社
2006年 6月 同社執行役員業務部長
2007年 6月 同社執行役員本店支配人
同社執行役員
2008年 1月 同社常務執行役員
2008年 6月 同社取締役兼常務執行役員
2011年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役常務執行役員
2012年 4月 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員
2013年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役専務執行役員(現職)
2013年 4月 三井住友信託銀行株式会社
取締役専務執行役員(現職)



取締役(代表取締役)
奥野 順

1973年 4月 三井信託銀行株式会社入社
1999年 6月 同社取締役総合企画部長
2000年 4月 中央三井信託銀行株式会社執行役員総合企画部長
2002年 2月 同社退任
三井トラスト・ホールディングス株式会社
常務取締役経営企画部長
2002年 7月 同社常務取締役
2004年 1月 中央三井信託銀行株式会社常務執行役員
2006年 5月 同社専務執行役員
2006年 6月 三井トラスト・ホールディングス株式会社専務取締役
2007年10月 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社専務取締役
2010年 2月 同社取締役
中央三井信託銀行株式会社取締役社長
2011年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役(現職)
2012年 4月 三井住友信託銀行株式会社取締役副会長(現職)



取締役(社外)
星野 敏雄

1969年 4月 花王石鹸株式会社(現花王株式会社)入社
1992年 6月 花王株式会社取締役
1996年 6月 同社常務取締役
1998年 8月 同社常務取締役兼ニベア花王株式会社代表取締役社長
2000年 6月 花王株式会社代表取締役専務取締役兼
ニベア花王株式会社代表取締役社長
2002年 6月 花王株式会社代表取締役専務取締役執行役員兼
ニベア花王株式会社代表取締役社長
2003年 6月 花王株式会社代表取締役専務執行役員兼
ニベア花王株式会社代表取締役社長
2007年 7月 ニベア花王株式会社代表取締役社長退任
2008年 6月 花王株式会社代表取締役専務執行役員退任
2009年 6月 住友信託銀行株式会社監査役
2011年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社監査役
2012年 4月 三井住友信託銀行株式会社監査役(社外)
2013年 6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役(社外)(注)(現職)
三井住友信託銀行株式会社取締役(社外)(注)(現職)



取締役社長(代表取締役)
北村 邦太郎

1977年 4月 三井信託銀行株式会社入社
2003年 7月 中央三井信託銀行株式会社
執行役員融資企画部長
2006年 5月 同社常務執行役員融資企画部長
2007年10月 同社常務執行役員
2009年 7月 同社専務執行役員
2010年 6月 同社専務執行役員退任
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
取締役副社長
2011年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役副社長
中央三井信託銀行株式会社取締役副社長
2012年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役社長(現職)
三井住友信託銀行株式会社取締役会長(現職)



取締役副社長(代表取締役)
岩崎 信夫

1978年 4月 三井信託銀行株式会社入社
2005年 1月 三井トラスト・ホールディングス株式会社
執行役員経営企画部長
2006年 5月 同社常務執行役員経営企画部長
中央三井信託銀行株式会社常務執行役員
2007年10月 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
常務執行役員
2010年 6月 同社専務取締役
中央三井信託銀行株式会社専務執行役員
2011年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役専務執行役員
2012年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役副社長執行役員
三井住友信託銀行株式会社取締役副社長(現職)
2012年 6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役副社長(現職)



取締役常務執行役員
橋本 勝

1980年 4月 三井信託銀行株式会社入社
2007年10月 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
執行役員経営企画部長
2010年 7月 同社常務執行役員経営企画部長
2011年 2月 同社常務執行役員経営企画部長兼財務企画部長兼
中央三井信託銀行株式会社常務執行役員財務企画部長
2011年 3月 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
常務執行役員退任
2011年 4月 中央三井信託銀行株式会社常務執行役員総合資金部長
2012年 4月 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員
2013年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
常務執行役員
三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員(現職)
2013年 6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役常務執行役員(現職)



取締役(代表取締役)
向原 潔

1975年 4月 住友信託銀行株式会社入社
2003年 6月 同社執行役員審査第一部長
2004年 4月 同社執行役員ホールセール企画部長
2004年 6月 同社常務執行役員ホールセール企画部長
2005年 6月 同社常務執行役員
2006年 6月 同社取締役兼常務執行役員
2008年 6月 同社取締役兼常務執行役員
2011年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役副社長
住友信託銀行株式会社取締役兼副社長執行役員
2012年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役(現職)
三井住友信託銀行株式会社取締役副会長(現職)



取締役(社外)
篠原 総一

1973年 3月 ウォータールー大学経済学部講師(カナダ)、
同大学助教授を経て
1978年 4月 同志社大学経済学部講師
1979年 4月 同大学経済学部助教授
1984年 4月 同大学経済学部教授(現職)
2006年 2月 中華人民大学特別客座教授(中華人民共和国)(現職)
2013年 6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役(社外)(注)(現職)
三井住友信託銀行株式会社取締役(社外)(注)(現職)

(注) 星野敏雄氏および篠原総一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役です。

監査役



常任監査役
杉田 光彦

1975年 4月 住友信託銀行株式会社入社
2003年 6月 同社執行役員東京営業第一部長
2005年 6月 同社執行役員本店支配人
同社常務執行役員
同社常務執行役員審査部長
2007年 6月 同社常務執行役員
2008年 6月 同社取締役兼専務執行役員
2009年 5月 同社取締役兼専務執行役員資産金融部長
2009年 7月 同社取締役兼専務執行役員
2011年 3月 同社取締役兼専務執行役員退任
2011年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
常任監査役(現職)
住友信託銀行株式会社監査役
2012年 4月 三井住友信託銀行株式会社常任監査役(現職)



常任監査役
上神田 隆史

1976年 4月 株式会社北海道拓殖銀行入社
2003年 7月 中央三井信託銀行株式会社執行役員総務部長
2003年10月 同社執行役員審査第二部長
2006年 5月 同社執行役員審査第一部長
2008年 3月 同社常務執行役員
2010年 2月 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社常務執行役員
2012年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社専務執行役員
三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員
2013年 3月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
専務執行役員退任
三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員退任
2013年 4月 三井住友信託銀行株式会社常任監査役(現職)
2013年 6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
常任監査役(現職)



監査役(社外)
中西 宏幸

1966年 4月 三井石油化学工業株式会社入社
1987年 6月 同社本店経営企画室企画調整部長
1991年 6月 同社取締役若国大竹工場長
1993年 6月 同社常務取締役本店経営計画室長
1996年 6月 同社専務取締役本店経営計画室長
1997年 6月 同社取締役副社長本店経営計画室長
1997年10月 三井化学株式会社代表取締役副社長経営企画本部長
1999年 6月 同社代表取締役社長
2003年 6月 同社代表取締役社長兼会長
2005年 6月 同社取締役会長
2009年 6月 同社相談役(現職)
中央三井信託銀行株式会社監査役
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社監査役
2011年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
監査役(社外)(注)(現職)
2012年 4月 三井住友信託銀行株式会社監査役(社外)(注)(現職)



監査役(社外)
高野 康彦

1984年 3月 弁護士登録
1984年 4月 樋口法律事務所入所
2002年 8月 樋口・高野法律事務所経営(現職)
2003年 1月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官
2006年 1月 同退任
2006年 6月 中央三井信託銀行株式会社監査役
三井トラスト・ホールディングス株式会社監査役
2007年 6月 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社監査役
2011年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
監査役(社外)(注)(現職)
2012年 4月 三井住友信託銀行株式会社監査役(社外)(注)(現職)



監査役(社外)
吉本 徹也

1967年 4月 東京地方裁判所判事補
1994年 4月 東京高等裁判所判事
1997年10月 旭川地方・家庭裁判所長
1999年 2月 札幌地方裁判所長
2000年 4月 東京高等裁判所判事
2002年 6月 横浜地方裁判所長
2004年 9月 高松高等裁判所長官
2005年12月 同退官
2005年12月 国家公務員倫理審査会会長
2012年 3月 同退任
2013年 6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
監査役(社外)(注)(現職)
三井住友信託銀行株式会社監査役(社外)(注)(現職)



監査役(社外)
齋藤 進一

1971年 4月 丸紅飯田株式会社(現丸紅株式会社)入社
2001年 4月 同社執行役員財務部長
2002年 4月 同社執行役員広報・IR部長
2002年 9月 同社執行役員退任
2003年 1月 アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・ファイナンス・
サービス株式会社入社
2005年 7月 株式会社整理回収機構企業再生検討委員会委員(現任)
2005年 7月 アーンスト・アンド・ヤング・トランザクション・
アドバイザリー・サービス株式会社代表取締役
2009年 7月 同社代表取締役CEO
2010年 7月 新日本有限責任監査法人マネージングディレクター
グローバル・マーケット本部アカウントアンド
ビジネスデベロップメント部長
2013年 4月 同監査法人退職
2013年 5月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
代表取締役社長(現職)
2013年 6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
監査役(社外)(注)(現職)
三井住友信託銀行株式会社監査役(社外)(注)(現職)

(注)中西宏幸氏、高野康彦氏、吉本徹也氏および齋藤進一氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役です。

社外取締役の取締役会への出席状況

星野 敏雄※1	取締役会 12回中12回
篠原 総一※1	取締役会 12回中11回

※1 2013年6月27日から12月26日までの出席状況

社外監査役の取締役会・監査役会への出席状況

中西 宏幸※2	取締役会 19回中18回 監査役会 15回中15回
高野 康彦※2	取締役会 19回中19回 監査役会 15回中15回
吉本 徹也※1	取締役会 12回中12回 監査役会 10回中10回
齋藤 進一※1	取締役会 12回中12回 監査役会 10回中10回

※1 2013年6月27日から12月26日までの出席状況

※2 2013年4月1日から12月26日までの出席状況

情報開示統制

当グループでは、経営関連情報を適時、正確かつ公平に開示するため、情報開示委員会を設置し、経営関連情報およびそれに該当する可能性のある情報に関する開示の要否および開示の妥当性、情報開示に係る体制整備・運用の適切性について検討しています。

また、「内部統制報告制度」への対応として、事業年度ごとに財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施し、その評価結果と発見された不備の是正状況について、SMTH社長や取締役会などに報告しています。この報告に基づき、社長は財務報告に関する内部統制の有効性を評価した「内部統制報告書」を作成し、有価証券報告書と併せ金融当局宛に提出しています。

報酬等に関する開示事項

2012年3月、金融庁より、銀行または銀行持株会社およびそれらの子会社等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして、報酬等に関する開示が義務付けられました。

「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下の通りです。

「対象役員」の範囲

対象役員は、SMTHの取締役および監査役であり、社外取締役、社外監査役は含まれていません。

「対象従業員等」の範囲

当グループでは、対象役員以外のSMTHの役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額報酬等を受け取る者」でSMTHおよびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者を「対象従業員等」として、開示の対象としています。

対象役職員の報酬等の決定について

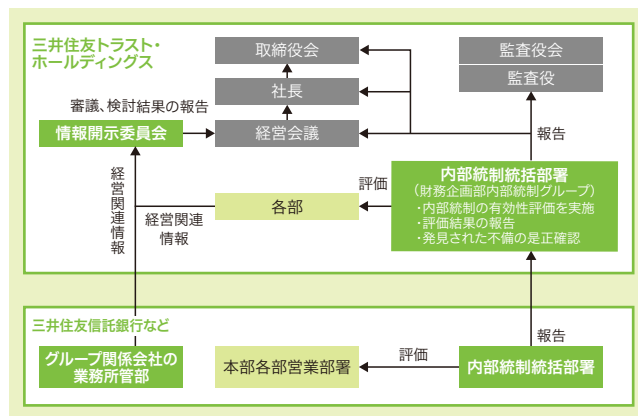
対象役員の報酬等の決定について

SMTHでは、株主総会において役員報酬の総額を決定し、株主総会において決議された取締役報酬の個人別の配分については取締役会に、監査役報酬の個人別の配分については監査役の協議に、それぞれ一任されています。

対象従業員等の報酬等の決定について

当グループにおける対象従業員等の報酬等は、SMTHおよび主要な連結子法人等の取締役会等にて制定される方針に基づき、支払われます。当該方針等は、業務推進部門から独立したSMTHおよび主要な連結子法人等の人事部等において制度設計がなされ、給与規則等として文書化がなされています。また、主要な連結子法人等の報酬体系については、定期的にSMTH人事部に報告され、人事部はその内容を確認します。

情報開示体制



当グループの対象役職員の報酬等の総額 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)

(単位:百万円)

区分	人数	報酬等の総額	固定報酬の総額	基本報酬	変動報酬の総額	賞与	ストックオプション報酬	退職慰労金
取締役 (除く社外取締役)	8	424	387	387	35	35	2	—
監査役 (除く社外監査役)	2	59	59	59	—	—	—	—
対象従業員等	2	101	55	55	46	46	—	—

※ 報酬額等には、主要な連結子法人等の役員としての報酬額等を含めて記載しています。

三井住友トラスト・グループにおける CSR推進体制

当グループでは、CSR業務の最高意思決定機関として、社長を議長とする「CSR推進会議」を経営会議の中に設置し、PDCAサイクルを踏まえたCSR推進体制を構築しています。具体的には、まずCSRも含めて決定した会社全体の中期経営計画を踏まえESGリスクへの対応方針や情報開示方針を含むCSRとしての中期計画が策定され、それに沿って単年度のCSR方針が策定されます。この年度方針は、半期に一回CSR推進会議の場で推進状況がレビューされ、必要に応じ追加施策が講じられます。

また、エコ・トラステーションなどCSRビジネスの取り組みは、各事業において行われます。従って、CSRの年度方針は、各事業と入念な協議を行って決定され、それらは各事業の年度計画にも織り込まれることになります。

「CSR推進会議」には、CSR業務の担当役員が出席し、決議事項の執行に関する全ての責任を負います。日常におけ

るCSR業務の執行は、経営企画部CSR推進室長に権限が移譲されており、CSR推進室が環境・社会に関するグループ全体の活動を統括します。また、CSR推進室長は、CSR業務の担当役員の指示に従い、「CSR推進会議」の報告事項、決議事項を取りまとめ、発表する役割を担っています。

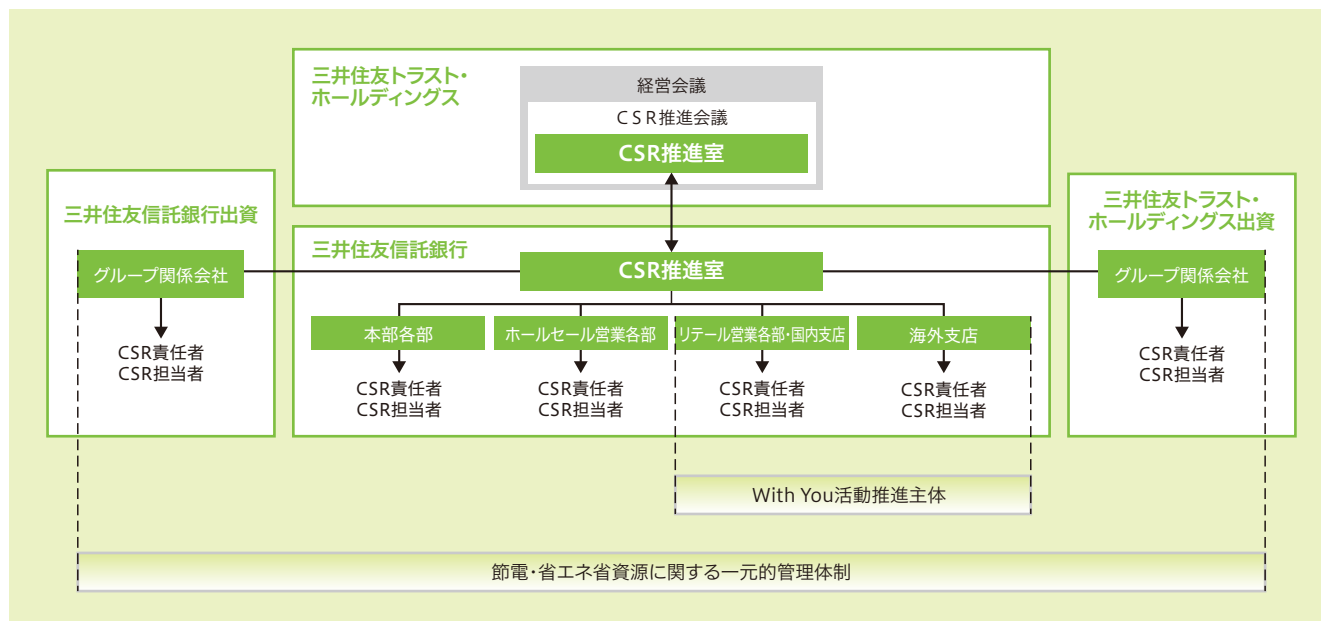
このような仕組みの構築により、当グループは、CSR業務の最高意思決定機関である「CSR推進会議」の決定事項を、確実に日常業務に反映させています。

CSR業務推進者

当グループでは、グループ各社、三井住友信託銀行の全ての店部においてCSR業務を推進するCSR責任者、CSR担当者を設置しています。CSR責任者や担当者の具体的な業務内容は、省エネ推進や節電対応、オフィスにおける紙や廃棄物の削減・リサイクルなど環境負荷低減活動の推進、CSR推進室への活動報告などのほか、三井住友信託銀行の国内外の支店においては、「With You活動」を推進しています（102頁参照）。CSR関連商品の開発や提供など、事業を通じた社会・環境問題の解決への貢献はCSR推進室が中心となり本部の関連部署と連携しながら推進しています。

CSR業務担当役員	高倉 透(常務執行役員)
経営企画部CSR推進室長	金井 司(理事・CSR担当部長)

当グループのCSR体制



CSR推進室について

CSR推進室は、室長以下合計8名のメンバーで構成されています(内1名が他部所属の兼務者)。CSR推進室は主に以下の取り組みを行っています。

- CSR推進会議の事務局
- CSR中期計画、年度方針案の策定
- ESG情報開示方針案策定、サステナビリティレポート作成、季刊With You編集、ホームページ担当、各種アンケート類の取りまとめ
- ESGリスク対応プロジェクト・チーム事務局
- グローバルESG会議事務局
- 人権デューデリジェンス連絡会事務局
- 環境管理責任者(CSR推進室長)
- トラスト60「サステナブル不動産研究会」「スマートシティ研究会」「自然資本研究会」事務局
- UNEP FI、国連グローバル・コンパクト、21世紀金融行動原則、ビジネスと生物多様性イニシアティブ、自然資本宣言などの活動の参加
- CSR関連商品・サービスの企画立案、商品化に向けた関連事業、関連会社との協議
- With You活動のプロモーション、予算付与、ポイント制度管理等の取りまとめ
- その他

ステークホルダーとの健全な関係構築

当グループは、「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」において、お

客さま、株主・投資家、役員および社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関などの全てのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たすことを規定し、公表しています。

また、本方針において、「ステークホルダーとの健全かつ正常な関係を構築するとともに、公正な競争、企業情報の適切な開示等、社会の構成員としての責任を全う」することを規定し、CSRレポート、ホームページなどを通じた情報提供を行っています。

環境・社会をテーマとしたステークホルダーとの協議は、主にCSR推進室が行っています。ただし、協議を通じ重要性が高いと判断された問題については、CSR推進室長がCSR業務の担当役員に報告し、その指示に従って対応します。

2013年度方針

2013年度は、グループ各社の経営統合直後ということもあり、基礎を固める趣旨で下記の年度方針を立てました。三井住友信託銀行および主要なグループ会社は、本方針に基づきCSRを推進しています。

推進体制構築	「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」をグループ各社役員・社員へ周知徹底し、CSR意識の浸透を図り、グループ各社における具体的なCSR活動を推進する。
関連事業推進	当グループが事業を通じて社会・環境問題の解決に貢献するための商品・サービスの提供を推進するとともに、社会の変化・ニーズを捉えた新たな商品・サービスの開発に取り組む。
CSRプレゼンスの向上	ステークホルダーとのコミュニケーションを維持・発展させるとともに、CSRに関する国際社会の動向等を正確に把握し、内外に積極的な情報発信を行う。

21世紀金融行動原則について

2010年にとりまとめられた中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会(委員長:末吉竹二郎国連環境計画金融イニシアティブ特別顧問)」提言を受け、金融業界が横断的に集まり、2011年10月「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」が策定されました。

三井住友トラスト・ホールディングスは、起草委員会・総論ワーキンググループの座長として、原則の策

定に中心的な役割を担いましたが、発足後も運営委員会委員長(共同委員長;オリックス株式会社)として、署名企業(約190社)をとりとめる役割を担ってきました。

また、2013年度からは、新たに「持続可能な地域支援ワーキンググループ」を組成し(共同座長;第一生命保険株式会社)、超高齢社会の問題を中心に議論しました(39頁参照)。

コンプライアンス(法令等遵守)体制

1 基本的な取り組み方針

昨今、金融業界における規制緩和が進展し、金融取引・サービスが多様化するなかで、金融機関においては自己責任原則の徹底と自助努力によりさまざまな課題に取り組むことが求められています。このような状況において、お客さまからの信頼を維持・向上させていくためには、厳格な自己規律に基づく健全かつ適切な経営が不可欠です。かかる観点より、当グループはコンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付けています。

コンプライアンスとは、法令等の遵守、すなわち、法令・市場ルール・社内規程類等のルールはもとより広く社会規範を遵守することをいいます。信用が最大の財産である当グ

ループにとって、コンプライアンスの実現は当然の基本原則であり、経営者はもとより、社員一人一人が日々の業務運営の中で着実に実践しなければならないものと考えています。

当グループでは、コンプライアンスを徹底し、「The Trust Bank」にふさわしい適切な態勢を実現するため、「行動規範(バリュー)」を定めるとともに、具体的な遵守基準等を「コンプライアンス規程」に定めています。また、これらを遵守し、誠実かつ公正な企業活動が遂行できるよう、チェック体制・推進体制を整備しています。これらの整備を通じて、課題や問題点などに対して自己規律に基づき適切に対処できるよう各種取り組みを進めています。

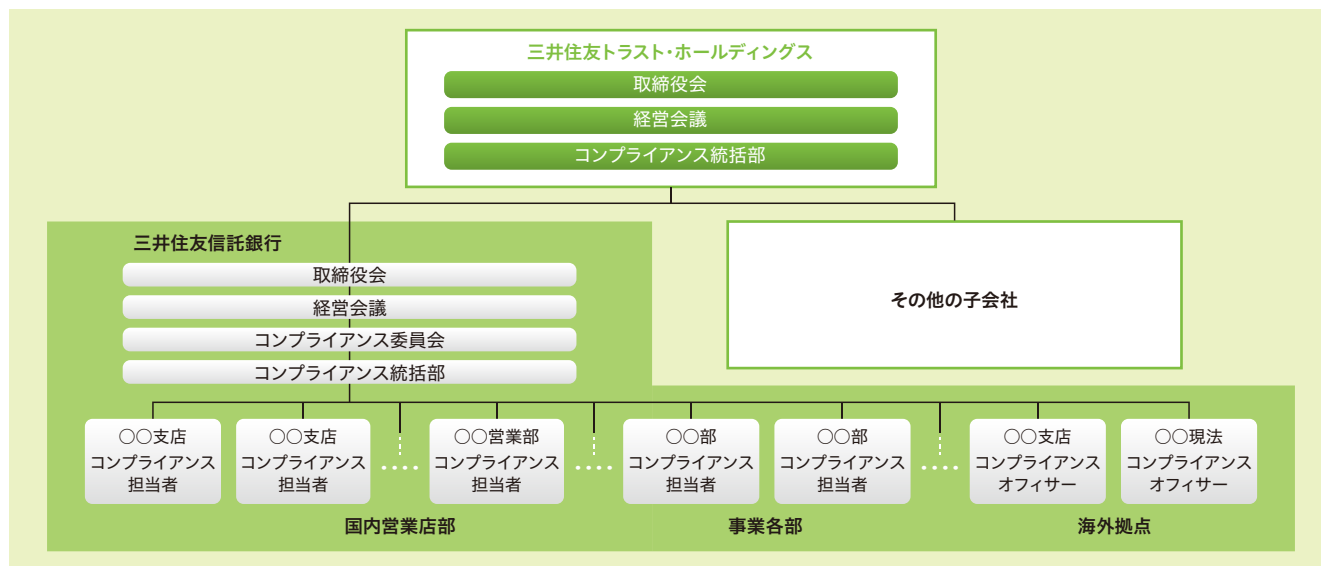
2 取り組みの概要

グループのコンプライアンス体制

当グループでは、グループ全体のコンプライアンス体制を統括することを三井住友トラスト・ホールディングス(以下、SMTH)の最も重要な機能の一つと位置付け、SMTHの「コンプライアンス規程」において、役員・社員が遵守すべき基準を定めています。

SMTHには、グループ全体の統括部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、コンプライアンス方針の策定や管理・運営状況のモニタリングを行っています。コンプライアンス統括部において把握した管理・運営状況等は経営会議等に報告します。

グループのコンプライアンス体制



また、コンプライアンスに係る諸施策の具体的な実践計画については、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定し、定期的に進捗状況の把握、評価を行っています。

三井住友信託銀行においても、統括部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、SMTHが定めたコンプライアンス方針に基づき、コンプライアンス方針や「コンプライアンス・プログラム」を策定するとともに、管理・運営状況のモニタリングを行っています。また、コンプライアンス統括部において把握した管理・運営状況等は、コンプライアンス統括部の統括役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」の検証を経て、経営会議等に報告されます。

その他の子会社は、SMTHが定めたコンプライアンス方針に基づき、それぞれの業務特性に応じた適切なコンプライアンス体制を整備しています。

なお、法令違反行為等が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、職制に基づく報告制度とは別に、全ての役員・社員がコンプライアンス統括部や外部の弁護士事務所に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設けています。同制度では、通報者保護のため、情報管理やプライバシー保護を徹底し、また、適正な通報である限り、通報者の不利益な取り扱いを厳禁しています。

コンプライアンス意識の浸透への取り組み

コンプライアンス意識の浸透を図るため、SMTHをはじめグループ各社において、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、法令・諸規則ほか遵守すべき事項等を周知徹底しています。

また、インサイダー取引規制遵守に関するルールをはじめとしてコンプライアンス面の研修の強化を進めており、全社的なテーマについては各社のコンプライアンスに関する統括部署が中心となって研修を実施しているほか、各社におけるコンプライアンス担当者は、業務・商品の特性やお客さまの属性に応じ、各職場での研修・勉強会の実施や日常の指導を通じて、きめ細かに、コンプライアンス意識の向上・徹底を図っています。

役員・社員の遵守基準

1. 社会からの信頼の確立
2. 反社会的勢力への毅然とした対応
3. 組織的犯罪による金融機能の不正利用の防止
4. 経営の透明性の確保
5. 利害関係先等との健全かつ正常な関係の構築
6. 公正な活動の徹底
7. 情報管理の徹底
8. 職場秩序の向上

Eラーニングによるコンプライアンス研修 2012年度(三井住友信託銀行)

講座名	内容	対象範囲	実施月
12年度版コンプライアンスの基礎	コンプライアンス全般	全社員	5月
コンプライアンス担当者のために	コンプライアンス全般	全店部長・全店部コンプライアンス担当者	5月
12年6月版インサイダー取引防止対策研修	インサイダー取引等防止	全社員	6月
12年度上期マネー・ローンダリング等防止対策研修	マネー・ローンダリング等防止	マネー・ローンダリング等防止対策担当責任者設置店部社員	7月
12年8月版インサイダー取引防止対策研修	インサイダー取引等防止	全社員	8月
12年11月版インサイダー取引・顧客情報漏えい等防止	インサイダー取引防止・顧客情報漏えい防止	全社員	11月
12年版外務員資質向上研修	金融商品販売の基礎	外務員資格登録者または予定者	11月
12年度版反社会的勢力対応	反社会的勢力との取引防止	全役員・社員	12月
12年度下期マネロン研修(改正収収法研修)	マネー・ローンダリング等防止	マネー・ローンダリング等防止対策担当責任者設置店部社員	1月
13年2月版インサイダー取引防止研修・顧客情報漏えい防止対策研修	インサイダー取引防止・顧客情報漏えい防止	全社員	2月
13年4月犯罪収益移転防止法改正研修	マネー・ローンダリング等防止	マネー・ローンダリング等防止対策担当責任者設置店部社員	2月

公正な事業遂行の取り組み

当グループは、反社会的勢力との取引排除、金融機能の不正利用の防止等、金融機関に対する社会的要請に対し、グループ全体としての確に対応していきます。



インサイダー取引防止

当グループでは、インサイダー取引規制違反を踏まえ、再発防止の観点から情報管理等ルールや組織体制の強化・見直し、コンプライアンス意識の醸成、企業風土の構築や倫理観の浸透、また、それらに関する研修・教育に取り組んでいます。

インサイダー取引 再発防止策の進捗状況について

当グループが2012年3月および6月に公表したインサイダー取引の再発防止策については、現在全て対応済みですが、引き続き、実施状況・定着状況について第三者(外部機関)による検証結果を含め、定期的なモニタリングを継続しています。

外部機関によるモニタリングでは、「各種再発防止策の有効性、実効性、十分性などに特段の問題は見受けられず、本件再発防止策の適切な運用が着実に定着している状況が確認された」(2013年度第3四半期モニタリング結果)との評価をいただいています。

とを定めて社内外に宣言しており、反社会的勢力との取引防止のため、各種取引における調査やシステムチェック等の体制を構築しています。また、融資や受信等の各種取引に暴力団排除条項を導入しています。これは、反社会的勢力に取引を躊躇させ、また、取引開始後に反社会的勢力と判明したときに取引を解消させる契約上の根拠付けとなるものです。

取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力と判明した場合については、警察等外部専門機関と緊密に連携し取引解消等に向けた対応を行っていく体制を構築しています。

外部委託先との公正な取引

当グループでは外部の業者に業務を委託する場合、当グループのお客さまや当グループが不測の損失を被るリスクを適切に管理するための規則を定め、サービスの質や存続の確実性等の問題点を認識し、委託した業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する業者に委託するための措置を講じています。

また、反社会的勢力との取引を防止し、反社会的勢力の介入を排除するため、新規契約開始前および定期的に外部委託先が反社会的勢力でないことを確認しています。

マネー・ロンダリング※等防止態勢

当グループは、本人確認や疑わしい取引の届出等の対策を的確に実施するため、各種の態勢を整えています。例えば三井住友信託銀行では所定の研修を実施し、社員の知識の継続的な維持向上を図っています。

※ マネー・ロンダリング(資金洗浄)とは、麻薬密売などの犯罪収益を金融機関口座や金融商品間で転々とさせ、不正な資金の出所を隠すことをいう。テロリストや振り込め詐欺犯人等も、金融機関口座等の不正利用を行う場合がある。金融機関は、このような金融サービスの不正利用を防止する必要があり、これをマネー・ロンダリング等防止対策と称している。

反社会的勢力への対応

反社会的勢力とは暴力団や暴力団員のみでなく、これらに関係する個人や企業等、市民生活の秩序や安全に脅威を与える者・集団を指します。当グループでは、行動規範(バリュー)等において、反社会的勢力に対する毅然とした対応を貫くこ

利益相反※管理の取り組み

当グループは、適切に利益相反管理を行うため、営業部門から独立した利益相反管理統括部署および統括者を設置し、当グループ全体において利益相反管理を的確に実施するための態勢を整備しています。統括部署および統括者は、当グループの利益相反管理の有効性について定期的に検証を行い、継続的に改善を図っています。また、定期的に研修・教育を行い、周知・徹底を図っています。

※ 利益相反とは、当グループとお客さまとの間で利益が相反する状況、または当グループのお客さま相互間で利益が相反する状況をいう。

リスク管理

1 基本的な取り組み方針

欧州債務問題、中国等新興国経済停滞など、金融市場にも影響を及ぼす新たなリスクが顕在化してきています。また、新たな銀行の自己資本比率規制（バーゼルⅢ）への対応も見据えたリスク管理態勢の一段の整備も必要となっています。このような環境下、従来にも増して、リスク管理の高度化および予防的な対応の必要性が高まっているものと考えています。

その中で三井住友トラスト・ホールディングス（以下、SMTH）は、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、業務特性と環境変化に対応したリスク管理態勢の構築を経営の最重要課題と位置付け、当グループの事業展開と持続的成長を支える強固な経営基盤としてのリスク管理の高度化を推進しています。

2 取り組みの概要

リスク管理の方法

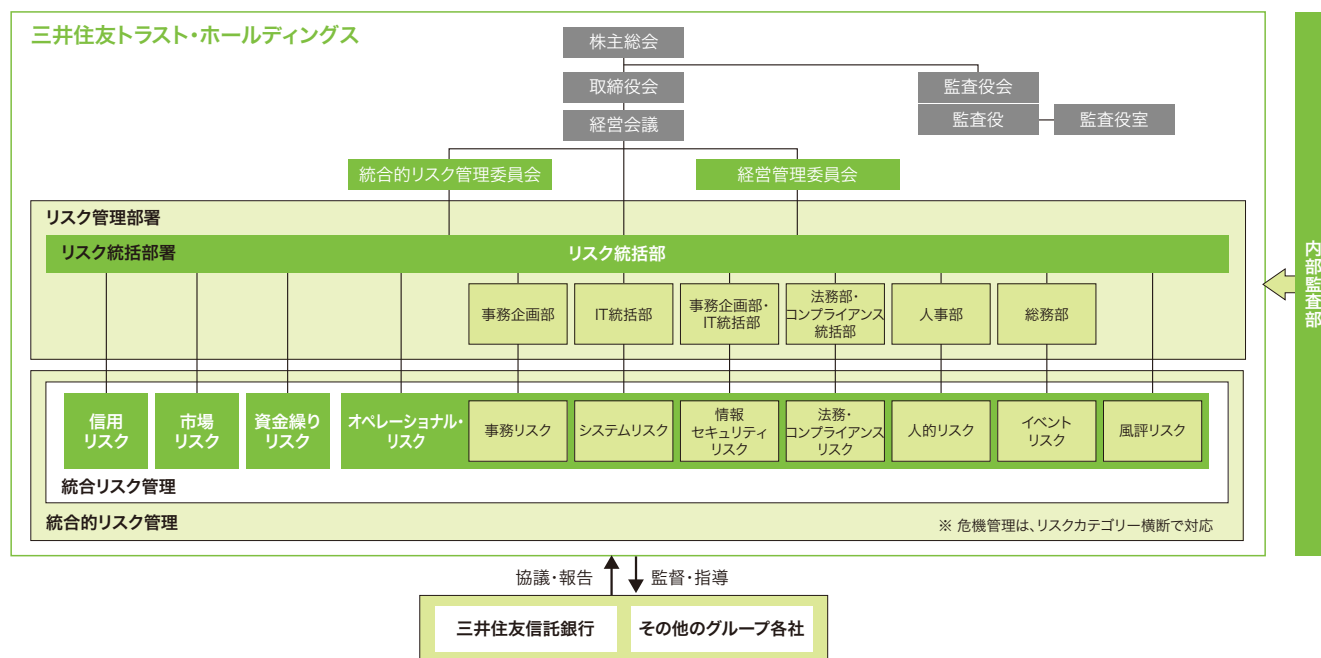
SMTHは、グループ全体のリスク管理の統括部署を設置し、グループ全体のリスクの状況をモニタリングするとともに、各リスクカテゴリーのリスク管理を統括するリスク管理部署を定め、当グループ各社に対して必要に応じ適切な監督・指導を行っています。

また、グループ全体におけるリスク管理の基本的事項を「リ

スク管理規程」として制定し、リスクの特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減の一連の活動が適切に実行できるよう権限や組織体制などを明確化し、リスク管理に係る方針・計画（リスク管理計画、リスク資本配賦計画）を策定しています。

当グループ各社においては、SMTHのリスク管理に係る方針を踏まえ、それぞれの業務やリスクの特性に応じた適切なリスク管理態勢を整備しています。

リスク管理体制



リスク管理体制

リスク管理に係る経営機構および主要部署の役割・責任は次の通りです。

取締役会

当グループの経営方針、戦略目標を明確化し、戦略目標を踏まえたリスク管理方針の策定、適切なリスク管理態勢整備の統括およびリスク管理方針周知のための適切な方策を講じます。

取締役、統括役員

取締役はリスク管理の重要性を十分認識し、リスク管理部署の統括役員は適正なリスク管理態勢の整備・確立に向けて方針や具体的な方策を検討します。

リスク管理部署

リスクの特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減の一連の活動を通じ、リスクの状況を的確に把握し、リスクに対して適切な管理・運営を行います。

内部監査部署

業務執行に係る部署から独立した立場でリスク管理態勢の適切性・有効性を検証します。

統合的リスク管理と統合リスク管理

SMTHは、当グループに所在する各種リスクを統括し、グループ内のリスクの波及等、各社単独では捕捉できないグループ体制特有のリスクを総合的に捉え、グループの経営体力と比較・対照することによってリスク管理を行っています（統合的リスク管理）。

また、SMTHは統合的リスク管理における管理対象リスクのうち、VaR[※]等の統一的尺度で計量可能なリスクを合算して、当グループの経営体力（自己資本）と対比することにより管理しています（統合リスク管理）。統合リスク管理においては、資本の十分性と効率性確保の両立を目指し、経営体力の範囲で配賦されたリスク資本に基づくリスク限度枠を遵守するとともに、リスク資本対比の収益の極大化を追求しています。

※ Value at Risk: リスク計測指標。一定の期間内（保有期間）に、一定の確率（信頼区間）で、被りうる最大損失額。SMTHでは信頼区間片側99%による計測を行っています。

リスク管理の状況

SMTHでは、グループ全体で経営上抱えるリスクの要因別に、「信用リスク」「市場リスク」「資金繰りリスク」「オペレーショナル・リスク」に区分し、それぞれのリスクの特性

に合った管理を行っています。また、各リスクの総括を年4回、経営会議、取締役会で報告するなど、リスクの顕在化を抑えるため、万全の態勢で取り組んでいます。

信用リスク	
定 義	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当グループが損失を被るリスクをいう。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により当グループが損失を被るリスクをカントリーリスクという。
基本方針	- グループ全体の信用リスク管理の基本方針を定め、与信関連業務の健全性および適切性の確保を図る観点から、信用リスク管理態勢および資産査定管理態勢の整備を行うこととしています。また、与信先の実態を把握し、与信先に対する経営相談・経営指導および経営改善に向けた取り組みへの支援を行うことは信用リスク削減の観点からも重要であると認識し、対応を図っています。 - 傘下銀行においても同様に、上記方針に則って、リスク管理態勢を整備・確立し、適切な信用リスク管理を行うこととしています。

信用リスク(つづき)

リスク管理体制	• SMTHにおける信用リスク管理部署はリスク統括部と定めています。リスク統括部はグループ全体の信用リスクの状況をモニタリング・分析するとともに、傘下銀行等に対して監督・指導を行っています。 • 傘下銀行においても同様に、信用リスク管理部署をリスク統括部と定めています。また、信用リスク関連の管理部署として、審査部署、問題債権管理部署および資産査定管理部署を定めています。
リスク管理手法	• 与信先の状況等について、当グループを一体的に管理するとともに、貸出金のみならず、信用リスクを有する資産およびオフバランス資産を統合的に管理しています。 • 信用格付等を用いて信用リスクの評価・計測を行うとともに、リスク限度枠の設定や与信集中リスクの管理等を通じて、信用リスクを適切にコントロールしています。また、与信ポートフォリオ状況(特定の業種または特定のグループに対する信用集中の状況等)を適切に把握・管理しています。
2013年度において重点的に取り組んだ事項	基礎的内部格付手法から先進的内部格付手法移行を目指し、グループ横断的な対応の推進・強化を図っています。また、ヒストリカルシナリオ・仮想シナリオによるストレステスト実施態勢の高度化を図っています。

市場リスク

定 義	金利、為替、株式、コモディティ、信用スプレッドなどのさまざまな市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債(オフバランスを含む)の価値、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し、当グループが損失を被るリスク。このうち、特に、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクを、市場流動性リスクという。
基本方針	• グループ全体の市場リスク管理の基本方針を定め、業務の健全性および適切性の確保を図る観点から、当グループの戦略目標、業務の規模・特性およびリスクプロファイルに見合った適切なリスク管理を行うこととしています。 • 傘下銀行では、上記基本方針に則って、リスク管理方針を定め、それに基づいて市場リスク管理を行っています。
リスク管理体制	• SMTHにおける市場リスク管理の統括部署をリスク統括部と定めています。リスク統括部は、グループ全体の市場リスクの状況についてモニタリング・分析を行うとともに、傘下銀行に対して監督・指導を行っています。 • 傘下銀行においては、市場リスク管理にあたり、フロントオフィス(市場部署)、バックオフィス(事務管理部署)およびミドルオフィス(市場リスク管理部署)を分離し、牽制機能が発揮される体制を構築しています。

市場リスク(つづき)

リスク管理手法	経営体力の範囲で配賦されたリスク資本に基づくリスク限度枠や損失拡大防止を目的として設定したアラームポイントの遵守状況等を管理しています。 市場リスクをVaR(一定の保有期間に一定の信頼区間で被りうる最大損失額)により計測するとともに、VaRによる市場リスク計測の補完を目的としてストレステストを実施しています。バーゼルⅡにおけるアウトライヤー基準の銀行勘定金利リスクに関し、定期的にモニタリングを行い管理しています。
2013年度において重点的に取り組んだ事項	予兆管理指標の継続的モニタリング、フォワードルッキングな仮想シナリオによるストレステストの活用等により、市場環境の急激な変化への備えを強化しています。

資金繰りリスク

定 義	必要な資金が確保できず資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクをいう。
基本方針	- グループ全体の資金繰りリスク管理の基本方針を定め、業務の健全性および適切性の確保を図る観点から、当グループの戦略目標、業務の規模・特性およびリスクプロファイルに見合った適切なリスク管理を行うこととしています。 - 傘下銀行では、上記基本方針に則って、リスク管理方針を定め、それに基づいて資金繰りリスク管理を行っています。
リスク管理体制	- SMTHにおける資金繰りリスク管理の統括部署をリスク統括部と定めています。リスク統括部は、グループ全体の資金繰りリスクの状況についてモニタリング・分析を行うとともに、傘下銀行に対して監督・指導を行っています。 - 傘下銀行においては、資金繰りリスク管理にあたり、資金繰りリスク管理部署について、資金繰り管理部署、市場部署などからの独立性を確保し、牽制機能が発揮される体制を構築しています。
リスク管理手法	内外の情報を収集・分析し、現状においてどの資金繰りの逼迫度区分に該当するかを適切に把握するとともに、資金繰りリスクを回避するため、あらかじめ定められた適切な限度枠を遵守する資金繰り運営を行うほか、ストレステストを実施の上、コンティンジェンシープランを策定し危機管理に万全を期しています。
2013年度において重点的に取り組んだ事項	バーゼルⅢ流動性規制対応では、指標(LCR;流動性カバレッジ比率)変動の要因分析を強化するとともに、算出システムの開発を進めています。

オペレーショナル・リスク	
定 義	業務の過程、役員・社員等の活動若しくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により当グループが損失を被るリスクをいう。
基本方針	- グループ全体のオペレーショナル・リスク管理の基本方針を定め、業務の健全性および適切性の確保を図る観点から、オペレーショナル・リスクを業務遂行に伴い発生する不可避なリスクと認識し、業務やリスクの規模・特性に応じた適切なリスク管理を行うこととしています。 - 傘下銀行では、上記基本方針に則って、リスク管理方針を定め、それに基づいてオペレーショナル・リスク管理を行っています。
リスク管理体制	- SMTHにおけるオペレーショナル・リスクの総合的な管理部署をリスク統括部と定めています。また、事務リスク管理部署およびシステムリスク管理部署を設置しています。リスク統括部は、グループのオペレーショナル・リスク全般をモニタリングし、傘下銀行等に対して監督・指導を行っています。 - 傘下銀行においても同様に、各リスク管理部署を定めています。
リスク管理手法	当グループでは、定期的に内部統制にかかる自己評価(CSA)やオペレーショナル・リスク計測を実施し、定性・定量の両面からオペレーショナル・リスクを適切に評価・把握し、その顕在化防止のための予防的措置、顕在化した場合の対応・発生原因分析および再発防止策の策定により、リスクの削減を図ることとしています。また、策定したリスク削減策の効果について検証を行い、リスク削減策の見直し・改善につなげています。
2013年度において重点的に取り組んだ事項	オペレーショナル・リスクの計測手法について、粗利益配分手法から先進的計測手法への移行を目指し、グループ横断的な対応の推進・強化を図っています。

ESGリスク対応 プロジェクト・チーム(PT)の設置

設置の経緯

近年、企業のグローバル化に伴い、持続可能な社会の発展に向けて、企業をE(環境)、S(社会)、G(ガバナンス)の三つの側面から評価する動きが拡大しています。企業は取引先のサプライチェーンを含めた活動に対して高度なマネジメントを求められており、ESG課題の未対応・対応の不備が企業の社会的信用や市場での評価に与える影響も大きくなっています。

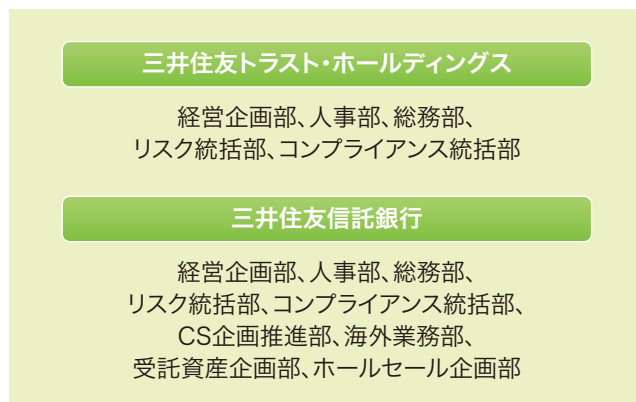
信託銀行グループとして国内外のさまざまな企業やプロジェクトに関わる当グループは、ESGに関連するリスクへの対応を経営課題の一つとして認識しており、2013年12月、リスク管理の高度化を図るべく、関係各部横断によるESGリスク対応PTを設置しました。

設置目的

ESGリスク対応PTの主な設置目的は以下の通りです。

- 投融資先、サプライチェーンを含めた当グループの活動から生じるESGリスクの洗い出し、対応/未対応分野の把握
- 適切なリスク管理体制・管理手法の検討
- ESGに関する情報共有

PT構成部



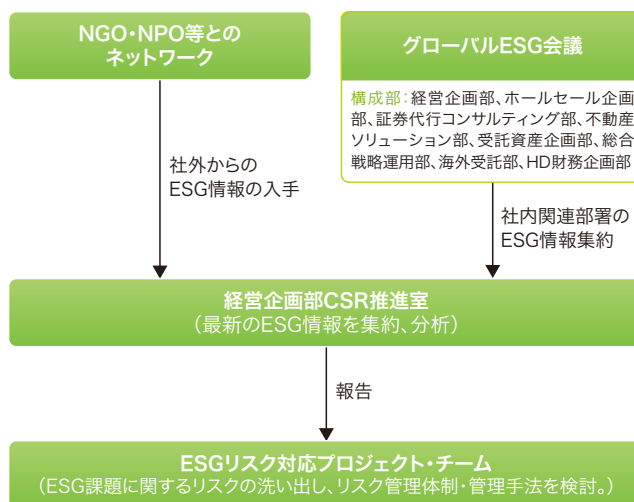
運営体制

ESGリスク対応PTは、三井住友トラスト・ホールディングスと、三井住友信託銀行の合同組織として設置しています。経営企画部CSR推進室長をPT長として、両者の関係各部から、職位にとらわれず実質的な議論を行うことができるメンバーを選定しています。ここでの議論の内容は、適宜、経営企画部統括役員(CSR業務担当役員)まで報告しています。

情報収集体制

ESGリスクに関する議論は海外で進んでいることから、三井住友信託銀行では2012年4月より、最新のESG情報共有の場として、関係各部によるグローバルESG会議を開催しています。また、企業が適切な対応を取るにはステークホルダーとの対話が不可欠であることから、PTを主導する経営企画部CSR推進室がESGに関する最新情報を集約し、必要に応じNGO・NPO等とのディスカッションも行っています。

ESG情報収集体制



人権と三井住友トラスト・グループ

金融機関にとって、人材は最大の財産です。当グループでは、一人一人の個性が尊重され、年齢や性別、国籍などを理由に差別的な扱いをされないように人権啓発に取り組むとともに、国際規範に基づき、当グループの企業活動に関わる全てのステークホルダーの人権を尊重し、グローバルに事業を展開する金融機関としての責任を果たしていきます。



1 人権啓発への取り組み

人権方針の制定

当グループは、2013年12月に「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」を補完するものとして、人権に関する行動・判断の

基準となる「人権方針」を制定しました。当グループは本方針に基づき、当グループの事業活動や商品・サービスに関わる全てのステークホルダーの人権を尊重します。

■ 人権方針

私たち三井住友トラスト・グループは、「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」に基づき、お客さまをはじめ、すべてのステークホルダーの基本的人権が尊重される企業風土・職場環境の醸成に取り組む、企業活動のあらゆる局面において、常に高い倫理観と社会的良識を持って行動し、社会から信頼される企業グループとして、その持続的発展を目指します。

1. 国際規範の尊重

私たちは、世界人権宣言や国連グローバル・コンパクトによる企業行動規範など、人権に関する国際規範を尊重します。

2. 差別の禁止

私たちは、あらゆる企業活動において、人種や国籍、性別、出身、社会的身分、信条、宗教、身体的特徴などを理由とした差別や人権侵害を行いません。

3. 人権を尊重する企業風土の醸成

私たちは、あらゆる人権問題を自らの問題としてとらえ、相手の立場に立って物事を考えることを励行し、人権を尊重する企業風土を醸成します。

4. 働きやすい職場環境の確立

私たちは、全ての役員・社員一人ひとりが互いをビジネスパートナーとして認め合い、自由に意見を言い合える対等な関係を構築することで、働きやすい職場環境を確立していきます。私たちは、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等を人間の尊厳を傷つける行為として認識し、これを行いません。

5. 公正採用の実施

私たちは、社員等の採用に当たって、本人の能力と適性のみを基準とした、厳正かつ公平な選考を行います。

6. 人権啓発研修の実施

私たちは、人権に関する実際または潜在的なあらゆる課題の解決に向け、全ての役員・社員一人ひとりが人権に関する正しい知識と理解を深めるため、毎年の職場内人権啓発研修を中心として、あらゆる機会を通じ、同和問題をはじめとする幅広い人権啓発に取り組んでいきます。

当グループは、本方針を海外の拠点に対しても適用するとともに、海外を含む投融資先や調達・委託先(サプライチェーン)の企業活動が人権に与える負の影響について情報収集し、法規範等に反する場合等には、都度必要に応じた対策を講じていきます。

制定経緯

2011年6月、国際連合人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則（以下、同原則）」が採択されたことを踏まえ、当グループは人事部を中心としたプロジェクト・チームを設置し、国際基準での人権の尊重に取り組む体制構築を目指して議論を重ねてきました。そして2013年12月、同原則に準拠した「人権方針」制定を含む人権マネジメント体制を構築しました。

ビジネスと人権に関する指導原則に準拠した人権マネジメント体制

コミットメント	「人権方針」の制定。
人権デューデリジェンス※1の実施	2013年12月、新たに「人権デューデリジェンス連絡会」を設置。2013年1月に、海外を含む全店舗・全関連会社に、人権対応状況をチェックするための「人権デューデリジェンス自己チェック表※2」を配信。現在課題抽出を行っている。
救済へのアクセス	人事部相談窓口が担当。

※1 人権デューデリジェンスとは、当グループの活動および当グループと関係を有する他者の活動から生じる、人権への実際または潜在的な負の影響を特定するとともに、防止・軽減等の措置を講じて、その効果を継続的に検証・開示する一連の取り組みを指します。

※2 人権デューデリジェンスが実施されているか、「人権方針」が遵守されているか、また、人権侵害が発生していないかなど、人権マネジメント体制関係各部の取り組み状況を確認するチェック表を指します。

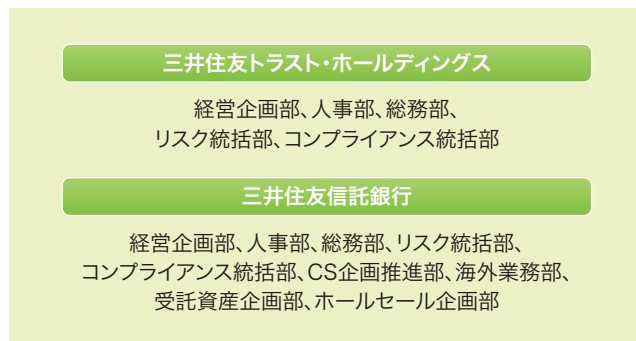
人権マネジメント体制概要

三井住友トラスト・ホールディングスと三井住友信託銀行の合同組織として、経営企画部CSR推進室長を議長とした「人権デューデリジェンス連絡会」を新たに設置しました。関係各部の役割は以下の通りです。

人権デューデリジェンス連絡会

- 経営企画部CSR推進室長を議長とし、海外を含む当グ

人権デューデリジェンス連絡会構成部



ループ全社の人権対応状況を調査し、必要な課題の抽出、改善策を協議します。

- 人権デューデリジェンス自己チェック表※2を用いて、人権対応状況の調査を半期に一度実施します。

経営企画部

人権デューデリジェンス連絡会での協議に基づき、当グループの人権への取り組み体制の整備・強化に向けた目標・計画を策定します。

人事部・人権啓発推進委員会

人権デューデリジェンス連絡会での協議に基づき、人権啓発研修等の計画を策定し、実施します。

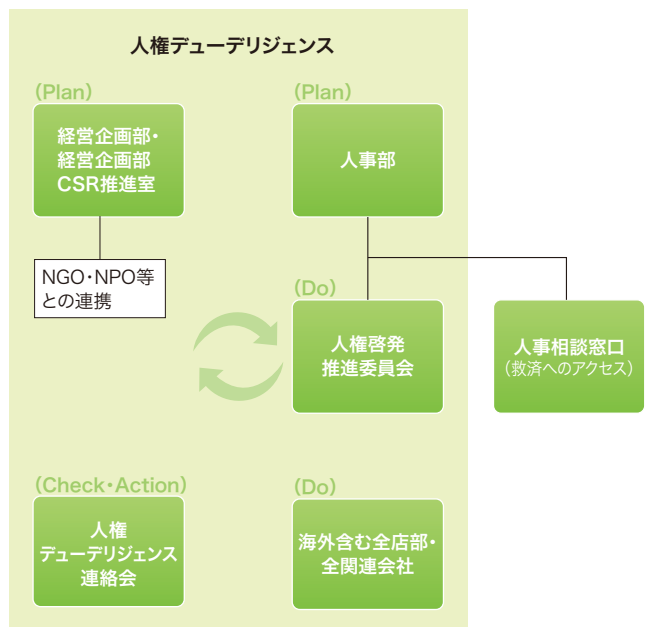
海外含む全店舗・全関連会社

人権デューデリジェンス自己チェック表に基づき、各々が「人権方針」遵守状況等を確認します。

人事相談窓口

人権に関する各種相談に応じるとともに、人権への負の影響が顕在化した場合には、関係各部と連携し、速やかに必要な対策を講じます。

PDCAサイクルを踏まえた人権マネジメント体制



2 従来の人権問題との関連

当グループは、同和問題や在日外国人問題、障がい者の人権問題などを、日常業務に密接した人権問題として認識しており、引き続き個別課題に関する共通意識の醸成に努めています。具体的には、人事部統括役員を委員長とする「人権啓発推進委員会」を中心に、人権問題に関する各種研修や啓発活動を実施しています。人権啓発推進委員会では、毎月一回、人権尊重の好

事例等を紹介する「人権啓発ツール」を全社員にメールで発信しているほか、三井住友信託銀行の全店部において、一人あたり年平均1時間程度の職場内人権啓発研修を開催しています。

また、階層別研修などの集合研修や事業別会議などにおいても、人権に関するテーマを取り上げるなど(2012年度は計23回実施)、社員の人権意識の向上を図っています。

3 多様な人権を守るために

同和問題、在日外国人問題への取り組み

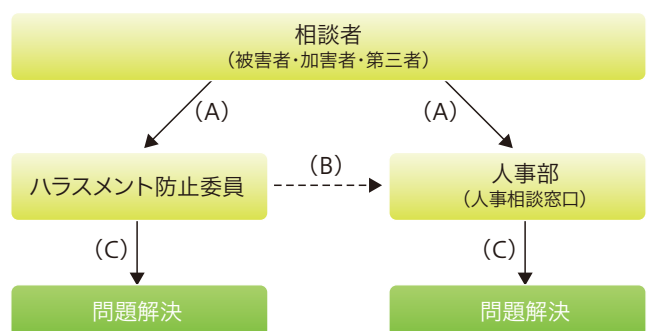
当グループは、同和問題への対応を、人権啓発推進にあたっての特に重要なテーマとして捉えています。2013年度も、東京人権啓発企業連絡会等の社外の知見を踏まえながら、同和問題への理解を深め、新人研修をはじめとした各種研修や啓発活動を通じ、偏見や差別意識の徹底した排除に取り組んでいます。

また、在日外国人問題に関しては、三井住友信託銀行の全店で実施した職場内人権啓発研修において、2012年7月9日から新たに施行された在留管理制度を採り上げ、窓口での本人確認の場面などを想定し、本人確認書類の取り扱いやプライバシーの尊重など、外国人の人権への配慮を周知しました。

セクシュアルハラスメントおよびパワーハラスメントの防止活動

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントといった行為は、個人の人格および人権を傷付ける行為であり、当グループでは厳禁としています。特にセクシュアルハラスメントについては、厳格に禁じています。また、パワーハラスメントについては、上司から部下に対して行われるものだけではなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対してのものまで、職場の優位性に基づくハラスメント全てをなくしていくことに努めています。万一、ハラスメントが発生した場合には、相談・苦情については各部・営業店のハラスメント防止委員または人事部「人事相談窓口」が相談・苦情の申し入れ窓口となり、被害者から相談があった場合には、担当者が行為の具体的態様、当事者同士の関

ハラスメントに関する相談・苦情受付、事後処理体制



- (A) 相談・苦情申し出は各部・営業店のハラスメント防止委員または人事部「人事相談窓口」等で行う。
- (B) ハラスメント防止委員は必要に応じて人事部「人事相談窓口」へ相談し、アドバイスや対応を依頼する。
- (C) ハラスメント防止委員・人事部「人事相談窓口」は相談者の相談内容などを理解し、必要に応じて加害者とされる者や関係者へのヒアリングなどにより事態を的確に把握し、アドバイスなどにより事態の解消を図る。

係、被害者の対応などについて、関係者へのヒアリングなどを行って総合的に調査し、ハラスメントの加害者には懲戒など厳正な処分を行います。

なお、ハラスメントについては、職場内人権啓発研修をはじめ、新人研修や各種階層別研修においても採り上げて啓発活動を継続的に実施し、全社員への周知・啓発を図っています。

海外拠点での取り組み

海外拠点については、派遣している社員向けに国内で行っている職場内人権啓発研修と同じ研修を実施するとともに、国内と同じ「人権啓発ツール」を発信し日頃から人権意識の維持・向上を図っています。また現地スタッフ向けには、各国の実情に応じて、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止に向けた研修を実施しています。

社員と三井住友トラスト・グループ

金融機関にとって人材は最大の財産です。当グループでは、人材育成プログラムの充実、適切なワーク・ライフ・バランスを可能にする職場環境づくりなどを通じて、当グループの成長だけでなく、社会の持続的発展に貢献できる人材を育成しています。



1 働きやすい職場環境づくりの推進

ワーク・ライフ・バランス実現のための取り組み

当グループでは、社員が安心して働き、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりにも積極的に取り組んでいます。出産・育児については、子どもが2歳になるまで取得可能な育児休業に加え、父親の育児休業、年間10日まで(対象となる子が二人以上の場合)の子どもの看護休暇制度、妊娠中および小学校3年生を修了するまでの子と同居し養育する場合に適用される短時間勤務制度、時間外勤務・深夜勤務の免除など、安心して子育てができる環境を整えています。2012年度は、247人の社員(男性1人、女性246人)が本制

度を利用して育児休業を取得しました。

また、介護については、年間10日まで(対象家族が二人以上の場合)の介護休暇制度、最長1年間の介護休業制度や最長2年間(対象家族一人当たり)の短時間勤務制度を設けています。

このほか、家族の絆・コミュニケーションを深めることや、「社会で働く」ということについて家族で考えるきっかけとすることなどを目的として、社員の家族を対象とした参観を実施しています。



出産・育児に関する制度(2013年3月末現在)

項目	妊娠	産前	産後	1歳未満まで	2歳に達する日まで	小学校入学前まで	小学校3年まで
時差出勤	○	○	○	○	○	○	○
通院時間の確保・通勤緩和等	○	○	○	○			
産前・産後休暇(産前・産後8週間/有給)		○	○				
出産・育児休業(最初の1週間は有給)	○	○	○	○	○		
育児時間(1日1回1時間または1日2回各30分/有給)				○			
時間外勤務の免除	○	○	○	○	○	○	○
深夜勤務の免除	○	○	○	○	○	○	○
短時間勤務制度(1日2時間を超えない範囲で勤務を短縮)	○	○	○	○	○	○	○
看護休暇				○	○	○	

労働環境の改善に向けて

当グループでは、労働環境の改善に向けたさまざまな取り組みを行っています。具体的には、業務効率化と時間管理の徹底による時間外労働の削減を進めています。また、長期休暇の取得促進、早帰り月間・定時退社週間などを実施し、総労働時間の縮減に努めています。

社員の健康管理

当グループでは、社員の健康管理と健康増進を図るため、各事業所に産業医・衛生管理者(衛生推進者)を設置し、きめ細かい健康管理指導を行っています。また、年1回の定期健康診断を実施し、社員およびその家族に対しても、健康保険

組合を通じて人間ドックなどの受診補助を実施しています。

さらに、企業内診療所などにおいてメンタルカウンセリングタイムを設けているほか、健康保険組合では、電話による無料健康相談なども実施しています。また、管理監督者に対しては、研修などを通じて社員の健康管理の重要性についての認識を高める活動を行っています。

労働慣行等に関する相談件数

2012年度	26件
--------	-----

2 ダイバーシティの推進

女性の登用と支援

当グループは、「個々人の持てる力を最大限に生かすために、能力に応じた適材適所の配置を進めていく企業」として、管理職登用に関しても能力本位で決定しています。三井住友信託銀行では、2013年9月末現在、部長級以上役員未満の女性は3人、課長級以上部長級未満の女性は95人、係長級以上課長級未満の女性は196人となっています。

課長以上への女性の登用を積極的に進めていくにあたり、課長未満の女性社員向けに主体的なキャリア形成とネットワーク構築を目的とした研修を実施しています。また、社内外の人材交流や業務遂行上の課題の共有と解決を図る仕組みとして、女性による課長クラスとリーダークラス間の情報交換会を設置しており、今後も継続的に実施していく予定です。

また、仕事と家庭の両立支援の観点から、出産・育児・介護などのライフイベントに応じた柔軟な働き方を選択しやすい各種制度の整備と職場風土の醸成に努めています。

障がい者雇用

当グループでは、働くことを希望する障がいのある方々の雇用に取り組んでおり、2013年9月30日時点の障がい者雇用率は、2013年4月1日から引き上げられた現行法定雇用率(2.0%)を上回る2.07%となっています。当グループは障がい者の採用を引き続き積極的に行うとともに、障がい者が、より働きやすい職場づくりを進めます。

高齢者の継続雇用

当グループでは、一定の基準に達する定年退職者について、希望に応じ65歳までの雇用機会を提供する継続雇用制度(エルダーパートナー制度)を整備しています。最近では定年に達した社員の約90%が本制度を利用するようになっています。

社員の状況(三井住友信託銀行)

社員数	2013年3月末	12,790人(男性6,459人)(女性6,331人)
	日本	12,311人
	中国	117人
	韓国	3人
	タイ	5人
	シンガポール	103人
	インドネシア	5人
	イギリス	102人
	アメリカ	144人
平均年齢	2013年3月末	41.1歳(男性42.4歳)(女性39.8歳)
平均勤続年数	2013年3月末	12.9年(男性14.9年)(女性10.8年)
平均年間給与	2013年3月末	7,409千円
派遣社員数	2013年3月末	1,452人
アルバイト数	2013年3月末	173人
障がい者雇用数	2013年3月末	223人(障がい者雇用率 2.00%)
	2013年9月末	249人(障がい者雇用率 2.07%)
継続雇用制度利用者数	2013年9月末	562人

※ 2012年度の欠勤者数は316人(男性152人、女性164人)、離職者数は305人(男性80人、女性225人)、労働災害件数は84件

3 社員のキャリア形成を支援する仕組み

募集・採用

採用ホームページでは、当グループの人事制度の特徴をはじめ、「信託」の仕組みや意義、各事業の業務内容を分かりやすく説明しているほか、社員のインタビューを掲載するなど、当グループで働く人たちの等身大の姿に多く触れられるように工夫を凝らしています。

2015年4月入社の新卒採用活動では、ホームページを活用してエントリーした人数が67,000人を超えるなど、年々エントリー数は増加しています。

新卒採用者数

	合計(男女計)	うち男性	うち女性
2012年度	312人	130人	182人
2013年度	334人	140人	194人

キャリア形成を支える人事制度と人事運営

当グループでは、社員のキャリア形成を推進する「コース制」を導入しています。コースは、転居・転勤の有無や、対象とする業務などによってGコース・Aコースの二つがあります。

また、各コース社員を業務能力レベルに応じて四つの職群にランクする全コース共通の枠組みを設け、年齢や性別に左右されない人事運営を推進しています。

キャリア形成状況については、全社員が定期的に上司と面談し、評価とフィードバックを受けています。

業務公募制度

社員自身による主体的・自律的なキャリア形成を推進するために、公募制度を設けています。これは、希望者が人事部に直接応募し、選考を通過すれば実際にその業務・事業の部署に異動できる制度となっています。

本人参加型の人材評価制度

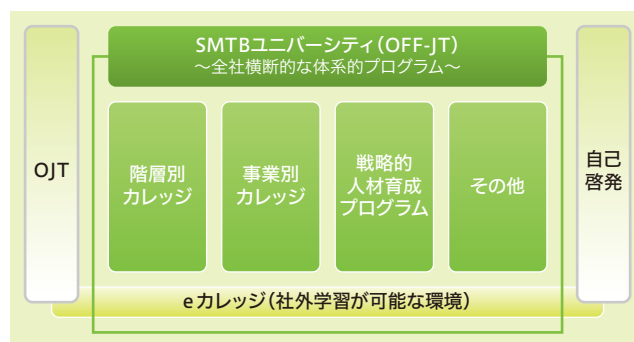
当グループにおける人材評価制度は、「本人参加型」としており、全社員に対して、期初に上司とすり合わせて策定した課題の達成状況の評価とフィードバックを通じ、評価を行っています。

人材育成・能力開発

当グループの人材育成・能力開発は、OJT※を基本としています。併せて業務スキルやマネジメント能力などの向上を目的とした集合研修や、自己研さんを促すための自己啓発についても数多くの選択肢を整備しています。

その一つとして、当グループは2012年5月、SMTBユニバーシティを設立しました。SMTBユニバーシティは、「信託らしい」「三井住友信託銀行ならではの」独自の付加価値を発揮し、お客さまにトータルソリューションを迅速に提供する人材を育成することを目的とする、全社横断的なプログラムです。「学びの風土構築と自助自立する人材育成」を運営理念として、人事部が中心に運営する「階層別カレッジ」と、各事業が中心に運営する「事業別カレッジ」を立ち上げ、社員の能力伸長を支援する体制を整えています。

※ On-the-Job-Trainingの略: 職場内での上司・先輩が、部下に日常の仕事を通じて、必要な知識・技能・仕事への取り組みなどを教育すること。

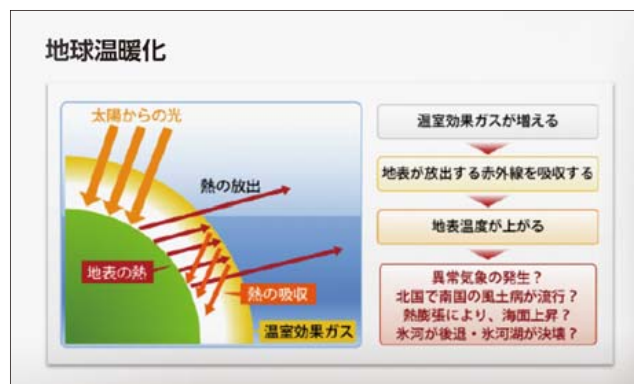


CSRを推進する人材の育成

新入社員研修のカリキュラムにCSRを組み込んでおり、当グループのCSRの基本的な考え方や、取り組みの意義などについて講義を行っています。

e-ラーニングによる環境教育

当グループは、サウスタワービル、芝ビル、府中ビル、千里ビルを対象としてISO14001の認証を取得しています。また、三井住友信託銀行では支店を含む全社員がe-ラーニングによる環境教育を履修することを義務付け、環境問題の基礎や法規制、自社の取り組み、および生物多様性問題などの最先端の知識の習得に努めています。



環境負荷低減に向けた取り組み

当グループは、環境マネジメントシステムの枠組みを活用し、日常業務において生じる環境負荷を低減するとともに、業務効率の改善につながる取り組みを推進しています。



環境マネジメントのさらなる推進とグループ展開

1 事業活動と環境負荷

ISO14001による環境マネジメント

当グループは環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しています。環境負荷の大きい本店ビルと府中ビルおよび千里ビルの二つの電算センターの3拠点で認証を取得し、PDCAサイクルでの運用を継続しています。また、規模の大きい芝ビルにおいても2013年10月から環境マネジメントシステムの運用を開始し、2014年2月に認証拠点として追加しました。

これらのISO認証拠点では、原則として部門をISOの活動単位として定めてマネジメントシステムを運用しています。

紙の使用、電力使用、廃棄物の排出、グリーン調達を銀行業務における重要な環境側面として、それらについて目標を設定し、部門ごとに活動計画を定めた上で環境負荷削減の活動を推進しています。

紙の使用については、2012年度は府中ビルでは15%削減の目標に対して実績値は9.9%の削減、本店ビルは10%削減の目標に対して実績値は0.7%の削減にとどまり目標未達となりました。これは統合作業に伴う出力物の増加が要因です。ただし、千里ビルは15%削減の目標に対して実績値は19.6%の削減と目標を上回る結果となっています。

■ 環境方針

1. 商品・サービスの提供

私たちは、「地球環境の保全」、「持続可能な社会の実現」に貢献する商品・サービスのお客様への提供を通じ、社会全体の環境リスクの低減・環境価値の向上に取り組めます。

2. 環境負荷の低減

私たちは、事業活動に伴う資源の消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を認識し、省エネルギー、省資源、資源循環の取り組みを通じ、環境保全・持続可能な社会の実現に努めます。

3. 汚染の予防

私たちは、環境に関する対応の継続的な検証と改善に努め、汚染の予防に取り組めます。

4. 法令等遵守

私たちは、環境保全に関連する諸法令・規則及び各種協定を遵守します。

5. モニタリング

私たちは、環境に関する短期、中長期の目標を設定し、定期的に見直しを行い、取り組みの継続的な改善に努めます。

6. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本方針の徹底と環境教育に努めます。

7. 情報公開

私たちは、本方針を一般に公開し、社外とのコミュニケーションを通じた環境保全活動の推進に努めます。

※ 気候変動対応行動指針(15頁参照)、生物多様性保全行動指針(25頁参照)は、本環境方針を踏まえた具体的な行動指針として定めています。

2013年度は、2012年度目標にさらに5%削減を上積みした目標を設定し、紙使用量削減に取り組めます。

電力使用量については、2012年度はシステム開発要員および関係する業務量の増加などにより、府中ビルと千里ビルの二つの電算センターで若干ながら削減目標未達に終わりました。府中ビルは4%削減の目標に対して実績値は3.5%の削減、千里ビルは6%の削減目標に対して5.4%の削減でした。一方で移転した本店ビルに関しては15.7%の削減と大幅に達成しました。新本店ビルは建築環境総合性能評価システム(CASBEE)の最高ランクのSランクを取得した省エネ性能の高いビルであり、今後も継続して電力使用量削減に取り組んでいきます。

廃棄物排出量に関しては、府中ビルでは15%の削減目標に対して39.1%の削減と大幅に目標を超過達成しました。一方で、保管書類の見直し等による大量廃棄に伴い、千里ビルでは15%の削減目標に対して6.5%の削減、本店ビルにおいては10%の削減目標に対して4.2%の増加に終わりました。2013年度は各拠点ともさらに削減量を5%上積みし、目標達成を目指します。

主な活動項目と目標値

活動項目	2012年度※1		2013年度※2
	目標値※3	実績値	目標値※4
紙の使用	府中ビル、千里ビル：15%削減 本店ビル：10%削減	府中ビル：9.9%削減 千里ビル：19.6%削減 本店ビル：0.7%削減	府中ビル、千里ビル：20%削減 芝ビル：10%削減 本店ビル：15%削減
電力の使用	府中ビル：4%削減 千里ビル：6%削減 本店ビル：1%削減	府中ビル：3.5%削減 千里ビル：5.4%削減 本店ビル：15.7%削減	府中ビル：4%削減 千里ビル：2%削減 芝ビル：1%削減 本店ビル：5%削減
廃棄物の排出	府中ビル、千里ビル：15%削減 本店ビル：10%削減	府中ビル：39.1%削減 千里ビル：6.5%削減 本店ビル：4.2%増加	府中ビル、千里ビル：20%削減 芝ビル：10%削減 本店ビル：15%削減
グリーン調達の実施	本店ビル：90%	本店ビル：94.6%	本店ビル、芝ビル：91%

※1 ISO認証取得サイト(本店ビル、府中ビル、千里ビル)の目標値と実績値

※2 ISO認証取得サイト(本店ビル、芝ビル、府中ビル、千里ビル)の目標値

※3 府中ビル、千里ビルは2008年度比、本店ビルはみなし年間使用量比みなし年間使用量は2012年度第2四半期の使用量の4倍値をベースラインに設定

※4 本店ビルは2012年度比、府中ビル、千里ビルは2008年度比(電力は2010年度比)芝ビルは2013年度第2四半期の4倍値をベースラインに設定

外部審査員による指摘事項

ISO14001の運用において毎年部門相互間で内部環境監査員による内部環境監査を実施しています。当グループでは外部の専門家を交えて内部環境監査を実施することに

外部審査員による指摘事項

評価できる点	本店ビル、千里ビル、府中ビル ① CSR関連の商品につき、毎年、顧客ニーズを踏まえた新たな開発・普及・拡販を継続的に推進していることは、まさに環境と経営の両立であり大いに評価されます。 ② 組織体制として、別々であったISO委員とCSR委員を統合したことは、効率的に取り組みを進めることができることから大変評価できます。 ③ 中長期計画として、グループ会社や店舗へのサイト拡大もしっかり見据え全体のマネジメントをしっかりと意識していることは、多少のイレギュラーな予期せぬ出来事にもしっかり対応できると考えられ大変評価できます。
	芝ビル 芝ビルへの認証範囲拡大に際し、規格や構築されているEMSに沿って「適合性」「運用状況の有効性」を常に意識し、漏れないよう進められていました。サンプリングの範囲内ですが、口頭でのアドバイス程度は別にして改善の機会として取り上げるべき事項が発生しなかったことは評価できます。

より、事務局への牽制機能と客観性を確保しています。直近では2013年7月に内部環境監査を実施しました。

外部審査員による評価では、ISO認証対象の各拠点においてCSR関連商品について毎年顧客ニーズを踏まえた新たな開発・普及・拡販を継続的に推進していること、ISO委員とCSR委員とを統合して運用の効率性を増していること、中長期計画としてグループ会社や店舗への展開を見据えたマネジメントに取り組んでいることが評価されました。

環境パフォーマンスと環境負荷削減対策

当グループでは事業活動で使用する紙やエネルギーなどのインプットと、事業活動から排出するCO₂や廃棄物などのアウトプットの双方の環境負荷の低減に努めています。三井住友信託銀行の国内拠点の環境パフォーマンスは下記の通りです。経営統合に伴う各拠点の設備容量や業務量の変更と夏季の電力ピークカット対策などがパフォーマンスに影響しています。

2012年度のCO₂排出量は4万7,037トンで前年度の3万9,309トンから19.7%の増加となりました。電力使用量は拠点の集約や本店ビルでの地域熱供給の活用などの効果で昨年度比0.5%の増加でした。一方でガス使用量の増加などによって全体では19.7%と大幅な増加となりました。

CO₂排出量が大きい府中ビルでは東京都の環境確保条例に基づく温暖化ガス排出量削減対策のため、2011年度に高効率熱源システムへの更新、電算室基準空調機の外気冷却時における加湿蒸気の抑制など抜本的な省エネ・

省CO₂対策を導入しましたが、設備導入後に東京電力管内で夏季の節電対応が実施されたために温暖化対策で導入した電気式空冷ヒートポンプチャラーをメインとした運用から電力ピークカットを目的としたガス炊きの冷水発生機での運転に変更せざるを得ず、電力ピークカットには貢献したものの、ガス使用量が大幅に増加したため、当初予定したCO₂の削減効果が得られませんでした。また、本店ビルでの電力使用量削減は地域熱供給による削減の効果でもあり、CO₂の間接排出量は増加しています。千里ビルは電算システムの負荷は増加していますが、エレベーターのインバータ化、LEDの導入で増加分を補っています。

東京都環境確保条例の削減義務達成や省エネ法の努力

義務達成に努めるとともに、今後も電力需給バランスや温暖化対策の双方に対応したバランスのとれたエネルギーマネジメントに努めます。

紙の使用量に関しては、プリンターでの印刷やコピー機の使用にあたり紙節減対策を目的としたデフォルト設定や細かな削減対策の積み重ねにより、使用量を前年度から10.6%削減することができました。合わせて再生紙の購入比率を増加させています。紙の排出量に関しては、保管書類の廃棄を推進したこともあり紙使用量の減少にも関わらず前年とほぼ同量の廃棄量となりました。今後も大量に紙を使用している部門での具体的な削減対策とすでに成果を出している印刷物の在庫管理や発注方法の変更を拡大していく方針です。

環境パフォーマンス(国内拠点)

使用量(インプット)	単位	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
総エネルギー投入量	GJ※4	1,081,210	1,107,152	977,992	1,019,835
電力使用量	千kWh	94,177	95,432	85,480	85,901
ガス使用量	千m ³	1,938	2,012	1,087	2,475
ガソリン使用量※1	kl	674	674	684	542
紙投入量※2	t	963	898	992	887
うち再生紙	t	385	338	377	592
水使用量※1	m ³	201,319	199,939	150,900	174,062

排出量(アウトプット)	単位	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
CO ₂ 排出量	t・CO ₂	45,897	45,541	39,309	47,037
廃棄物等総排出量※3	t	2,077	1,882	1,766	1,749
紙排出量	t	1,601	1,360	1,360	1,361
うち再利用率	t	1,559	1,334	1,309	1,296
リサイクル率	%	97	98	96	95
その他廃棄物排出量	t	1,365	1,261	406	388
うち再利用率	t	1,144	1,064	207	96
リサイクル率	%	84	84	51	25

●集計期間：2012年4月1日～2013年3月31日 ●2009～2011年度は旧中央三井THと旧住友信託の合計値

※1 一部の店舗を除く ※2 コピー用紙、コンピュータ用紙が対象 ※3 主要拠点ビル

※4 GJ:ギガジュール ギガ(giga)は10億。ジュール(joule)はエネルギー・仕事量・熱量の国際単位。

2 環境マネジメントの運用改善

中長期目標の設定

当グループ全体での取り組みを強化することを目的として環境マネジメントの中長期目標を設定することとし、CO₂削減と循環型社会形成に関して中長期目標を設定しています。環境パフォーマンスデータの情報収集体系の整備を図りつつ2014年度に見直しを行う予定です。

三井住友信託銀行環境中長期目標

CO ₂ 削減 (電力使用削減)	2020年度における電力使用原単位(電力使用量/延べ床面積)を2009年度比で10.5%減とする。 (三井住友信託銀行)
循環型社会形成 (廃棄物)	2015年度における再生紙及び環境配慮型用紙購入率を75%以上とする。 (本店、芝、府中、千里の各拠点)

環境マネジメント運用体制の グループ会社、支店への展開

当グループでは経営統合と拠点の集約に伴い、当初制定した環境マネジメントシステム運用規則を改定し、同時に各拠点でのISOの活動をCSR活動と統合させて体制面での運用効率化を図りました。

全フロアの約半分にグループ会社が入居している芝ビルをISO14001の認証サイトに追加したことに伴い、今後グループ会社への環境マネジメントの取り組みを拡大させていきます。本店ビル、府中ビル、千里ビルに入居するビル管理、IT関連、バックオフィス関連のグループ会社は従来より信託

銀行のISO14001の枠組みに組み込まれており、また日興アセットマネジメント株式会社、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社は独自の環境マネジメントシステムを構築していましたが、今後、芝ビルに入居している金融事業会社等においても環境への取り組みを推進していきます。

国内各地の支店に関しては、従来から全社員を対象に環境マネジメントに関するe-learningを実施し環境取り組みの動機付けを図ってきましたが、グループを挙げての取り組みを推進する観点から、全国の支店においても環境パフォーマンス情報を収集し、具体的な環境負荷削減の取り組みを推進することとしました。

3 エコ店舗第1号の開店

2013年11月に新規開店した新百合ヶ丘支店を環境配慮型店舗(エコ店舗)の第1号店とし、屋上への太陽光発電設備の設置、建物の使用電力量を可視化するBEMS(ビル・エネルギー管理システム・システム)導入でCO₂排出量の削

減に努めます。また、営業車両に電気自動車を採用しました。新百合ヶ丘支店ではCASBEE不動産マーケット普及版による評価認証を目指して、環境配慮活動を推進します。

環境配慮型店舗第1号店 三井住友信託銀行 新百合ヶ丘支店

環境配慮型店舗第1号店として、CO₂排出ゼロを目指します。

当支店は、2013年11月1日に開店しました。三井住友信託銀行初の「エコ(環境配慮型)店舗」として、屋上の太陽光パネルの設置や電気自動車の使用、建物の使用電力量を可視化するエネルギー管理システム「BEMS(Building Energy Management System)」を導入しており、さまざまな取り組みを通じCO₂排出ゼロを目指します。



新百合ヶ丘支店 支店長
小西 裕子



店舗外観



発電電力を見える化



屋上の太陽光パネル



電気自動車の充電

4 サプライチェーンでの取り組みの強化

三井住友信託銀行(以下、SMTB)では、社内を使用する文具・備品などの購入にあたっては「グリーン購入対象商品を始め省エネ型商品等、環境に配慮した商品を優先して購入する」ことを規定しています。購入品の中でも特に使用量の多いコピー用紙については、環境負荷とコストに配慮した商品を総務部が選定し、原則として当該選定品を集中購買して使用することとしているほか、使用量の削減に向けた活動を展開しています。

また、さらなる環境負荷削減の取組推進にあたっては、SMTB単独での取り組みに加えSMTB購入品のサプライヤーとの協力関係が重要になってくると考えています。2013年11月にはWWFジャパンや紙のユーザーである他の企業とともに「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」を設

立し、サプライチェーンにわたってESGに配慮した紙製品の提供が普及拡大するような活動を共同で展開していきます。

「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」の基本的考え方

自らの事業活動に適した責任ある調達方針、行動計画、目標等を策定し、運用を行うことを基本とし、コンソーシアムとしては、2020年までに持続可能な紙利用を実践します。

- 信頼できる認証制度や再生紙を優先的に利用すること
- 保護価値の高い地域を破壊していないこと
- 伐採にあたって原木生産地の法令を守り、適切な手続きで生産されたものであること
- 重大な環境・社会的問題に関わる事業者の製品ではないこと

お客さまから信頼をいただくための取り組み

金融機関には、お客さまに商品の仕組みやリスクを適切かつ十分にご説明し、ご理解いただくことが強く求められています。また、顧客情報の管理やお客さまの満足度を高めることも一層重要となっています。当グループは、こうした課題達成のためにさまざまな取り組みを進めています。



1 顧客保護等管理

基本的な取り組み方針

従来よりも複雑な仕組みや特徴を持つ金融商品が増加するなか、金融機関には、その商品の仕組みやリスクなどをお客さまに適切かつ十分にご説明し、ご理解いただくことが強く求められています。また、お客さまからの苦情や要望などに対する適切な対応や、顧客情報の適切な管理の重要性も一層高まっています。

こうしたなか、当グループは顧客保護等を経営上の最重要課題の一つと位置付け、当グループに対するお客さまの期待と信頼に応えるため、グループ各社の顧客保護および利便の向上に向けた基本方針を「顧客保護等管理規程」において定めています。また、これらを遵守し、誠実かつ公正な企業活動が遂行できるよう、チェック体制・推進体制を整備しています。これらの整備を通じて、課題や問題点などに対して自己規律に基づき適切に対処できるよう各種取り組みを進めています。

グループ各社においては、三井住友トラスト・ホールディングスが定めた基本方針に基づき、それぞれの業務特性に応じた適切な顧客保護等管理体制を整備しています。

取り組みの概要

お客さまへの適切な情報提供

三井住友信託銀行では、お客さまに対する金融商品・サービスの提供にあたり、お客さまの知識、経験、財産の状況および取引を行う目的を踏まえ、お客さまの理解と納得が得られるよう適切かつ十分な説明を行っています。

具体的には、金融商品の勧誘や販売に関する方針を店頭やホームページで公表しているほか、適合性原則※の徹底や適切な情報提供などを定めた顧客説明マニュアルの

作成による社内規則の整備、さらに研修の充実などを通じて、お客さまの立場に立った適正な金融商品の勧誘・販売を徹底しています。

特に、リスク商品取引については、ご高齢のお客さまへの説明が適切に行われているかモニタリングを行い、必要に応じ勧誘ルールの見直しを行います。

※ 顧客の知識、経験、財産の状況、金融商品取引契約を締結する目的に照らして、不適当な勧誘を行ってはならないという規制。

顧客情報管理

当グループは、お客さまの個人情報の保護に万全を期するための取り組み方針として個人情報保護宣言(98頁参照)を定めているほか、お客さまの情報を適切に管理し、グループ内でお客さまの情報を共同利用する場合には、個人情報保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他関連法令等に従い、適切に対応するようにしています。

顧客サポート等管理

お客さまからの相談・苦情等に対し誠実かつ迅速に対応し、可能な限りお客さまの理解と納得を得て解決することを目指すとともに、「お客さまの声ポータル」の活用により、発生原因の把握・分析を行い、お客さまの利便性向上のため、業務改善に向けた取り組みを行っています。

外部委託管理

業務の外部委託を行う場合には、業務遂行の的確性とともにお客さま情報の適切な管理等お客さま対応の適切性が確保されるよう、外部委託先の運営状況の確認、評価を通じたモニタリングを行っています(80頁参照)。

2 お客さま満足向上への取り組み

基本的な取り組み方針

情報化社会の進展などにより、お客さまがご自身の判断で、自由に取引金融機関を選ぶことができるようになり、金融機関が提供するサービスには、より高い水準が求められています。このような時代の要請に応えるべく、当グループでは商品・サービスの改善を継続的に進め、お客さまにお選びいただける金融機関でありたいと考えています。

当グループは、高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまに総合的な解決策を迅速にご提供していきます。また、「お客さま本位」を徹底し、最善至高の信義誠実と信用を重んじ確実を旨とする精神を持って、お客さまの安心と満足のために行動していきます。

三井住友トラスト・グループの個人情報保護宣言

わたくしたち、三井住友トラスト・グループは、お客様や株主様の個人情報の保護に万全を期するため下記の取組方針を定め、これを遵守することを宣言いたします。

記

1. 関係法令等の遵守

当グループ各社は、個人情報の保護に関する法律、主務官庁のガイドラインやその他の規範を遵守いたします。

2. 適正取得

当グループ各社は、お客様の個人情報を業務上必要な範囲で適正かつ適法な手段により取得いたします。

3. 利用目的

当グループ各社は、個人情報の利用目的を通知または公表し、法令に定める場合を除いて利用目的の範囲内において利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

4. 委託

当グループ各社は、個人情報の取扱いを委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう、委託先を適切に監督いたします。

5. 第三者への提供

当グループ各社は、法令で定める場合を除き、お客様からお預かりしている個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。

取り組みの概要

お客さまの声を反映する仕組み

三井住友信託銀行では、全国の営業店やテレホンセンター、ホームページに寄せられる「お客さまの声」のほか、各支店に備え置く「お客さまの声アンケート」により、多くのご意見・ご要望を頂戴し、より良い商品・サービスの提供へつなげています。

社員のCS意識向上のための取り組み

三井住友信託銀行では、社員一人一人が日頃からお客さま本位のサービスを実践できるよう、教育・研修に注力しています。

ただし、合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合、別途定める特定の者との間で共同利用する場合は、お客様の同意をいただくことなく、お客様よりお預かりしている個人情報を第三者に提供することがあります。

6. お客様からのお問い合わせ等への対応

当グループ各社は、個人情報の開示・訂正等の手続きを定め、個人情報の取扱いについてのご質問・ご意見や内容照会・訂正等のお申し出につきまして迅速かつ的確に対応いたします。

7. 安全管理措置

当グループ各社は、個人情報の管理にあたっては、漏えい等を防止するため組織面、人事面、システム面でそれぞれ適切な安全管理措置を講じ、個人情報保護に必要な責任体制を整備いたします。

8. 継続的な改善

当グループ各社は、個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを継続的に見直し、改善に努めます。また、すべての役員・社員が個人情報保護の重要性を理解し、個人情報を適切に取扱うよう教育いたします。

<主な教育・研修内容>

- CS講演会の開催：テーマパークや航空会社など、異業種の方を講師としてお迎えし、社員向けの勉強会を実施しています。
- 新入社員研修：あいさつの仕方など一般のビジネスマナーのほか、お客さまの立場に立った対応とはどういうことか、といったことを題材にディスカッションを行っています。
- 接客対応ロールプレイング等の実施：接客対応のロールプレイングを実施し、対応スキルの向上を図っています。また、ご高齢のお客さまの日常生活動作を体験することで、サービスの改善を目指す、「高齢者擬似体験セミナー」の受講を行っています。
- CSに関する情報の共有：各営業店におけるCS活動の好事例や、お客さまからいただいたお褒めの言葉などを、イントラネットを通じて情報共有しています。



CS講演会の様子

バリアフリー・ご利用いただきやすい 店舗環境の整備

三井住友信託銀行では、どなたにも安心してご利用いただける営業店環境を目指して、さまざまな取り組みを実施しています。

例えば、目が不自由なお客さまにも円滑にお取引いただけるよう、「視覚障がい者対応ATM」や「誘導用点字ブロック」の設置・導入を進めるとともに、預金や借入れなどに関する代筆・代読に対応した社内手続きを定めています。

また、聴力の弱いお客さまに、より安心してご利用いただけるよう、全営業店に「耳マーク表示板」「補助犬同伴可ステッカー」を掲示するほか、「筆談ボード」「助聴器」「コミュニケーションボード」を窓口に設置しています。



銀行リテールカ調査で総合第2位となりました

2013年9月の『日経ヴェリタス』に掲載された「銀行リテールカ調査※」において、三井住友信託銀行は、調査対象となった全国117の銀行中、総合ランキングで第2位となりました。

特に高い評価を受けたのは、「資産運用」と「住宅ローン」における商品充実度で、中でも資産運用の充実度は第1位の評価を得ています。

三井住友信託銀行は、お客さまにふさわしい運用プランを提案し、投資一任契約を結ぶことで、運用に係る投資判断や売買、管理などを、お客さまに代わり一

括して行う「ラップ口座」など、信託銀行らしい品ぞろえを充実させてきました。また、全ての支店に投資運用のコンサルティング責任者を配置し、お客さまのご要望に合うポートフォリオをご提案する営業モデルを徹底しています。このような地道な取り組みにより、今回の高評価を獲得することができました。今後も、高い専門性と総合力を駆使し、きめ細かいサービスの提供に努めていきます。

※「銀行リテールカ調査」とは、日本経済新聞社と日経リサーチが共同で全国の117銀行を対象に、店頭サービスや金融商品の充実度を比べるものです。

Process 3

信頼を高め 事業基盤を 堅固にする CSR活動



共通価値の創造

企業が推進する社会貢献のテーマはさまざまですが、当グループは、①環境・生きもの応援活動、②サクセスフル・エイジング支援活動、③地域・社会貢献活動の三つの活動を中心に取り組みを強化しています。こうした取り組みが追求する社会的価値は、当グループの事業とは直接関連性のないものも含まれていますが、地道な活動が続けることでお客さまや地域社会からの信頼を高め、結果的に当グループの事業基盤を堅固にするものと考えています。

社会的価値増加

共通価値の創造

(持続可能な社会の形成)

当グループの
事業基盤の強化

環境・生きもの
応援活動



With You

真摯な取り組みを通じた
信頼性の向上



地域・社会
貢献活動

サクセスフル・エイジング
支援活動



教育水準の低下



自然破壊

地域における
社会問題



犯罪・災害



生物多様性の喪失



サクセスフル・エイジング

全国での活動

三井住友信託銀行は、全国各地の営業拠点を中心に、地域に根ざした社会貢献活動である“With You活動”を推進しています。



甲信越・北陸 ●



2013NIIGATAオフィス・アート・ストリート参画

地域・社会貢献活動



多くの方に新潟の歴史や文化を感じていただくため、毎年恒例で行われているイベントで、開催期間中は町がアートに彩られます。新潟支店・新潟中央支店も毎年、ショーウィンドウにアーティストによる作品を展示しています。

東海 ●



春の交通安全運動サポートキャンペーン実施

地域・社会貢献活動



愛知県下8営業店部は、春の全国交通安全運動にあわせて「春の交通安全運動サポートキャンペーン」を実施しました。キャンペーン期間中は地元警察署と連携し、街頭で交通安全・飲酒運転防止を呼び掛け、地域の安全に貢献しました。

近畿 ●



うりぼうファームプロジェクトに参加

地域・社会貢献活動



丹波篠山地区在住の方や外国人の方との理解を深めることを目的とするもので、神戸支店・神戸三宮支店の社員と外国人の方、地元高校生など約50名が丹波黒豆の栽培・収穫作業を共同で行い、交流を深めました。

山陽・山陰 ●



ピンクリボン運動

サクセスフル・エイジング支援活動



岡山支店・岡山中央支店は乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを多くの人に伝えるため、共同で岡山対がんシンポジウムに参加しました。また店舗ロビーでパネル展も実施し、乳がんに関する理解を深めていただきました。

九州 ●

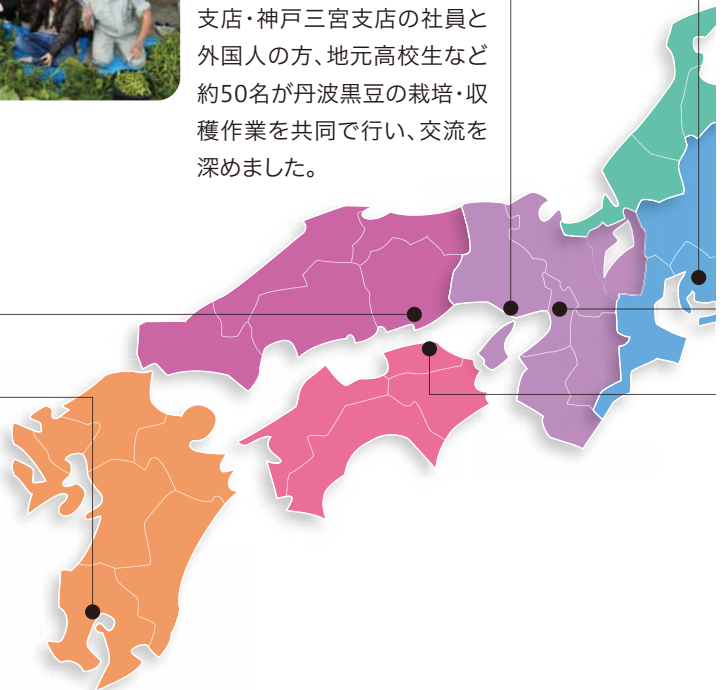


アマミノクロウサギの保護活動に参加

環境・生きもの応援活動



特別天然記念物であるアマミノクロウサギの生息地、奄美大島の自然を守るため、鹿児島支店は「アマミノクロウサギ・トラスト・キャンペーン」に参加しました。鹿児島支店は8,066㎡相当の森を買い取る資金を寄付し「三井住友信託の森」と名付けられました。



With You

●北海道



北限ブナ林の保全再生活動

環境・生きもの応援活動



札幌支店・札幌中央支店は、黒松内に自生するブナの原生林を守るため、共同で「北限ブナ林の保全再生ツアー」を企画しました。このツアーには両支店合わせて35名が参加し、ブナの幼木の植樹作業を行いました。

●東北



ガレキを生かす森の防波堤プロジェクトに参加

環境・生きもの応援活動



本プロジェクトは、三陸沿岸300kmにわたって広葉樹の苗木を植樹し、土地本来の植生に基づいた森を作る計画です。宮城県岩沼市で行われた植樹活動には、当グループ社員とその家族160名が参加し、さまざまな種類の苗木を植樹しました。

●関東



シルバーカレッジ開催

サクセスフル・エイジング支援活動



お客さまに安全・安心で充実した老後を過ごしていただくため、芝営業部、吉祥寺支店・吉祥寺中央支店は、シルバーカレッジ会員の方を対象に、各界の第一人者を講師とするセミナーを開催し、大変好評をいただきました。

●関東



ディスプレイ・メッセージを大胆に変えました

地域・社会貢献活動



中野支店は、ディスプレイを“音楽の街・中野”をイメージしたデザインに大幅に変更しました。このディスプレイは、中野区都市観光サイト「まるっと中野」でも紹介され、お客さまや近隣の皆さまに大変好評をいただいています。

●近畿



「元気百歳百科」パネル展を開催

サクセスフル・エイジング支援活動

三井住友信託銀行は、ILC-Japanが作成した、日本の高齢者をとりまく環境についてまとめた冊子「元気百歳百科 データ集」を配布しています。この冊子をお客さまに広く知っていただくため、難波中央支店は、冊子の一部を紹介するパネル展を行いました。



●四国



サンポート高松・中央通り清掃活動

地域・社会貢献活動



高松支店では、毎月、サンポート高松・中央通りの一斉清掃に参加しています。清掃活動は、高松市の実施する美化活動の一環として34年前から行っているもので、支店の社員全員が、毎回当番を決めて参加しています。

With You活動推進の取り組み

With You活動とは

三井住友信託銀行は、地域社会に貢献し、地域の皆さまと強固な信頼関係を築くため、地域に根ざした社会貢献活動である“With You活動”を展開しています。

With You活動では、①環境・生きもの応援活動、②サクセスフル・エイジング支援活動、③地域・社会貢献活動の三つを特に重視し推進しています。

三井住友信託銀行では、このWith You活動の内容を類型化し、活動の難易度や効果を計り、活動の目安を設定するガイドラインとして、2012年度からポイント制度を導入し、組織的な活動の推進を図っています。

また、With You活動において、営業活動への展開プロセス・結果や、お客さまからの評価、継続性、創意工夫など、総合的に顕著な成果を上げた支店を「With You優秀賞」

「With You特別賞」として表彰し、その活動内容を全国支店で共有することで、With You活動の積極的な展開を図っています。

With You活動の狙い

営業成果獲得

大規模集客イベント
小規模集客イベント
営業に結びつく
新たな手法の開拓
外部への講師派遣

環境負荷低減

環境配慮活動

評価ポイント

ブランドイメージの向上

教育への貢献
社員参加型活動
寄附活動

情報発信

ロビー等展示
With You冊子完全配布
ブログ更新

2013年度上期With You優秀賞

名 駅 南 支 店

「春の交通安全運動サポートキャンペーン」の実施

名駅南支店は、4月1日～4月30日に愛知県下8営業店部で行われた「春の交通安全運動サポートキャンペーン」を主導しました。

愛知県は2005年以降、2010年を除き2012年まで、交通事故による死亡者数が全国で最も多い県です。そこで、名駅南支店は愛知県警と協力し、交通安全への取り組み促進・交通遺児等育成基金への寄付を目的としたキャンペーンを実施しました。

キャンペーンでは、交通安全に向けた具体的な取り組みとして、三井住友信託銀行の商品に100万円以上お預け入れいただいたお客さまの中で、安全運動に取り組む意思を表明する「交通安全宣言書」を提出した方に、ギフト券(ガソリンカード)を贈呈しました。また、愛知県警とタ

イアップし、県内で交通安全の取り組みを訴える活動を実施しました。

このキャンペーンの結果、8営業店部合計で698件、31億円の入金を獲得し、公益財団法人 交通遺児育英会に69,800円の寄付を行いました。

キャンペーン活動を通じ、名駅南支店が新たな顧客ニーズ喚起方法として、社会貢献活動と販促キャンペーンを組み合わせた活動を展開し、顧客基盤の拡大につながった点や、継続的にWith You活動に取り組んでいる点が評価され、With You優秀賞に選定されました。



チラシ配布の様子(支店前)



名古屋駅交番前



名古屋駅交番前

2013年度上期With You優秀賞

芝営業部

「シルバーカレッジ夏期講習」の開催

芝営業部では、他店部に先駆けて、文化・歴史・健康など幅広い教養テーマについて、講師の方にお話しいただく「シルバーカレッジ」を実施しています。「シルバーカレッジ」は富裕層のお客さまとの取引拡大を狙いとするもので、シニア層・富裕層にとって関心の高いテーマを中心に、2012年度は連続6回のセミナーを開催しました。

この2012年度に実施したシルバーカレッジが、ご参加いただいた方に大変好評だったことから、2013年度は前回の参加者に新たにメンバーを加え、「シルバーカレッジ夏期講習」として教養セミナーを開催しました。

2012年度、2013年度と連続での開催によって、新規のお客さまとの取引のほか、投資信託(ラップ口座含む)、遺言信託、住宅ローンなど、幅広い面で営業効果を得ることができました。

芝営業部は、2012年度のシルバーカレッジでの成功を生かし、営業戦略の一つとして独創性ある企画を継続実施した点と、シルバーカレッジの継続によって大きな営業成果に結び付けた点が評価され、2013年度のWith You優秀賞に選定されました。芝営業部では、今後も定期的にシルバーカレッジを開催する予定です。

教養セミナーの概要

開催日時	講座名	講師
第1回 2013年7月31日	芝の散歩道(その2)	清田 和美氏 (NPO法人 江戸前21理事長)
第2回 2013年8月29日	栄養失調になって いませんか? ～たんぱく質が足りないよ～	柴田 博氏 (人間総合科学 大学院教授)



夏期講習の様子

シルバーカレッジ
夏期講習チラシWith You支店ブログ ウェブサイトURL: <http://branchblog.smtb.jp/>

三井住友信託銀行は、地域独自の情報をリアルタイムで発信し、地域貢献に対する思いを支店担当者が生の声で伝えることで、地域の皆さまとの関係を深めることを目的に、「With You支店ブログ」を立ち上げまし

た。本ブログは、全国の支店におけるWith You活動の取り組みを随時紹介するほか、セミナーやパネル展の開催を案内するなど、お客さまとのコミュニケーション手段として積極的に活用されています。



その他のWith You活動

ESD「持続可能な開発のための教育」

持続可能な社会を形成していくためには、経済や社会に環境の視点を取り込み、人と自然とが共生する社会づくりと人づくりに取り組んでいくことが重要になります。このような教育の場において、社会や暮らしのあり方を変革していく学びの機会ESD(Education for Sustainable Development)と呼ばれており、三井住友信託銀行では、



専門家(慶應義塾大学
岸由二名誉教授)への
インタビュー



集水域生態系が
広がる神奈川県
三浦市・小網代の森



森の中に生息する
アカテガニ



ICTを活用した学
校での授業(三浦
市立岬陽小学校)

小学校において、ICT(テレビ動画等)も活用しながら近隣のナショナル・トラストの活動を次世代を担う子供たちに教える取り組みを継続的に行っています。

アミノクロウサギ・トラスト・キャンペーン

世界自然遺産の登録が予定されている奄美大島には、特別天然記念物アミノクロウサギやルリカケスをはじめ、多くの希少な生きものがすむ森があります。

公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会は、この国内有数の豊かな森を乱開発から守るため、市民や企業の皆さまに呼びかけて、約100ヘクタールの森を買い取る資金を、全国から募るキャンペーンを実施しました。三井住友信託銀行の鹿児島支店は、このキャンペーンに参加し、土地の買い取りを支援しました。



With You活動のご紹介ツール

社会貢献活動レポート『With You』

三井住友信託銀行は、地域の皆さまと強固な信頼関係を築くため、全国各地の営業拠点を中心に、地域に根ざした社会貢献活動を展開しています。三井住友信託銀行は、このような「With You活動」の各支店の取り組みなどを、社会貢献活動レポート『With You』で紹介しています。

ウェブサイトURL: <http://smth.jp/csr/report/>



グリーンTV

グリーンTVジャパンは、豊富な海外のコンテンツに加え、日本独自に制作した総数1,000本以上もの映像コンテンツを無料で提供しています。

三井住友信託銀行は、2007年の設立当初からメディアスポンサーとしてグリーンTVを支援しており、環境コンテンツの制作、ESD推進などでさまざまな連携を図っています。

ウェブサイトURL: <http://www.japangreen.tv/>



さまざまな企業行動指針などへの参加と活動

当グループは、国際的な企業行動指針や原則に署名し、その活動を実践するとともに、国連組織や海外の企業・NGOなどと協力し合いながら、国際的な行動基準づくりへも積極的に参画しています。

国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI)への署名



UNEP FIは、金融機関に環境や持続的発展(サステナビリティ)に配慮した行動を促すための国際的ネットワークです。2003年10月に日本の信託銀行として初めて署名して以来、当グループは、本イニシアティブを積極的に支持しています。

UNEP FI 不動産ワーキンググループ (UNEP FI PWG)への参加

UNEP FI PWGは、持続可能な開発を促進する不動産金融—「責任ある不動産投資; RPI (Responsible Property Investment)」を促進するためにUNEP FIの署名機関が組成したワーキンググループの一つです。当グループは2007年6月に参加し、RPI普及促進のためのメディアチームの一員となるなど中心メンバーとして活動しています。

「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」 リーダーシップ宣言に署名



当グループは、2008年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議において、ドイツ政府の主導による「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」に賛同し、世界の33社とともにリーダーシップ宣言に署名しました。以来、世界のリーダー企業の一員として、生物多様性問題に積極的に取り組んでいます。

国連グローバル・コンパクト (国連GC)への署名



国連GCは、アナン前国連事務総長により提唱された人権、労働、環境、腐敗防止に関する行動原則で、署名企業はその実践に向けた取り組みが求められます。当グループは、2005年7月に日本の銀行として初めて署名し、その支持・促進を通じて社会の良き一員として行動することを宣言しました。なお、当グループは国連GCの署名企業が参加するグローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク(GC-JN)のメンバーにもなっています。

自然資本宣言



三井住友トラスト・ホールディングスは、2012年6月にリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」において国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「自然資本宣言(The Natural Capital Declaration)」に署名しました。三井住友トラスト・ホールディングスは国内で唯一の署名金融機関です。

国連責任投資原則(UN PRI)への署名



当グループ各社は、2006年5月に、国連グローバル・コンパクトとUNEP FIが共同事務局となり策定した「国連責任投資原則」に署名しています。この原則は機関投資家や運用機関に対し、投資の意思決定に際してESG(Environmental=環境、Social=社会、Governance=企業統治)を考慮するよう求めるものです。

BSRへの加盟



BSR(Business for Social Responsibility)は、全世界250社以上の会員企業と連携し、持続可能(サステナブル)なビジネス戦略の開発に取り組む米国のCSR推進団体です。当グループは、2010年1月に同団体に加盟し、中国株SRIOにおけるリサーチ情報の提供や管理職向けの研修への講師の派遣など、事業に密着したCSRを推進する上でさまざまなサポートを受けています。

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21世紀金融行動原則)の策定と実践

当グループは、日本の金融機関が横断的に参加し、持続可能な社会に向けた具体的な行動をとることを目指す21世紀金融行動原則の策定に主体的に関わってきました。現在は、運営委員長として、署名機関を取りまとめ、原則の浸透を図るための取り組みを進めています。



GRIガイドライン対照表 (サステナビリティ・日本フォーラム日本語版参照)

グローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI):

1997年に米国の非営利団体組織であるセリーズ (CERES: Coalition for Environmentally Responsible Economies) と国連環境計画との合同事業として設立されました。持続可能性報告書に掲載する情報について、比較可能性、信憑性、厳密性、タイミングの適切性、検証可能性の基本条件を達成しつつ、持続可能性報告の業務慣行を財務報告書並みのレベルに高めることを目的としています。初版ガイドラインを2000年に発行し、2002年度、2006年度の改訂を経て、2013年度に第4版が発行されました。

● = 規定された開示項目 ※ グローバル・コンパクト

項目	指標	記載ページ	GC※
一般標準開示項目			
戦略および分析			
4.1 ●	組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関する組織の最高意思決定者の声明	P4,5	
4.2	主要な影響、リスクと機会	P6,12,13,68,69,81-86,100,101	
組織のプロフィール			
4.3 ●	組織の名称	P117	
4.4 ●	主要なブランド、製品およびサービス	P14-67	
4.5 ●	組織の本社の所在地	P117	
4.6 ●	組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載している持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称	P116	
4.7 ●	組織の所有形態や法人格の形態	P116	
4.8 ●	参入市場 (地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む)	P10,11,116-117	
4.9 ●	組織の規模 ● 総従業員数 ● 総事業所数 ● 純売上高 ● 株主資本および負債の内訳を示した総資本 ● 提供する製品、サービスの量	P91,115-116	
4.10 ●	a 雇用契約別および男女別の総従業員数 b 雇用の種類別、男女別の総正社員数 c 従業員・派遣労働者別、男女別の総労働力 d 地域別、男女別の総労働力 e 組織の作業の相当部分を担う者が、法的に自営業者と認められる労働者であるか否か、従業員や請負労働者 (請負業者の従業員とその派遣労働者を含む) 以外の者であるか否か f 雇用者数の著しい変動	P91-92	
4.11 ●	団体交渉協定の対象となる全従業員の比率	—	
4.12 ●	組織のサプライチェーン	P8	
4.13 ●	報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合はその事実、 ● 所在地または事業所の変更 (施設の開設や閉鎖、拡張を含む) ● 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化 (民間組織の場合) ● サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化 (選択や終了を含む)	P96	
外部のイニシアティブへのコミットメント			
4.14 ●	組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取り組み方	P82-85,93-96	原則7
4.15 ●	外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したもの	P25,33,39,46,51,52,56,57,67,77,96,107	

項目	指標	記載ページ	GC※
4.16 ●	(企業団体など)団体や国内外の提言機関で、組織が次の項目に該当する位置付けにあるもの - ガバナンス組織において役職を有しているもの - プロジェクトまたは委員会に参加しているもの - 通常の会員資格の義務を超える多額の資金提供を行っているもの - 会員資格を戦略的なものとして捉えているもの 主として、組織レベルで保持している会員資格を指す	P107	
特定されたマテリアルな側面とバウンダリー			
4.17 ●	a 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体 b 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることはないか	P8-9	
4.18 ●	a 報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセス b 組織が「報告内容に関する原則」をどのように適用したか		
4.19 ●	報告書の内容を確定するためのプロセスで特定したすべてのマテリアルな側面		
4.20 ●	各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリー - 当該側面が組織内でマテリアルであるか否か - 当該側面が、組織内のすべての事業体(G4-17による)にとってマテリアルでない場合、 - G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルでない事業体または事業体グループの一覧、または、 - G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルである事業体または事業体グループの一覧 - 組織内の側面のバウンダリーに関して具体的な制限事項		
4.21 ●	各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリー - 当該側面が組織外でマテリアルであるか否か - 当該側面が組織外でマテリアルである場合には、当該側面がマテリアルである事業体または事業体グループ、側面がマテリアルとされる理由となった要素を特定。また、特定した事業体で当該側面がマテリアルである地理的所在地 - 組織外の側面のバウンダリーに関する具体的な制限事項		
4.22 ●	過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由		
4.23 ●	スコープおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更		
ステークホルダー・エンゲージメント			
4.24 ●	組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧	P9,97-99, 102-106	
4.25 ●	組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定および選定基準		
4.26 ●	ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法(種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度など)、またエンゲージメントを特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否か		
4.27 ●	ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか(報告を行って対応したものを含む)。また主なテーマや懸念を提起したステークホルダー・グループ		
報告書のプロフィール			
4.28 ●	提供情報の報告期間(会計年度、暦年など)	P2,117	
4.29 ●	最新の発行済報告書の日付(該当する場合)		
4.30 ●	報告サイクル(年次、隔年など)		
4.31 ●	報告書またはその内容に関する質問の窓口		
GRI内容索引			
4.32 ●	a 組織が選択した「準拠」のオプション b 選択したオプションのGRI内容索引 c 報告書が外部保証を受けている場合、外部保証報告書の参照情報	P108-114	
保証			
4.33 ●	a 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行 b サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基準 c 組織と保証の提供者の関係 d 最高ガバナンス組織や役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か	—	

項目	指標	記載ページ	GC※
ガバナンス			
ガバナンスの構造と構成			
4.34	● 組織のガバナンス構造（最高ガバナンス組織の委員会を含む）。経済、環境、社会影響に関する意思決定の責任を負う委員会	P70-77,86	
4.35	最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会テーマに関して権限委譲を行うプロセス		
4.36	組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会テーマの責任者として任命しているか、その地位にある者が最高ガバナンス組織の直属となっているか否か		
4.37	ステークホルダーと最高ガバナンス組織の間で、経済、環境、社会テーマについて協議するプロセス。協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス組織へのフィードバック・プロセスがある場合は、そのプロセス		
4.38	最高ガバナンス組織およびその委員会の構成 ● 執行権の有無 ● 独立性 ● ガバナンス組織における任期 ● 構成員の他の重要な役職、コミットメントの数、およびコミットメントの性質 ● ジェンダー ● 発言権の低いグループのメンバー ● 経済、環境、社会影響に関する能力 ● ステークホルダーの代表		
4.39	最高ガバナンス組織の議長が執行役員を兼ねているか否か（兼ねている場合は、組織の経営における役割と、そのような人事の理由）		
4.40	最高ガバナンス組織とその委員会のための指名・選出プロセス。また最高ガバナンス組織のメンバーの指名や選出で用いられる基準 ● 多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか ● 独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか ● 経済、環境、社会テーマに関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか ● ステークホルダー（株主を含む）が関与しているか、どのように関与しているか		
4.41	最高ガバナンス組織が、利益相反が排除され、マネジメントされていることを確実にするプロセス。ステークホルダーに対して利益相反に関する情報開示を行っているか、また最低限、次の事項を開示しているか ● 役員会メンバーの相互就任 ● サプライヤーその他ステークホルダーとの株式の持ち合い ● 支配株主の存在 ● 関連当事者の情報		
目的、価値、戦略の設定における最高ガバナンス組織の役割			
4.42	経済、環境、社会影響に関わる組織の目的、価値、ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標、策定、承認、更新における最高ガバナンス組織と役員の役割	P70-77,86	
最高ガバナンス組織の能力およびパフォーマンスの評価			
4.43	経済、環境、社会テーマに関する最高ガバナンス組織の集会的知見を発展・強化するために講じた対策	P70-77,86	
4.44	a 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスを評価するためのプロセス。当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度。また当該評価が自己評価であるか否か b 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスの評価に対応して講じた措置。少なくとも、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化		
リスク・マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割			
4.45	a 経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス組織の役割 b ステークホルダーとの協議が、最高ガバナンス組織による経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントをサポートするために活用されているか否か	P81-86,87-89	
4.46	組織の経済、環境、社会的テーマに関わるリスク・マネジメント・プロセスの有効性をレビューする際に最高ガバナンス組織が負う役割		
4.47	最高ガバナンス組織が実施する経済、環境、社会影響、リスクと機会のレビューを行う頻度		
サステナビリティ報告における最高ガバナンス組織の役割			
4.48	組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな側面が取り上げられていることを確認するための最高位の委員会または役職	P8-9,70-77	

項目	指標	記載ページ	GC※
経済、環境、社会パフォーマンスの評価における最高ガバナンス組織の役割			
4.49	最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知するためのプロセス	P70-77	
4.50	最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項の性質と総数、およびその対応と解決のために実施した手段		
報酬とインセンティブ			
4.51	a 最高ガバナンス組織および役員に対する報酬方針を、次の種類の報酬 • 固定報酬と変動報酬 （パフォーマンス連動報酬、株式連動報酬、賞与、後配株式、権利確定株式） • 契約金、採用時インセンティブの支払い • 契約終了手当 • クローバック • 退職給付 b 報酬方針のパフォーマンス基準が最高ガバナンス組織および役員の経済、環境、社会目的にどのように関係しているか	P75	
4.52	報酬の決定プロセス。報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か		
4.53	報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め考慮しているか。該当する場合は、報酬方針や提案に関する投票結果		
4.54	組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）に対する比率		
4.55	組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額の増加率について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）の増加率に対する比率		
倫理と誠実			
4.56	● 組織の価値、理念および行動基準・規範（行動規範、倫理規定など）	表2,P1,78-79	
4.57	倫理的、法的行為や誠実性に関する事項について助言を与えるため組織内外に設けてある制度（電話相談窓口）		
4.58	非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、組織の誠実性に関する事項の通報のために組織内外に設けてある制度（ライン管理職による上申制度、内部告発制度、ホットラインなど）		

特定標準開示項目			
マネジメント手法の開示項目			
4-DMA	a 側面がマテリアルである理由。当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響 b マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c マネジメント手法の評価 • マネジメント手法の有効性を評価する仕組み • マネジメント手法の評価結果 • マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容	P8-9	
カテゴリー:経済			
側面:経済パフォーマンス			
EC1	創出、分配した直接的経済価値	P115	
EC2	気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会	—	
EC3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	—	
EC4	政府から受けた財務援助	—	
側面:地域での存在感			
EC5	重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率（男女別）	—	
EC6	重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率	—	
側面:間接的な経済影響			
EC7	インフラ投資および支援サービスの展開と影響	P14-33	
EC8	著しい間接的な経済影響（影響の程度を含む）	—	

項目	指標	記載ページ	GC※
側面:調達慣行			
EC9	重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率	—	
カテゴリー:環境			
側面:原材料			
EN1	使用原材料の重量または量	—	
EN2	使用原材料におけるリサイクル材料の割合	—	
側面:エネルギー			
EN3	組織内のエネルギー消費量	P93-96	
EN4	組織外のエネルギー消費量	P93-96	
EN5	エネルギー原単位	P93-96	
EN6	エネルギー消費の削減量	P93-96	
EN7	製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量	—	
側面:水			
EN8	水源別の総取水量	—	
EN9	取水によって著しい影響を受ける水源	—	
EN10	リサイクルおよびリユースした水の総量と比率	—	
側面:生物多様性			
EN11	保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト	該当なし	
EN12	保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述	該当なし	
EN13	保護または復元されている生息地	該当なし	
EN14	事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストおよび国内保全種リスト対象の生物種の総数。これらを絶滅危険性のレベルで分類する	—	
側面:大気への排出			
EN15	直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1)	P93-96	
EN16	間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2)	P93-96	
EN17	その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出(スコープ3)	P93-96	
EN18	温室効果ガス(GHG)排出原単位	P93-96	
EN19	温室効果ガス(GHG)排出量の削減量	P93-96	
EN20	オゾン層破壊物質(ODS)の排出量	—	
EN21	NOX、SOX、およびその他の重大な大気排出	—	
側面:排水および廃棄物			
EN22	水質および排出先ごとの総排水量	—	
EN23	種類別および処分方法別の廃棄物の総重量	P93-96	
EN24	重大な漏出の総件数および漏出量	—	
EN25	バーゼル条約2付属文書I、II、III、VIIに定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率	P93-96	
EN26	組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値	—	
側面:製品およびサービス			
EN27	製品およびサービスによる環境影響緩和の程度	P14-33,58-66	原則8,9
EN28	使用済み製品や梱包材のリユース、リサイクル比率(区分別)	—	
側面:コンプライアンス			
EN29	環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数	—	
側面:輸送・移動			
EN30	製品の輸送、業務に使用するその他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響	P93-96	原則8
側面:環境全般			
EN31	環境保護目的の総支出と総投資(種類別)	—	
側面:サプライヤーの環境評価			
EN32	環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率	—	
EN33	サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響(現実的、潜在的なもの)、および行った措置	—	

項目	指標	記載ページ	GC※
側面:環境に関する苦情処理制度			
EN34	環境影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度を通じて申立、対応、解決を行ったものの件数	—	
カテゴリー:社会			
サブカテゴリー:労働慣行とディーセント・ワーク			
側面:雇用			
LA1	従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率(年齢、性別、地域による内訳)	P91-92	
LA2	派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付(主要事業拠点ごと)	—	
LA3	出産・育児休暇後の復職率と定着率(男女別)	P90	
側面:労使関係			
LA4	業務上の変更を実施する場合の最低通知期間(労働協約で定めているか否かも含む)	—	
側面:労働安全衛生			
LA5	労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率	—	
LA6	傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数(地域別、男女別)	P91	
LA7	業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数	—	
LA8	労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ	—	
側面:研修および教育			
LA9	従業員一人あたりの年間平均研修時間(男女別、従業員区分別)	P89,92	
LA10	スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援	P92	
LA11	業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率(男女別、従業員区分別)	P92	
側面:多様性と機会均等			
LA12	ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳(性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別)	P70-77, 90-92	
側面:男女同一報酬			
LA13	女性の基本給と報酬総額の対男性比(従業員区分別、主要事業拠点別)	—	
側面:サプライヤーの労働慣行評価			
LA14	労働慣行クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	—	
LA15	サプライチェーンでの労働慣行に関する著しいマイナス影響(現実のもの、潜在的なもの)と実施した措置	—	
側面:労働慣行に関する苦情処理制度			
LA16	労働慣行に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	P90	
サブカテゴリー:人権			
側面:投資			
HR1	重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権スクリーニングを受けたものの総数とその比率	—	
HR2	業務関連の人権側面についての方針、手順を内容とする従業員研修を行った総時間(研修を受けた従業員の比率を含む)	P87-89	原則1,2
側面:非差別			
HR3	差別事例の総件数と実施した是正措置	—	
側面:結社の自由と団体交渉			
HR4	結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策	—	
側面:児童労働			
HR5	児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策	該当なし	
側面:強制労働			
HR6	強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策	該当なし	
側面:保安慣行			
HR7	業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率	—	
側面:先住民の権利			
HR8	先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置	該当なし	

項目	指標	記載ページ	GC※
側面:人権評価			
HR9	人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率	P87-89	
側面:サプライヤーの人権評価			
HR10	人権クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	—	
HR11	サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)および実施した措置	—	
側面:人権に関する苦情処理制度			
HR12	人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	—	
サブカテゴリー:社会			
側面:地域コミュニティ			
SO1	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率	—	
SO2	地域コミュニティに著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を及ぼす事業	—	
側面:腐敗防止			
SO3	腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク	—	
SO4	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	P78-80	原則10
SO5	確定した腐敗事例、および実施した措置	P80	
側面:公共政策			
SO6	政治献金の総額(国別、受領者・受益者別)	—	
側面:反競争的行為			
SO7	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果	—	
側面:コンプライアンス			
SO8	法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数	—	
側面:サプライヤーの社会への影響評価			
SO9	社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	—	
SO10	サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)および実施した措置	P96	
側面:社会への影響に関する苦情処理制度			
SO11	社会に及ぼす影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度に申立、対応、解決を図ったものの件数	—	
サブカテゴリー:製品責任			
側面:顧客の安全衛生			
PR1	主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率	該当なし	
PR2	製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数(結果の種類別)	該当なし	
側面:製品およびサービスのラベリング			
PR3	組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率	該当なし	
PR4	製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数(結果の種類別)	該当なし	
PR5	顧客満足度調査の結果	P99	
側面:マーケティング・コミュニケーション			
PR6	販売禁止製品、係争中の製品の売上	該当なし	
PR7	マーケティング・コミュニケーション(広告、プロモーション、スポンサー活動を含む)に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数(結果の種類別)	—	
側面:顧客プライバシー			
PR8	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数	—	
側面:コンプライアンス			
PR9	製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金金額	—	

財務ハイライト

2012年度の連結業績につきましては、マーケット関連収益が減少したことに加え、経営統合に伴う連結会計処理のプラス影響がほぼ解消したことにより、実質業務純益は前年度比575億円減益の2,846億円となりました。

当期純利益(2011年度の株式交換に伴う負ののれん発生益除き)は、与信関係費用、株式等関係損益の改善などにより、同125億円増益の1,337億円となりました。

期末配当金につきましては、連結配当性向30%程度を目処とする配当方針に基づき、1株当たり4円75銭(2012年12月にお支払いしました中間配当金4円25銭を含め、この1年間にお支払いする配当金の合計額は、前年度から50銭増配の9円00銭)とさせていただきます。

■2012年度決算の概要

<連結>三井住友トラスト・ホールディングス(連結)

(単位:億円)

	2011年度(A)	2012年度(B)	増減(B)-(A)	増減率
実質業務純益	3,422	2,846	△ 575	△ 16.8%
経常利益	2,721	2,550	△ 170	△ 6.3%
当期純利益(株式交換に伴う負ののれん発生益除き)	1,212	1,337	125	10.3%
(当期純利益)	(1,646)	(1,337)	(△ 308)	(△ 18.8%)
自己資本ROE※1	9.58%	7.48%	△ 2.10%	—
EPS※2	38円54銭	31円27銭	△ 7円27銭	△ 18.9%

与信関係費用	△ 89	61	150	168.8%
--------	------	----	-----	--------

※1 自己資本当期純利益率(2011年度については、株式交換に伴う負ののれん発生益を含む当期純利益で算出)

※2 1株当たり当期純利益(2011年度については、株式交換に伴う負ののれん発生益を含む当期純利益で算出)

<単体>三井住友信託銀行(単体)

(単位:億円)

	2011年度(A)※3	2012年度(B)	増減(B)-(A)	増減率
実質業務純益	2,390	2,102	△ 287	△ 12.0%
資金関連利益	2,283	2,072	△ 210	△ 9.2%
手数料関連利益	1,649	1,676	27	1.6%
特定取引利益	125	241	115	92.2%
その他業務利益	818	506	△ 312	△ 38.1%
経費	△ 2,486	△ 2,394	92	3.7%
臨時損益等	△ 808	△ 196	612	75.7%
経常利益	1,581	1,906	324	20.5%
特別損益	△ 445	△ 316	129	29.0%
当期純利益	564	1,051	487	86.5%

与信関係費用	11	53	42	378.7%
--------	----	----	----	--------

※3 単体の過年度数値:旧中央三井信託銀行(単体)、旧中央三井アセット信託銀行(単体)、旧住友信託銀行(単体)の単純合算

(注1) 金額が損失または減益の項目には△を付しています。

(注2) 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しています。

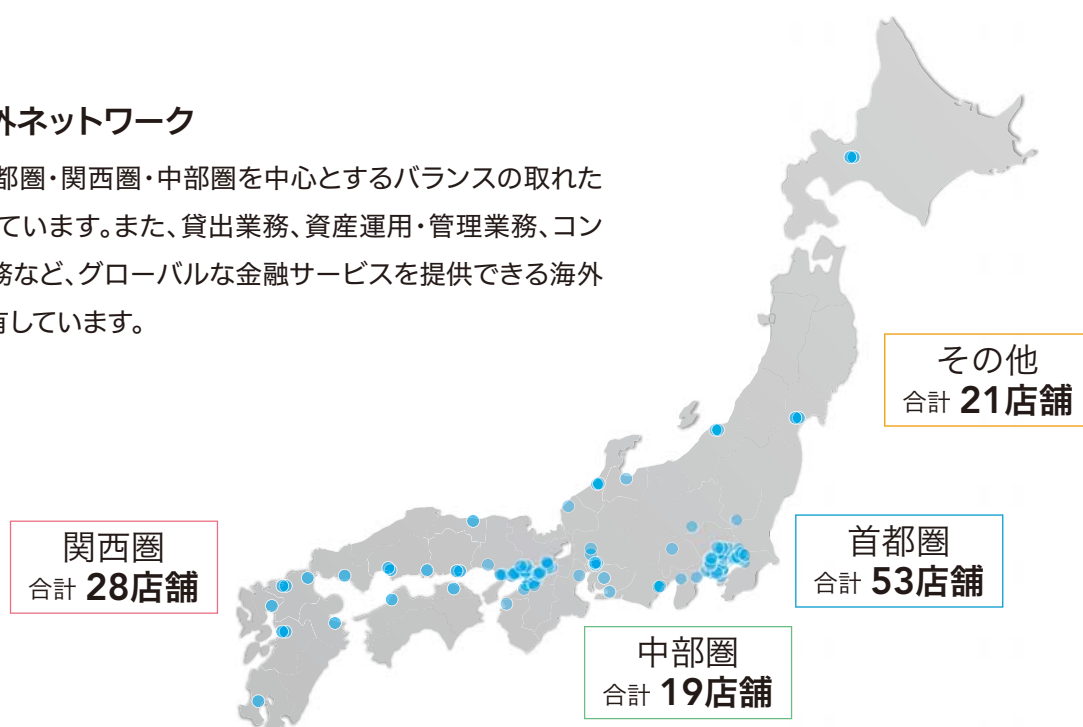
<配当>

	2011年度(A)	2012年度(B)	増減(B)-(A)
1株当たり配当金(普通株式)	8円50銭	9円00銭	0円50銭

拠点網

国内店舗・海外ネットワーク

当グループは首都圏・関西圏・中部圏を中心とするバランスの取れた拠点網を構築しています。また、貸出業務、資産運用・管理業務、コンサルティング業務など、グローバルな金融サービスを提供できる海外ネットワークも有しています。



■国内拠点数

(2014年2月末現在)

	支店	コンサルプラザ・ コンサルオフィス等
首都圏	53 (43.8%)	25
関西圏	28 (23.1%)	8
中部圏	19 (15.7%)	1
その他	21 (17.4%)	0
合 計	121 (100.0%)	34

国内においては、首都圏・関西圏・中部圏を中心とするバランスの取れた店舗ネットワーク

■海外拠点

(2013年11月末現在)

【米国】

- ニューヨーク支店
- Sumitomo Mitsui Trust Bank (U.S.A.) Limited (資産管理業務)

【欧州】

- ロンドン支店
- Sumitomo Mitsui Trust International Limited (海外受託営業業務)
- Sumitomo Mitsui Trust Bank (Luxembourg) S.A. (資産管理業務)
- Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited (ファンド管理業務)
- Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited (資産管理業務)

【アジア】

- シンガポール支店
- 上海支店
- 香港支店
- 北京駐在員事務所
- 北京(証券業務)駐在員事務所
- 紫金信託有限責任公司 (信託業務・金融業務)
- 三井住友信託(香港)有限公司 (資産運用業務・金融業務)
- ジャカルタ駐在員事務所
- ソウル駐在員事務所
- バンコク駐在員事務所

グローバルな金融サービスを提供できる海外ネットワーク

三井住友トラスト・グループの基本情報

当社の概要(2013年9月末現在)

商号	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
本店所在地	東京都千代田区丸の内1-4-1
設立日	2002年2月1日(2011年4月1日 商号変更)
主な事業内容	信託銀行を中核とする、三井住友トラスト・グループの業務執行管理型の持株会社として、 以下(1)～(6)を主な機能としています。 (1) グループ経営戦略企画機能 (2) 業務運営管理機能 (3) 経営資源配分機能 (4) リスク管理統括機能 (5) コンプライアンス統括機能 (6) 内部監査統括機能
資本金	2,616億872万5,000円
発行済株式総数	普通株式 3,903,486千株 優先株式 109,000千株
上場証券取引所	東京(第1部)、名古屋(第1部)
証券コード	8309

三井住友トラスト・グループの基本情報

格付情報(2013年12月末現在)

三井住友トラスト・ホールディングスは格付を取得していません。子会社の三井住友信託銀行の格付は以下の通りです。

		長期	短期	財務
三井住友信託銀行	スタンダード&プアーズ (S&P)	A+	A-1	—
	ムーディーズ (Moody's)	A1	P-1	C
	フィッチ・レーティングス (Fitch)	A-	F1	a-※
	日本格付研究所 (JCR)	AA-	—	—
	格付投資情報センター (R&I)	A+	a-1	—

※ 持続性格付を記載

2014年3月発行
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 経営企画部CSR推進室
 〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-1
 電話 03-6256-6251 ファクス 03-3286-8741
 ホームページ <http://smth.jp/csr/index.html>

三井住友トラスト・ホールディングス「2013 CSRレポート」アンケート

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 経営企画部CSR推進室 行

FAX 03-3286-8741

(当社ホームページからでもアンケートにお答えいただけます。下記のURLからご回答ください)

<http://smth.jp/csr/report/index.html>

Q1 | 本レポート全体について、どのようにお感じになりましたか？

- | | | | |
|----------|---------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|
| ● 内容 | ☐ 充実している | ☐ 普通 | ☐ もの足りない |
| ● 分かりやすさ | ☐ 分かりやすい | ☐ 普通 | ☐ 分かりにくい |

Q2 | 本レポートにある三井住友トラスト・グループのCSRへの取り組みについてどう思われましたか？

- | | | | | |
|----------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|---------------------------------|
| ☐ 十分評価できる | ☐ 評価できる | ☐ 普通 | ☐ あまり評価できない | ☐ 評価できない |
|----------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|---------------------------------|

Q3 | 本レポートで印象に残ったもの、関心を持たれたものはどの項目でしょうか？(いくつでもお選びください)

- | | |
|---|---|
| ● ☐ トップコミットメント | ☐ 共通価値を創造するCSR活動 |
| ☐ 国連GC、サステナビリティ方針、ISO26000 関連内容掲載ページ | ☐ マテリアリティの特定にあたって |
| ☐ 当グループのビジネスモデル | ☐ 当グループ 事業のステイタス |
| ● Process 1 | ☐ 金融機能を生かした気候変動問題への対応 |
| ☐ 銀行事業 | ☐ 金融機能を生かした超高齢社会問題への対応 |
| ☐ 資産運用・管理事業 | ☐ 金融機能を生かした自然資本問題への対応 |
| ☐ 不動産事業 | ☐ 社会的問題の解決に向けて |
| ● Process 2 | ☐ コーポレートガバナンス・内部統制 |
| ☐ 公正な事業遂行の取り組み | ☐ コンプライアンス(法令等遵守)体制 |
| ☐ 人権と三井住友トラスト・グループ | ☐ リスク管理 |
| ☐ 環境負荷低減に向けた取り組み | ☐ 社員と三井住友トラスト・グループ |
| ● Process 3 | ☐ 全国での活動 |
| ☐ 三井住友トラスト・グループのCSR さまざまな企業行動指針などへの参加と活動 | ☐ お客さまから信頼をいただくための取り組み |
| ☐ 財務ハイライト | ☐ With You活動推進の取り組み |
| | ☐ GRIガイドライン対照表 |
| | ☐ 三井住友トラスト・グループの基本情報 |

Q4 | 本レポートについて、良い点、改善すべき点など、ご意見・ご感想をお聞かせください。

Q5 | 本レポートをどのような立場でお読みになりましたか？

- | | | | |
|-----------------------------------|---|---------------------------------|------------------------------------|
| ☐ 個人のお客さま | ☐ 法人のお客さま | ☐ 株主・投資家 | ☐ 企業のCSR担当者 |
| ☐ 研究・教育関係者 | ☐ NPO・NGO職員 | ☐ 報道関係者 | ☐ 政府・行政関係者 |
| ☐ 学生 | ☐ 三井住友トラスト・グループの社員 | ☐ その他() | |

ご協力ありがとうございました。お差し支えない範囲で、ご記入をお願い致します。

お名前: _____ ご職業・ご勤務先: _____

ご住所: 〒 _____

お電話番号: _____

このアンケートは、CSRレポートの一層の充実を目指して実施しており、それ以外の目的でご記入いただいた個人情報を使用することはありません。当社は個人情報の適正な管理に努めています。